

# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Inches 1 2 3 4 5 6 7 8  
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 **40** 1 2 3 4 5 6 7 8 9 **50**

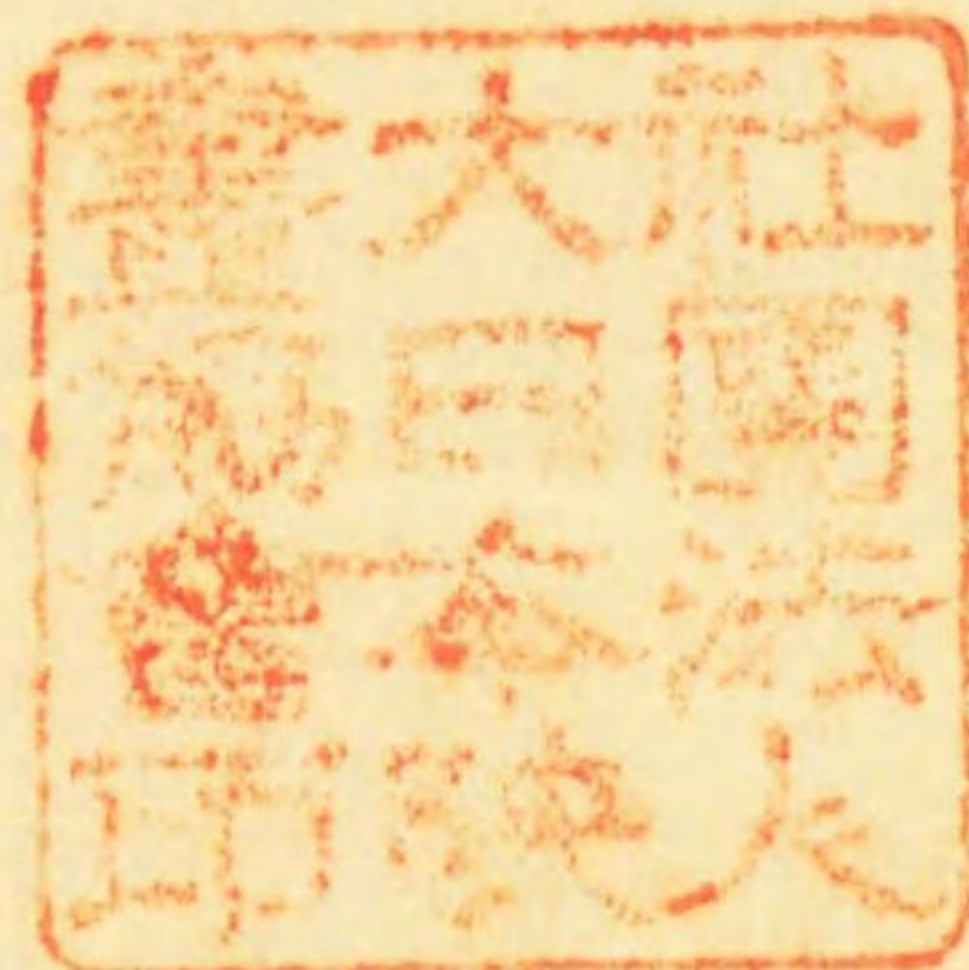
210.58  
1653d



00229779



19.7.22  
782



企畫部





35.8

大日本維新史料



358

大日本維新史料



210.58

I653d

II



229779



積德之有考  
其德之有考  
其德之有考  
其德之有考  
其德之有考











大日本維新史料 第三編ノ二

目次

安政五年

二月

朔 日 關白九條尙忠ニ命ジ、非常ノ際ナルヲ以テ、所勞ヲ勗メテ出仕セシム。……………一

同 日 福井藩主松平慶永、老中松平忠固ヲ訪ヒ、鹿兒島藩主島津齊彬ノ密書ヲ示シ、朝旨ノ出ルニ先ダチ、速ニ大將軍ノ繼嗣ヲ定メンコトヲ勸告ス。……………三

同 日 水戸藩主徳川慶篤父子、藩翼弘道館ノ諸生ニ諭シテ、文武孰レニモ偏セズ、禮儀ヲ重ンジ、師長ニ敬事セシム。……………九

同 日 日出藩主木下俊程ノ江戸芝愛上屋敷焼失ス。……………一一

二 日 仁孝天皇十三回聖忌、懺法講ヲ清涼殿ニ修ス。是日ヨリ六日ニ至ル。連日出御アリ。五日・六日ノ兩日、法會ヲ般舟三昧院・泉涌寺ニ營ム。……………一四



同日 參議冷泉爲理ヲ議奏加勢ニ補ス。尋デ日六之ヲ罷ム。……………六三

同日 幕府、寛永寺<sup>江戸</sup>野執當住心院ニ命ジ、日米條約案文ヲ日光東照宮ニ供へ、神慮ヲ候セシム。……………六五

同日 幕府、水口藩主加藤明軌・岡部藩主安部信寶・大田原藩主大田原富清・小倉藩支藩主小笠原貞正ニ大坂加番ヲ命ズ。……………六七

同日 幕府、目付一色邦之助ニ大船製造及軍艦操練掛ヲ命ズ。……………七〇

三日 田安家老水野忠徳、將軍繼嗣問題ニ關シ、密ニ書ヲ福井藩主松平慶永ニ贈リ、幕府大奥其他ノ和歌山藩主徳川慶福擁立ニ傾ケル情勢ヲ報ズ。……………七一

四日 弘前藩主津輕順承、藩士ニ諭シテ武技ニ精勵セシム。……………七八

同日 箱館奉行、外國人ニ雇傭セラル、諸職人ノ賃錢ヲ定ム。……………七九

五日 老中堀田正睦、京都ニ著シ、本能寺ニ謁ス。……………九二

同日 幕府、中奥小性土岐頼徳ヲ以テ、講武所頭取ト爲ス。……………一一一

同日 幕府、長崎在勤ノ目付木村圖書ニ外國貿易事務立會ヲ兼務セシメ、同松平久之丞ニ歸府ヲ命ズ。……………一一二

同日 幕府、昨年和蘭船ノ齎セル別段風説書和解ヲ、三家以下諸侯ニ廻示ス。……………一一八

八日 幕府年頭使宮原義直、參内、正ヲ賀ス。……………一七八

同日 幕府、評定所留役勘定加藤餘十郎ヲ以テ代官<sup>備後</sup>ト爲ス。尋デ日<sup>十六</sup>代官<sup>備後</sup>屋代増之助ニ支配場所替<sup>攝津・河</sup>ヲ命ジ、壹萬石ヲ増地ス。……………一八九

九日 老中堀田正睦、參内、金品ヲ獻ズ。小御所ニ於テ龍顔ヲ拜シ、天盃ヲ賜ハル。……………一九二

同日 幕府、新番頭林元賓・先手永井尙徳ヲ西丸留守居ニ、日光奉行松平乘利ヲ新番頭ニ、持頭河尻鎮長ヲ日光奉行ニ、中奥小性渡邊孝綱ヲ山田奉行ニ轉補ス。……………二二四

同日 大坂城代土屋寅直、同町奉行久須美祐雋ノ建議ヲ容レ、大坂及其附近ノ開港ヲ否トスル意見ヲ、老中堀田正睦ニ上ル。……………二二七

同日 福井藩士橋本左内<sup>景</sup>京都ニ至ル。日<sup>七</sup>是日、三條家諸大夫森寺常安ニ頼リテ、密ニ内大臣三條實萬ニ謁シ、詳ニ海外ノ情勢ヲ述べ、大將軍建儲ノ急務ナルヲ説ク。<sup>十四・十六・二十二日、左内、マダ</sup>實萬ニ謁シ、入説スルトコロアリ。……………二三五

十日 江戸日本橋小田原町火アリ。靈岸島・佃島ニ延焼ス。……………二八三



十一日 丁祭。……………三〇二

同日 武家傳奏廣橋光成・同東坊城聰長・議奏久我建通・同徳大寺公純・同萬里小路正房、老中堀田正睦ノ旅館本能寺ニ詣ル。正睦、京都所司代本多忠民・勘定奉行川路聖謨・目付岩瀬忠震等ト、俱ニ宇内ノ形勢ヲ詳説シ、日米條約草案ヲ示シテ朝旨ヲ請フ。……………三〇八

同日 徳島藩主蜂須賀齊裕、京都旁近ノ開港ヲ憂ヘ、率先シテ禁裏守護ノ任ニ當ランコトヲ、前關白鷹司政通ニ上書ス。……………三一

十三日 武家傳奏廣橋光成・同東坊城聰長・議奏萬里小路正房、再ビ老中堀田正睦ノ旅館ニ赴キ、外交事情ニ就キ質疑應答ス。……………三一三

十四日 春日祭。……………三三〇

同日 下田奉行井上清直、蘭國領事「クルチウス」ノ上府近キニ因リ、勅許ヲ俟ツテ速ニ日米假條約ニ調印スルノ要ヲ陳ジ、且、米國總領事「ハリス」ノ病臥中ニ於ケル調印ノ手續ニ就キ、指令ヲ幕府ニ請フ。……………三三四

十五日 幕府、目付一色邦之輔ヲ堺奉行ト爲ス。……………三四〇

同日 小田原藩主大久保忠愨・烏山藩主大久保忠美・館林藩主秋元志朝・安

中藩主板倉勝殷・佐貫藩主阿部正恒・佐野藩主堀田正頌・一宮藩主加納久宜・多古藩主久松勝行・牛久藩主山口弘做・吹上藩主有馬氏郁・大貫藩主井上正兼、就封ニ依リ各登營ス。又、萩藩支族吉川經幹、參府ニ依リ、登營ス。……………三四四

同日 萩藩主毛利慶親、位階昇進ヲ藩士ニ告ゲ、益儉素ヲ旨トシ、文武ニ精勵スベキヲ諭ス。……………三四八

十六日 宸翰ヲ左大臣近衛忠熙ニ賜ヒ、前關白鷹司政通父子ノ外交意見、衆ト異ルトコロアルヲ以テ、叡旨ヲ翼贊スベキヲ諭シタマフ。尋デ<sup>二十</sup>宸翰ヲ關白九條尙忠ニ賜フ。マタ同ジ。……………三四九

同日 幕府、令シテ諸國人別改帳ヲ本年八・九月ノ交迄ニ提出セシム。……………三七〇

十七日 日米修交通商條約案及老中堀田正睦等ノ陳情書ヲ廷臣ニ廻示シ、意見ヲ上ラシム。尋デ、權大納言中山忠能・權中納言正親町三條實愛・同正親町實徳・參議八條隆祐・同中院通富・同橋本實麗・同野宮定功等、各奉答書ヲ上ル。……………三七五



連川ヲ脱ス。尋テ、離籍ヲ幕府ニ請ヒ、允サル。後ニ至リ、紀氏、名ヲ護美ト改メ、長岡ヲ姓ト爲ス。……………三九〇

十八日 老中堀田正睦、二條城ヲ檢分ス。……………四〇三

同日 幕府、海防掛諸員ノ勤勞ヲ褒ス。……………四二二

十九日 幕府、大目付土岐頼旨・勘定奉行土岐朝昌・同永井尙志・目付鶴殿長  
銳・勘定吟味役塚越藤助ニ、蘭國領事參府掛ヲ命ズ。……………四二四

二十日 勘定奉行川路聖謨、入道尊融視王ニ謁ス。三月八日、聖謨、再  
ビ、親王ニ謁ス。……………四五四

同日 幕府、蠟・漆・紙・茶ノ生産増加ヲ計リ、令シテ櫛・漆・楮・三叉・  
茶等ノ栽培ヲ獎勵ス。……………四六三

二十一日 朝議アリ。日米條約調印ニ關スル勅裁ハ、猶、諸侯ノ衆議ニ徵シテ定  
メラルベキニ決ス。明日、關白九條尙忠以下參朝ス。前關白鷹司政通、  
調印勅許ノ可ナルヲ唱フ。……………四六七

是夜、關白九條尙忠・前關白鷹司政通・右大臣鷹司輔熙・武家傳奏廣橋光成・議奏久我建  
通・同徳大寺公純・同萬里小路正房・權大納言二條齊敬・同廣幡忠禮・前權中納言綾小路  
有長・參議庭田重胤・左近衛權少將千草有文等ノ邸ニ書ヲ投ジ、朝議、幕府ノ日米條約勅  
許ノ奏請ヲ却クベキヲ陳ズル者アリ。……………四七六

同日 福井藩主松平慶永、本立院大將軍徳川家定生  
母本壽院ノ實妹ニ前水戸藩主徳川齊昭ノ京  
都入説ノ虛妄ナルヲ告ゲ、幕府大奥ノ齊昭ニ對スル嫌疑ヲ釋カンコト  
ヲ依頼ス。……………四八〇

二十三日 武家傳奏廣橋光成・同東坊城聰長・議奏久我建通・同徳大寺公純ヲ老  
中堀田正睦ノ旅館ニ遣シ、日米條約調印ノ事、國家ノ安危・人心ノ歸  
向ニ關スルヲ以テ、更ニ三家以下諸侯ノ議ニ徵シ、勅裁アルベキヲ諭  
シ、狀ヲ幕府ニ報ゼシム。……………四八九

同日 川越藩、品川臺場ニ於テ實彈射擊ヲ行フ。……………四九四

同日 津山藩、藩帑窮乏ニ依リ、節約ヲ令ス。……………四九六

二十四日 幕府、奥詰醫師栗本瑞見ニ蝦夷地在住ヲ命ズ。……………四九九

同日 儒役林輝・目付津田半三郎、京都ヲ發シ、兵庫ヲ視察シテ大坂ニ到ル。  
是日、輝等、大坂城代土屋寅直ヲ訪ヒ、外交事情ヲ告グ。寅直、近畿  
及中國内海ニ開港場ヲ設クルノ不可ナル所以ヲ述ブ。……………五〇一

同日 幕府、水戸藩主徳川慶篤ノ權大納言廣幡忠禮ノ妹銳ヲ娶ルヲ許ス。……………五〇五

同日 鹿兒島藩主島津齊彬、海防ニ關スル意見ヲ藩士ニ徵ス。是日、藩士是



枝柳右衛門、文武獎勵・民力休養等七ヶ條ヲ獻策ス。……………五二四

同日 處士梁川新十郎星書ヲ松代藩士佐久間修理山象ニ復シテ、京都ノ情勢ヲ報ズ。……………五二八

二十五日 武家傳奏廣橋光成・同東坊城聰長・議奏萬里小路正房・同裏松恭光、老中堀田正睦ノ旅館ニ赴キ、近畿開港・京都警衛及貿易患害等、質疑三箇條ニ對スル正睦ノ辯明ヲ聽ク。……………五五〇

同日 箱館奉行村垣範正、北蝦夷地直捌場所差配人松川辨之助ニ差配人元締ヲ命ジ、苗字帶刀ヲ許シ、同差配人鳥井權之助ニ苗字ヲ許ス。……………五六二

同日 周防國妙圓寺住月性、萩ニ至リ、是日、元萩藩士吉田寅次郎松陰ト會談ス。……………五六六

二十六日 征夷大將軍徳川家定夫人敬子、密ニ書ヲ左大臣近衛忠熙ニ寄セ、大將軍建儲ニ關シテ降勅ノ事ナカラシメテ依頼ス。……………五七〇

同日 幕府、目付岩瀬忠震ニ勝手掛ヲ命ジ、日記掛・醫學館掛・學問吟味取扱及濱邸見廻ヲ兼ネシム。……………五七五

同日 幕府、東海道平塚・白須賀・岡崎・池鯉鮒・鳴海・庄野・龜山・水口・石部・草津・桑名十宿ノ人馬及渡船賃錢ノ割増期限ノ五ヶ年延期ヲ令ス。……………五七六

同日 幕府、江戸ノ米價騰貴ニ依リ、融通調節ヲ令ス。……………五七九

同日 彦根藩主井伊直弼、家士長野主膳ヲ京都ニ遣ハシ、老中堀田正睦上京中ノ形勢ヲ偵察セシム。是日、直弼、書ヲ主膳ニ與ヘ、和歌山藩主徳川慶福ヲ以テ、大將軍繼嗣ト爲スコトニ周旋セシム。……………五八五

同日 今曉、京都地震數回、廷臣、參内、天機ヲ候ス。北陸地方、マタ強震アリ。……………六三七

二十七日 幕府、長崎奉行荒尾成允・箱館奉行支配組頭河津三郎太郎ノ勤勞ヲ賞ス。……………六七二

同日 下田奉行井上清直・同中村時萬、米國總領事「ハリス」ノ來月二日下田ヲ發シ、海路上府センコトヲ要請スルノ狀ヲ幕府ニ稟シ、其乗用ニ供センガタメニ、汽船觀光丸ヲ下田ニ廻航セシメンコトヲ請フ。……………六七四

同日 鹿兒島藩士西郷吉之助、大將軍繼嗣ニ關スル幕府大奥ノ情勢ヲ詳報セラル秘書ヲ福井藩主松平慶永ニ呈ス。明日、慶永、之ヲ老中松平忠固ニ



内示シ、密議スルトコロアリ。……………六九三

二十八日 老中松平忠固等、連署シテ書ヲ在京ノ老中堀田正睦ニ致シ、米國總領事「ハリス」ノ出府ヲ要請スルヲ告ゲ、正睦ノ歸府延引ノ事情ヲ、「ハリス」ニ通告センコトヲ求ム。……………七二二

同日 岡藩主中川久昭・丸龜藩主京極朗徹・秋月藩主黒田長元・福江藩主五島盛徳、就封ニ依リ、各登營ス。……………七二四

同日 新發田藩主溝口直溥、領内ニ講學ノ趣旨ヲ諭シ、淳朴ノ風ヲ涵養セシム。……………七二五

同日 鷹司家侍講三國大學、福井藩士中根鞆負ニ、外交問題ニ關スル京都ノ情勢ヲ報ジ、舉國一致、國難ニ當ルベキヲ述ブ。……………七二八

二十九日 前關白鷹司政通、内覽ヲ辭センコトヲ請フ。……………七三〇

同日 箱館奉行村垣範正、外船出入ノタメニ、水先案内人詰所及用船等ヲ設備シ、常備夫ヲ雇傭ス。……………七四二

同日 福井藩士橋本左内景岳 同藩士横山猶藏ニ旨ヲ授ケ江戸ニ歸リ、京都ノ情勢ヲ同藩士中根鞆負ニ報ゼシム。三月九日、猶藏、江戸ニ著ス。……………七四七

晦日 幕府、大目付堀利堅ヲ留守居ニ、西丸目付黒川左中ヲ目付ニ、徒頭大井十太郎ヲ西丸目付ニ補ス。……………七六八

是月 對馬府中藩主宗義和、條約調印ニ關スル幕府ノ諮問ニ對シ、機宜ノ措置アラント答申ス。……………七七二

同月 是ヨリ先、北蝦夷地詰箱館奉行所屬吏、同地ニ越年シ、隨所ヲ踏查シテ露人ノ南進ニ備へ、且、土人ヲ救恤ス。是月、更ニ久春古丹ヨリ西富内ニ通ズル山路ヲ踏查ス。蝦夷地詰箱館奉行所屬吏モ、マタ東西蝦夷地ノ山道ヲ踏查シ、土人ヲ撫育ス。……………七七四

同月 高知藩參政吉田元吉、施政大綱ヲ草ス。……………八七一

同月 米國捕鯨船十一隻、佛國捕鯨船一隻、下田港ニ入ル。……………八七七

橋本左内京都報告書寫眞版

(目次終)





大日本維新史料 第三編ノ二

安政五年戊午 (紀元二五十八年 西曆一八五八年)

二月 大盡 朔丁未

朔日<sub>丁未</sub> 關白九條尙忠<sub>左大臣</sub>ニ命ジ、非常ノ際ナルヲ以テ、所勞ヲ勗メテ出仕セシム。

〔東坊城聰長日記〕<sub>○宮内省圖書寮所藏本</sub>

九條關白仔細所勞

正月廿四日、巳半剋出仕、<sub>○中略</sub>

一關白殿、内實妹昨夜死去之旨、只今告來候ニ付、來月十三日中、依子細所勞御引籠被成候旨、以諸大夫被示、<sub>○中略</sub>

廿五日、巳半剋參 内、<sub>○中略</sub>

一子細所勞中、別 敕出仕先例有無、有御尋、兩役申談、去弘化三年、當右大臣殿、<sub>于時内大臣被、</sub>所勞推<sub>る</sub>出仕之例有之、但、御凶事之御時節、不爲例款、從同役被申立、<sub>○中略</sub>

安政五年二月朔日



安政五年二月朔日

二月一日、晴、○中略

一已剋過參 内、兩役以表使、當日御禮申上、○中略

一關白殿、子細所勞引籠之處、外夷一件ニ付、老中上京且彼是御用之御時節候間、所勞押る可有出仕、以議奏被 仰下、此事、太閤へも御打合之上之御事也。

〔中御門經之日記〕○侯爵中御門經恭所藏本

正月廿四日、丑、晴、○中略

一今日不參 朝、

一殿下、此夜々子細御所勞、來月十三日中御引籠ニ付、神社向内覽ハ被免、跡ニ而可申上、自余ハ内覽有之旨之、

二月一日、未、晴、○中略

一關白殿、去月廿三日々子細御所勞之處、此比御用繁ニ付、所勞被扶御參可有之、今日以議奏被 仰下旨之、爲心得議卿被申渡旨、第一被演說、

右御所勞引、別 勅先例雖無之、近々老中上京亞墨利加一件不容易義ニ付、殿下御引籠ニ而ハ如何、仍今日、雖無先例被 仰下旨之、臨時所置之、

〔平田職修日記〕○宮内省圖書寮所藏本

別勅ハ臨時ノ處置

所勞ヲ勤メテ出仕セシム

二月四日、○中略

一昨日傳聞、殿下尙忠公、去月廿四日比々、廿日御假、九十日御著服、併シ表向ハ御所勞ニ而御引籠有之候處、去一日、御用繁御時節故、所勞押而御出仕與被 仰出候、

右之通、被 仰出候故、去一日御出仕由之、

福井藩主松平慶永越前守 老中松平忠固伊賀守ヲ訪ヒ、鹿兒島藩主島津齊彬薩摩守

ノ密書ヲ示シ、朝旨ノ出ルニ先ダチ、速ニ大將軍ノ繼嗣ヲ定メンコトヲ勸告ス。

〔昨夢紀事〕

二月朔日、例之通り御登城なけれハ、俄に被仰入、松平伊賀守殿へ御逢對として御出あり、(忠固老中)此頃(島津齊彬)の薩摩守殿の事を仰せ入られん御心構なれハ、御演說之御控書を御持參被爲在たり、一應御對話之上にて被指出、如左、

口上控

去月廿八日夕、薩摩守よりの書狀去月六日相認相達、開封ニ及候處、別紙(正月六日ノ條ニ載ス)二通之趣ニ有、誠ニ以恐怖之次第、兼々存付ハ、諸大名之儀ニ付、御心得ニ相成候事ハ、内密申上候様ことの御

安政五年二月朔日

松平慶永松平忠固ヲ訪ヒ島津齊彬ノ密書ニツキ談ズ



慶永島津齊  
彬蜂須賀齊  
裕伊達宗城  
等ト建儲問  
題ヲ商議ス

安政五年二月朔日

示諭も有之、實ニ御威光之興廢ニ關係不少候事故、唐突之義、又ハ御外戚之御儀をも不  
避申上候間、乍恐區々之寸誠忠愛之至ク出候事故、多罪は伏仰御仁免候、  
一、抑、去<sup>(慶永六年)</sup>丑年、

上様御大統を被爲繼候以來、兼々杞憂罷在候事ハ建儲之御義ニ有、表向右之事件ハ至大  
至重之事故不申立候得共、同志面々トハ頻ニ可否議論仕候事ニ候、右之面々ハ松平薩摩  
守・松平阿波守・伊達遠江守三人ニ有、此事ハ内々伊勢守迄ハ每々申述置候、然ル處追々  
之御時世故、昨年表向阿波守・小子兩人申立候、右之通り表向申立ト相成候事故、是迄此  
義相談仕候事、朋友之信義を以て薩摩守・遠江守へハ一通り之趣意申遣し、備中殿御始  
御三人へ精々申上候段申越、其以來ハ追々深き御趣意も奉承知候ニ付、斷然薩摩守・遠  
江守へハ餘事ハ申越候得共、此事ハ毫も精粗共ニ不申遣候、乍去一應前文之通り申越候  
故、近衛殿<sup>(忠殿、左大臣)</sup>ハ薩摩守呈書ニハ小子ノ名入レ有之事ニ御坐候、御不審ニも可有之哉と心付  
候儘、右之譯柄申上候、

一、前文之通り、吳々深き御趣意柄奉承知候事故、決<sup>(兼吉)</sup>外藩と交通仕候様なる事ハ、鏡に  
かけて照然なる事に候、已ニ松平土佐守・立花飛驒守<sup>(山内豐信)</sup>ヲ致相談候事も有之候得共、不同  
意申聞候も此譯ニ有候、扱、今般小子へ薩州方内密之書翰を差越候を、直ニ閣老衆へ申

齊彬ノ密書  
上申ハ公儀  
ノタメナリ

上候儀は、畢竟朋友之信義を破り、甚不好且不快ニ候得共、瑣々たる信義を守り、公儀  
御不爲相成候よりハ、他日此事薩摩守へ相知レ、小子を不信義ものとか、又千々萬々之  
怨恨を受候とも、公儀御爲相成候義專要と奉存候間申上候、小子ニ取り候<sup>(極々迷)</sup>惑仕居候、

一、先日も罷出候節申上候、萬一此度備中殿上 京ニ有、此事於禁廷内 勅有之候は、御  
大事之義と申上置候、然ル處へ今般薩摩守方別紙之通りを御覽被成候ハ、定<sup>(兼々)</sup>申  
合置候事と思召候半も難計候得共、此義決<sup>(兼吉)</sup>左様なる未熟之義ハ鏡にかけて不仕候、其  
仔細は備中殿御上 京も去月御定リニ相成候事ニ有、薩摩守書狀認候去月六日ニ御座候  
得ハ、假令申合セ度とも其往來日數にても照乎たる事ニ御坐候、

一、薩摩守心體、誠ニ以天下之御爲御大事を存詰候餘りより、右之儀も及處置候事ニ有、  
必可惡筋ニは無之、其上格別之心入と實ハ感伏可仕と小子ハ存候間、必他日此別紙ハ薩  
摩守を御狐疑有之様相成候<sup>(兼吉)</sup>ハ、誠以奉恐入候間、小子一命ニ換へ、薩摩守へハ別段是  
迄と相違仕候ニは不及候得共、御待遇不相替候様奉伏願候、  
一、小子考之通り、薩摩守建議も有之候事故、萬一備中殿内 勅有之候<sup>(兼吉)</sup>ハ御威光ニ  
相關り候事故心配仕候、

慶永豫メ齊  
彬ト談合セ  
ズ

齊彬ノ心事  
ヲ疑フ勿レ

内勅降下セ  
バ幕威ヲ損  
ゼン

安政五年二月朔日



齊彬ノ建議  
寫ヲ松平忠  
固ニ示ス

建備ノ事ハ  
台慮ヲ得テ  
堀田ニ申遣  
スベシ

宦官宮妾ノ  
妄言台慮ヲ  
動カサンコ  
トヲ恐ル

慶喜儲君ト  
ナルモ四五  
年ハ恭黙ヲ  
要ス

堀田歸府セ  
バ速ニ慶喜  
儲君ノコト  
ヲ發表スベ  
シ

安政五年二月朔日

一、別紙申上候義ハ政府に限り候、京師其外薩州ハ勿論傳播不仕義、實ニ伏願不過之奉存候、以上、

御名

此外に、(正月六日ノ條ニ載ス)近衛殿・三條殿へ御建議之寫も御開示にて、伊賀殿一覽相濟候上ニ、公仰けるハ、於京都備中殿へ内 勅等被爲在なハ、寡人杯ニ御申聞と違ひ、御英斷次第とも申上られかたかるへく、其邊御不都合ニ相成候半も難量候へハ、實ニ御英斷に任せられ、未定成事にも候ハ、此節伊賀殿・大和守殿(久世廣岡、老中)にて御裁決を伺取られ、備中殿へ申越されなハ萬全なるへき旨を、反復被仰述べられ、伊賀守殊之外大慶にて、かく迄 公儀之御爲を被思召、外藩之事情により、閣老へ御心を添らるハ御眞忠之至りと、深く歡ひ思はるハよしにて、扱申されけるハ、當節御英斷次第とハ申條、同列共も一同に存込、表御役人共も只管申立、親藩・外藩共に建議せらるハ計依頼を受給ふ御方あるに、たとひ 御英斷たりとも、夫に反したる 台慮ニハ差當り要路の人も落合申さず、此節の樞務たる海防懸の面々杯不平を抱き候ハ、御爲にも御用便にもあるまじき事候へハ、台慮も大方は察シ知られて候へと、唯思召の外なる事にて、心のまゝならぬハ宦官宮妾之類にて、此比も墨吏之病氣の事につきて、唐人か落チマシタサウナと申上侍りし由、烏なんとのおおもへるにや、落

六

たるとは餘りある申上様にこそあれ、何事も此類にて、天下の御爲或ハ時勢なといへる事を辨へたる者ハなく、奉公といへるも此日を明し暮しするまでの事を勤としてある族なれハ、日夜あらぬ狂妄之事をのみ申上るなれば、時として 台慮の御動轉もや有らせられんかと痛く心にかゝり候ひぬ、御側衆なんとも當時にては權柄もある事なけれハ、壓伏せて待れと、唯手の届き兼るあたりにハおもひ届し候ひぬと申さる、又一ツには一橋殿(慶喜)西城へ入らせらるハとも、四五年の程は御恭黙ならん事を願ひ侍る、御親子の御間柄など如何あらんと思ひ煩ひ候へ、已ニ御實々の御間にてすら、(第十一代將軍家尊)恭廟御病氣の御時、(第十二代將軍家慶)慎廟參り給ひても御對顔坐さぬ事さへ出来ぬ、是ハ皆左右閣寺の壅蔽離間に出る事候へハ、斯る筋の事もあらんかと今より深く恐れ思へり、されと橋公にハ御至孝之由に承りぬれハ、いと難有辱き事におもひ候なり、實に此度の御事ハ、時の到れるにや、いつこもかく申出ぬるハ、御徳望の勝れさせ給へる故あるへし、現に、先達ハ、公方も承り、將た海防掛杯も申立ぬる所も、實に拔群の御徳器なるに、此時を過してハ御爲にも宜しからず、又過すへき時勢にも候はねハ、備中守歸り次第御發表にもあるへし、さあらんにハ、流石の水老公(徳川齊昭)も辱なさに角も折れ侍るへし、京都の事は篤く申談し、備中も能心得て上り候へハ、縦令内 勅ちとあらんに、聊さはるへき筋候はず、兎角水老公々京都へ御内訴ある様に申沙

安政五年二月朔日

七



汰し候へとも、薩州なとも此仕合候へいつれとても心ゆるすへき方は侍らす、宦官の取るに足らざる事杯ハ、表役人へハ耻かしけれハ申聞候はす、後宮なんとも權ハなけれど、日夜朝暮浸潤膚受之僭愆にハ、殆困却之事共に、（御置家定母、跡部氏）本壽院の御方なともいか、おほすらんと心苦敷候と申さる故、公、（本壽院ノ實妹）本院の事を御晰しありけれハ、伊賀殿、公ハ御内人も同しすちかれハ何かハ苦しかるへき、己か申せしにてハよからねと、さる筋より御周旋あらんハ願はしくこそ候へ、薩州之事ハ（久世廣周、老中）關宿へも御物語あらん様にと申上られて、いつよりもうらなく御物語ありけるよし、公も歸らせ給ふ後に仰られて歡はせ給ふ、

慶永本立院  
ヲ召シ繼嗣  
問題ノ斡旋  
ヲ依頼ス

二月二日、昨日伊賀殿ヲ申されたる事もあれハ、此夕本立院を召され、例の事を御談事ありけるに、當時にてハ閣老衆も承引にて、諸侯諸有司も同じ心に申立る折柄故にや、此尼も心安くおもへる歎、仰之旨ハ委敷申上候へし、十日過比にハ參上候へハ、其折過さす申上奉るへしなと、いつよりも心よく御請に及ひたり、師質よりも申せとの仰なれハ、猶又公の御盛意の止ン事なき趣を申たるに、能くうけかひて奉る物ちんとの事までも、何くれと申談しぬ、

慶永久世廣  
周ヲ訪フ

二月三日、久世大和守殿へ御相對として被爲入、外藩の情狀ニ付、伊賀殿に同しく御内談

ありしに、大和殿も 公の御忠悃を感悅せられて、御申入之事ハ、猶伊賀殿とも申談せらるへしとの事にて、さしたる御物語もなかりしとぞ、

水戸藩主徳川慶篤權中納言父子、藩鬻弘道館ノ諸生ニ諭シテ、文武孰レニモ偏セズ、禮儀ヲ重ンジ、師長ニ敬事セシム。

〔水戸藩達〕○公爵徳川慶順所藏本  
御達留所藏

二月朔日、御達、

御家中子弟等廿五歳以下之族、弘道館修業之儀、文武等分ニ必ス罷出候様去五月中相達置候、各藝術長短ニ由兎角片寄罷出候趣相聞候所、左候と文武不岐之御碑文ニも相當不致候間、以來等分ニ修業可被致候、若心得違候族有之候ハ、御沙汰之品も可有之候條、其旨可被相心得候、

但、乍勿論御日割之外と、いつ方に罷出候とも勝手次第之事、  
右之趣、支配々々にも可被相達事、

〔前水戸藩主徳川齊昭諭書〕○御達留所藏

○二月朔日藩鬻弘道館教授頭取等へ

太公親書寫

安政五年二月朔日

文武孰レニ  
モ偏セズ修  
業ニ精勵セ  
シム



安政五年二月朔日

一〇

諸生ヲ誠メ  
テ禮節ヲ重  
ンジ師長ニ  
敬事セシム

學校本開後、家中子弟追々出精之由令満足候所、中より心得違教官始之申聞を不用、又若  
寄宿生之内にも、夜中悪いと傳ら致候者も有之歟に相聞、如何之事に候、申迄も無之、學校  
之儀若文武之修業ハ勿論、第一禮節を本と可致候處、師長を侮候様之弊風除キ不申候ハ  
以之外に候、古へも扑作教刑杯申事相見え、學校にも刑有之候所、方今之時勢、鞭扑も用兼  
可申候得共、右様不弟之族ハ早速申立、品々を申付様可有之、依此段申聞候也、

二月初日

教授頭取共へ

〔水戸藩、主徳川慶篤諭書〕

〇御達  
留所載

〇二月四日藩覺弘道館教授頭取等へ

今公親書寫

學校に師長を侮候様之者共多相成候者、以之外不宜、右に付、此度

前様(書略)をも御書御下ケ相成候處、得と致評議取締候様可致候、且、右之御書、政府へも指出、  
尙又、諸生共へも拜見爲仕候様可致候事、

二月四日

教授頭取共へ

〔水戸藩覺弘道館教授頭取等諭書〕

〇御達  
留所載

〇二月二十三日弘道館諸生一同へ

藩侯父子ノ  
諭旨ヲ體シ  
師長ヲ侮ル  
弊風ヲ改メ  
シム

當職告諭書口演之覺

兩君様御親書之趣、御家中子弟學校出精之儀 御満足被遊候旨、一同難有 尊慮に被爲在  
候、乍然、中ニ老心得違、師長を侮候様之弊風も入 御聽、畢竟、我々共教導不行届候段恐  
入候義に有之候、學校御設に子弟御教導之爲に、教職・舎長等御立被遊、乍恐、上之思召  
を奉受繼候爲に、職々御立被遊候儀に候得ハ、縦令、一己之才氣に矜務候共、師長を致輕侮  
候ハ、右之

思召に奉背、愈人々を慢候筋に不恭之至、人臣之義を失ひ子弟之道に無之候、學校之儀  
ハ、第一禮節を本と可致との 尊慮も被爲在候通に候所、聖賢之道を乍學、禮節を失、却  
不學之者にモ不如候様あるハ、讀書之詮ハ無之、尊慮を被爲惱、 御親書迄をも賜候程に  
至候段、無勿躰義、奉恐入候事に有之候間、以後猶更相心得、 學中ニ孝弟忠信の者を  
一統致尙慕、不孫弟之者にハ互に異見をも相加、友吟味に致、弊風相改り、奉安 尊慮候  
様致度事と存候、此段面々熟思可被致候事、

二月

教授頭取共

右二月廿三日、文館に諸生一同、拜見被仰付候事、

日出藩主木下俊程飛驒守ノ江戸芝愛宿下上屋敷焼失ス。

安政五年二月朔日

一一



安政五年二月朔日

〔高麗環雜記〕○東京帝國大學所藏本

愛宕下日出  
藩邸焼失

二月朔日、今朝五時前、あそこ下やぶ小路、木下飛驒守屋敷より出火、御殿向不殘焼ル、二万五千石、豊後日出、

〔如坐漏船居紀聞〕○松代藩士山寺源大夫雜記  
久保來復所藏本

江戸來書抄、

○上(二月朔日)  
略、今曉、御上屋敷より壹丁余隔り候木下飛驒守屋敷御殿向御燒失御座候、風次第御屋敷も御近火にて危きふ、幸ニ無風、殊ニ昨日より大雪よて大安心仕候、

〔盛岡藩士山崎忠吉江府詰合私録〕○維新史料編纂會所藏本

二月朔日、晴、○中略、

一今朝六ツ時、愛宕下木下飛驒守殿上屋敷焼失、尤御殿通計より長屋向相殘候由、

〔佐伯藩記録〕○子爵毛利高範所藏本

○二月朔日江戸用狀節録

(二月朔日)  
一今朝夜明頃、藪小路木下飛驒守様御奥向より出火、表御殿向迄不殘御燒失之由、右御近火ニ付、同役隼人始、列座御役人御家中之面々、火事致裝束、早速御表に罷出、御役方之面々、銘々持前御用物致取片付、同役隼人始、列座御役人宅迄こと、御殿向御取締申付、御屋

一二

近火見舞

敷内立廻り防方致差圖、表御長屋西角屋根に御人數爲上候、最初北風より風脇有之候處、少々西風相加、吹廻しよて折々御馬屋屋根・御居所御庭・南裏御長屋屋根に、火之子落散候處、幸ニ昨曉より暮頃迄大雪あり、屋根上貳尺程も降積、夜中氷居候ニ付、飛火之害無之候、火元木下様こと、火事場見廻り町奉行御出役差圖有之、拾人火消・町方火消・諸家様三町之御人數等嚴敷相防、外向に不焼出、御屋敷内より消留、五ツ半時頃及鎮火候付、上々様方御立退御用意而已に御動座無之、何之御障不被遊御座、恐悦奉存候、同役隼人始、列座御役人共、御機嫌伺御怡、御用掛共は謁候、  
一前條御近火ニ付、細川山城守様より御人數并御粥被進、龜井(佐藤、津和野藩主)隱岐守様・大村丹後守様より、  
一御見舞御粥被進候段、御用人共相達候、  
一御番頭仁左衛門申聞候、前條御近火ニ付、御出入町人共早速駈着、出精相働候付、御酒辨當可被下置哉を御元へ共相達候ニ付、其通申渡候段申聞候、  
一御居所御用掛共申聞候、京極(朝敵、丸龜藩主)佐渡守様御客組之廉、木下飛驒守様別御懇意之廉を以、爲御見舞御菓子壹折宛、御近習使を以被進候段相達候、

〔世間物語〕○維新史料編纂會所藏本

二月朔日、快晴、あそこ下、木下飛驒守屋しき出火、

安政五年二月朔日

一三



安政五年二月二日

〔武江年表〕

二月朔日、明六時、芝愛宕下、木下候屋敷より出火、

二日申戌仁孝天皇十三回聖忌、懺法講ヲ清凉殿ニ修ス。是日ヨリ六日ニ至

ル。連日出御アリ。五日・六日ノ兩日、法會ヲ般舟三昧院・泉涌寺ニ營ム。

○懺法講ノ傳奏・奉行等任命ニ關スル史料ヲ次ニ收ム。

〔非藏人日記坤〕○東京帝國大學所藏本

〔安政四年〕十二月八日、乙卯、晴、當番議奏萬里小路大納言殿、其餘惣參、坊城殿不參、傳奏參侍、

一來午年二月、

仁孝天皇十三回聖忌ニ付御懺法、

傳奏

烏丸中〔花政〕納言

奉行

葉室〔長廣〕頭辨

右被 仰出、

〔議奏徳大寺公純通達〕○内閣記録課所藏本 武家書翰往來所載

○正月十二日禁裏附大久保忠良等へ

奉爲

仁孝天皇十三回聖忌懺法講

懺法講傳奏奉行任命

仁孝天皇十三回 聖忌、於 宮中、從來二月二日五箇日、被行懺法講、

傳奏

烏丸中納言

奉行職事

葉室頭辨

右之通被 仰出候、仍爲心得申入候、以上、

正月十二日

徳大寺〔金純〕大納言

大久保大隅守殿 都筑駿河守殿

〔玉山武宗日記〕○宮内省圖書寮所藏本

一月十五日、

十四日事、

一奉爲 仁孝天皇十三回 聖忌、於宮中、從來二月二日五箇日間、被行懺法講、

傳奏

烏丸中納言

奉行職事

葉室頭辨

右之通被 仰出、議奏衆御達、御附衆被爲見有之、

〔非藏人日記坤〕○東京帝國大學所藏本

安政五年二月二日



安政五年二月二日

一六

正月二十日、丁酉、陰晴、當番議奏萬里小路大納言殿、其外惣參、傳奏衆參侍、○中略

一御懺法講傳奏御理、

同替

右被 仰出、

烏丸 光政卿  
萬里小路正房卿

〔議奏久我建通通達〕○武家書翰 往來所載

○正月二十日禁裏附大久保忠良等へ

御懺法講傳奏

依所勞理、

替

右被 仰出候、仍爲心得申入候、以上、

烏丸 中納言  
萬里小路大納言

正月二十日

久我 大納言（建通）

大久保大隅守殿  
都筑駿河守殿

〔雅俗日簿〕○山科言成日記 宮内省圖書寮所藏本

正月二十日、晴、○中略

一傳聞、懺法講傳奏日野中納言御斷、替萬里小路大納言被奉云々、（烏丸光政）

〔議奏坊城俊克通達〕○武家書翰 往來所載

○正月二十五日禁裏附大久保忠良等へ

仁孝天皇十三回 聖忌懺法講、

御導師

本實成院權僧正（龍井門跡院室）

共行公卿

鷹司 右大臣 大炊御門大納言 醍醐中納言（忠實）

伶倫

笙

正親町中納言（實德）

箏 築

町尻太宰大貳（實輔）

笛

裏辻侍從（公覺）

琵琶

安政五年二月二日

一七

導師

伶倫



安政五年二月二日

今出川三位中將(實願)

箏

四辻(公經)中納言 四辻(公經)大夫

散華殿上人

櫛(降輔)筒(降輔)中將 武者小路侍(公香)從 東久世侍(通德)從

坊城(俊政)侍從 六條(有善)大夫 橋本(實榮)大夫

右之通被 仰出候、仍爲心得申入候、以上、

正月廿五日

大久保大隅守殿  
都筑駿河守殿

坊城中納言

〔議奏坊城俊克通達〕○武家書翰  
往來所取

○正月廿六日禁裏附大久保忠良等へ

仁孝天皇十三回 聖忌、於般舟三昧院御法會、

逮夜

着座公卿

久我(建通)大納言 今城前(定善)中納言 庭田(重忠)宰相中將

般舟三昧院  
法會

散華殿上人

石野(基佐)治部大輔 長谷(信成)美濃權介 北小路(俊隆)差次藏人

當日

着座公卿

三條(實萬)內大臣 中山(忠能)大納言 三條(季知)西中納言

散華殿上人

北小路(輝光)越後權介 勘解由小路(光尚)出雲權介 藤嶋(助胤)極(助胤)藤

奉行職事

中御門(經之)辨

同、於泉涌寺御法會、

逮夜

着座公卿

野宮(定輝)前大納言 今城前中納言 中院(通忠)宰相中將

散華殿上人

樋口(輝康)右馬權頭 慈光寺(信成)大夫 北小路差次藏人

安政五年二月二日

一九

泉涌寺法會

一八



安政五年二月二日

二〇

當日

着座公卿

德大寺前内大臣(實盛) 中山大納言 正親町三條中納言(實盛)

散華殿上人

河鱒侍(全透) 從 錦小路大和權介(賴德) 藤嶋極藤

奉行職事

清閑寺(豐房) 辨

右之通被 仰出候、仍爲心得申入候、以上、

正月廿六日

大久保大隅守殿  
都筑駿河守殿

坊城中納言

〔議奏德大寺公純通達〕○武家書箱  
往來所載

○二月四日禁裏附大久保忠良等へ

仁孝天皇十三回 聖忌、於般舟三昧院御法會、

當日

散華殿上人

勘解由小路出雲權介

理

石山右兵衛權佐(基正)

替

右被 仰出候、仍爲心得申入候、以上、

二月四日

大久保大隅守殿  
都筑駿河守殿

德大寺大納言

○二月二日ヨリ六日ニ至ル懺法講執行ニ關スル史料ヲ次ニ收ム。

〔非藏人日記乾〕○東京帝國  
大學所藏本

二月二日、戊申、晴、當番議奏大藏卿殿(實松基光)其外參集、傳奏兩卿參侍、

一殿下・右相府公・座主宮(九條尚忠・藤田輔德)・左大將殿等御參、

一仁孝天皇十三回 聖忌被行懺法講、初日之、傳奏萬里小路大納言正房卿、奉行葉室右大辨

長順朝臣、共行公卿右大臣輔熙公・大炊御門大納言家信卿・醍醐中納言忠順卿、伶倫公卿・

殿上人、散華殿上人等、寅半剋參侍、但、共行公卿家信卿  
已下、自車寄昇降之、傳奏・奉行附重甫・俊彥等、勤之、

一懺法講御導師本實成院僧正、朝座被始、卯半二剋前、出御、終而 入御、午二剋半前、夕座被

安政五年二月二日

二一

主上懺法講  
出御



安政五年二月二日

二二

始、午半剋、終而 入御、未半剋過、

一聽聞所・小四方・臺盤所被設、菅圓座大五枚小二枚、御詰ヨリ受取敷之、

一鬼間公卿、簀子殿上人、聽聞所座之、圓座百枚敷之、内五拾枚、御詰ヨリ借用之、御法事相濟令撤、其後修理

職買等見繕相廻、同列於馬形障子邊聽聞之、此度、他御所同藏人無之物使等見繕相廻、同列於馬形障子邊聽聞之、ニ付、聽聞之儀不相願之、

一伶倫雲客圓座二枚、如先例、勘使江昨日ヨリ相渡置、

一同列一番之輩、御非時頂戴依日割之、相濟之後、御獻奉行衆・番頭・々々代相徳義邦御禮申入、從御

内儀賜御菓子、參勤輩一同令拜領畢、

一從昨一日到七日、虎間東遣戸東江立附、例所之格子每朝可揚、奉行職事被示之、

一車寄南行當、虎間格子下、車寄屏風圍後等三箇所江、臨時行燈出之、

一同列前番殘・前々番辰半剋參勤、當番寅半剋早參、依御靜謐、朝座被始之後、前々番令用赦、其後御用見計、前番令退出、

〔非藏人日記坤〕○東京帝國大學所藏本

二月二日、戊申、晴、酉刻前微震、當番議奏裏松大藏卿殿、其外參集、傳奏衆參侍、

一關白殿・座主宮等御參、

一仁孝天皇十三回 聖忌也、於清涼殿、五箇日被行懺法講、初日也、傳奏萬里小路大納言正

房卿・奉行頭右大辨長順朝臣・共行公卿鷹司右大臣殿已下至六位侍中、各刻限參仕、卯半

清涼殿ニ出御

二刻前 出御于清涼殿、御座被設夜御殿、不被爲在御行導御所作等、午二刻前朝座畢

入御、午半剋再 出御、夕坐被始、未半一刻過 入御事終、先是御塞設、鷺鶴等相戸開、昇

利劍王質等杉戸鎖切、休息所前二枚戸、傳・奉衆掛合之上、依議卿命加指壺、依御香爐被運送也、清

涼殿北廂西辛戸開之、小御所中廊下二枚戸、自西方加指壺、所司代依不參也、御殿御講六位侍中沙

汰也、

一御火鉢夜御殿江壹面、萩戸壹面等被出、御炭斗十能羽等等北廂江出置、

一御拜道廊下至水鳥内中程、女房聽聞所、水鳥内南方ニ所司代聽聞所等雖有之、依不參不及其儀、被設、

惣而修理職沙汰也、

一東庭江附武家・修理職・階番等、月華門内修理職等可廻、議奏卿被命、但、階番御塞已前、附武家御塞後等相廻、申

渡、朝座畢令退出、夕坐 出御之節、更可廻申渡、

一出御方警固、御塞已前可廻、傳奏・奉行被命申渡、

一御門開警固、兼日傳・奉衆被命申渡、今朝不受下知、警固揃次第相廻ニ付、具之旨番頭代迄、可承置被命、御門閉警固退之儀、兼日申渡置、日々不及申渡、

一諸家至同列、御非時頂戴、委御獻方記、同列拜領御禮、當番々頭・番頭代御獻奉行江申上、

一相濟之後、庭上火之元檢知之事、修理職可相廻、取次江申渡、後刻無異之旨申届、議奏卿江

申入、

安政五年二月二日

二二



安政五年二月二日

二四

一自御内儀、御菓子無圖文匣、三蓋、被出之、奥・端參勤一紵分之、晚刻別段御菓子一、硯蓋、御詰當番江賜之、

一同列前番殘・當番寅半刻早參、前々番辰半刻參勤、前々番朝座、前番夕座等、相濟後退出、一傳奏・奉行附重甫・俊彦勤之、

一出御之儀、傳奏衆・内々・外様・端等江申通、

〔東坊城聰長日記〕○宮内省圖書寮所藏本

二月二日、晴、卯剋過參 内、

一自今日奉爲 仁孝天皇十三回 聖忌、於中殿、五ヶ日被行懺法、朝座、卯半剋前 出御、午

二剋半前 入御、夕座、出御午半剋、入御未半剋、御簾胤保朝臣、御華宮供進右大臣、供行公卿右大臣・大

炊御門大納言・醍醐中納言、散華殿上人隆韶朝臣・公香朝臣・通禧朝臣・俊政・有義・實梁、

伶倫、笙正親町中納言・筆策太宰大貳・笛公愛朝臣・琵琶三位中將・箏權中納言公賀、導師

代良海權僧正、衆僧道盈權僧正・覺秀大僧都大原・考範大僧都山・德連大僧都・實典大僧都大原・良觀

大僧都山・讓海權大僧都・詔泰權大僧都山・信如權大僧都山・觀景權大僧都山・邦道權大僧都大原、

一本願寺平澤、天保十三年御講中爲御機嫌伺參上之例有之候、今度參上願度以一昏申出、天保

十三年非御懺法、且此節參著寒之外、參 内不被 仰出御時節ニ候間如何可然哉、殿下

本願寺光澤  
參内ヲ請フ  
聽サズ

相伺之處、不被及御沙汰之旨、可申渡被命、

一本多美濃守、御講聽聞依風邪不參之旨、附武士以狀申越、（藏司政通、九條侍也）兩公申入、議奏へ申入、爾後、參

上之節可申上、不參別ニ不申入之旨、申入、

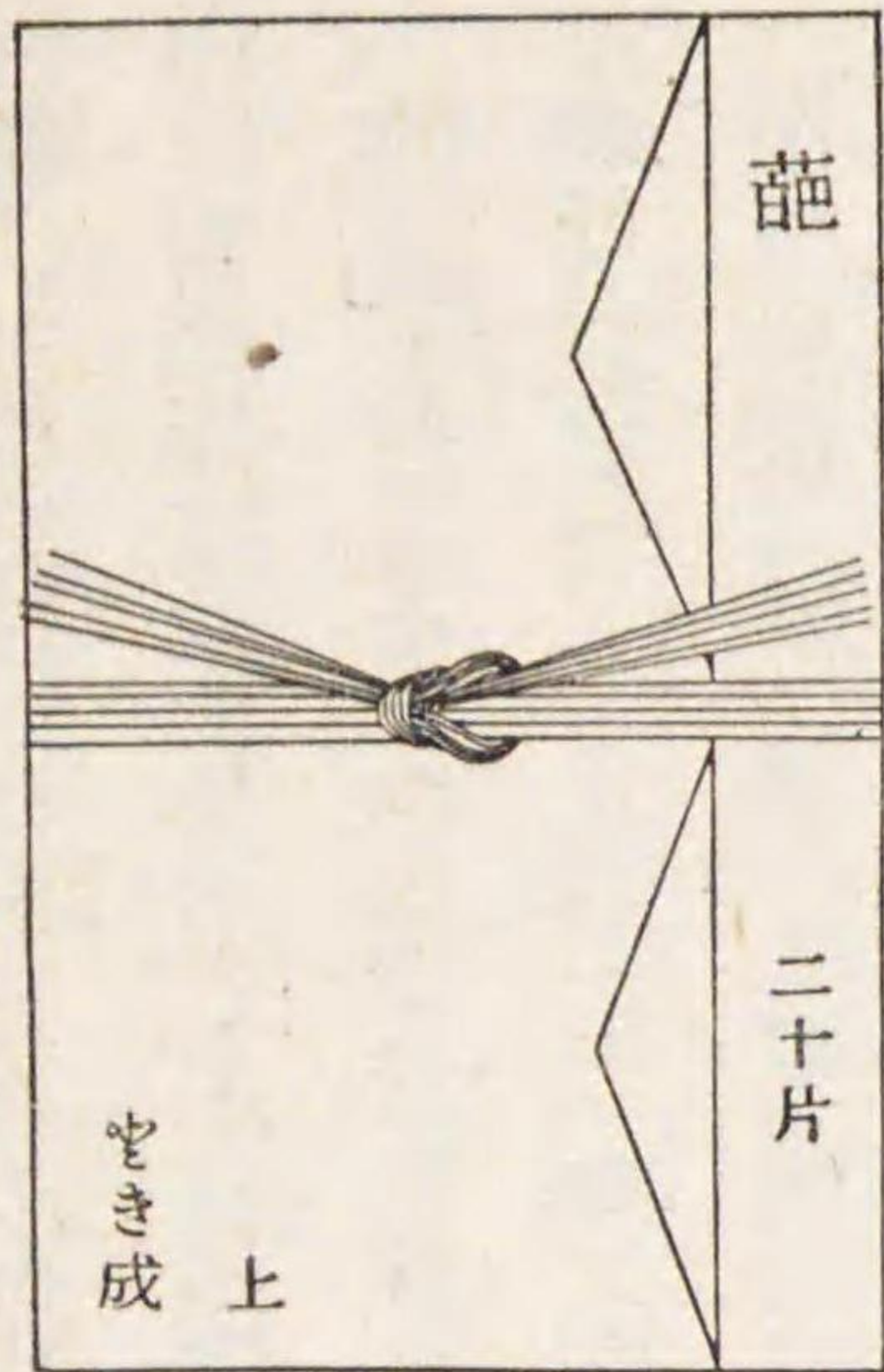
一美濃守、明日も依風邪不參之旨、附武士申越、三日早朝、議奏へ申入、

〔雅俗日簿〕○宮内省圖書寮所藏本

二月二日、晴、酉刻前地震、聊嚴動、近州大震餘動云々、

就懺法講初日、葩献上、家公・予等、於少將ハ一昨日當番、各昨朔日可献上、自議奏被示云々、

依之昨一日令献上云々、



高檀紙、葩 草花散薄、二重彫壺足臺、

使者麻上下着用、奏者所江差出、後刻可有披露云々、家公、

貳拾片、少將、十五片云々、

〔辻近陳日記〕○孝明天皇紀所載

二月二日、仁孝天皇第十三回聖忌御懺法講、寅刻常樂屋參集也、三方二十人參勤、

安政五年二月二日

二五

樂人參仕



安政五年二月二日

二六

南都 好古・近敦・近興・近俊・近直・近陳、

天王 廣範・秀誕・廣就・文均・廣篤・文靜・季熙、

京都 忠惟・忠以・忠愛・景典・忠誠・季資・忠壽、

卯半刻於清涼殿御始、○中略、壹越調調子、十天樂・急胡飲酒、殘樂、各一、酒青子、武德樂、

音頭附 廣篤・近俊宿禰・景典朝臣、

物殘樂 好古宿禰、太鼓 忠惟朝臣、鉦 文靜、

已半刻頃被爲濟、未半刻頃退出、

〔橋本實麗日記〕

○東京帝國大學所藏本

二月二日、戊申、晴、從今日奉爲仁孝天皇十三回 聖忌、於宮中被行懺法講、實梁爲參仕之間、先日奉 仰、寅終剋着東帶參內、今日予雖當番、實梁參內之間遲參之事、以剪紙觸番衆所了、申剋實梁退出、予直參內、以兒參上之儀言上、賜御非時了、就懺法講葩獻上、近臣之輩公卿廿片、殿上人十五片、人別先例之旨、先日被申渡、仍予廿片獻上了、但、臺立脚、兩番所五十片組合獻上、於未勤輩、不及獻上云々、小番御免可尋記、

〔菅葉〕

○五條爲定日記 宮内省圖書寮所藏本

二月二日、戊申、晴、自夕景陰、就來六日

公卿殿上人  
葩ヲ獻ス

仁孝天皇十三回 御忌、自今日五ケ日、於 宮中被行懺法講、參役人々未慥知、自山井三位兵部有被告之狀、就御講外樣勤番組合葩五十片獻上相濟之旨也、修理大夫量長朝臣來、酉剋前地震一度、

〔甘露寺勝長日記〕

○孝明天皇紀所載

二月二日、戊申、從今日至六日五箇日之間、奉爲仁孝天皇十三回聖忌、被行御懺法講、於清涼殿被行之、傳奏日野中納言光政卿、然而所勞ニ付理被聞食、萬里小路大納言正房卿へ被仰出云々、正房卿五個日之間、衣冠・奴袴・黃單、奉行頭右大辨長順朝臣、○中略

著座公卿

右 大臣 輔熙公 大炊御門大納言家信卿 醍醐中納言忠順卿

散華

櫛笥中將隆韶朝臣 武者小路侍從公香朝臣 東久世侍從通禧朝臣

坊城侍從俊政 六條大夫有義 橋本大夫實梁

伶倫

箏 四辻中納言公績卿

笙 正親町中納言實德卿

安政五年二月二日

二七



安政五年二月二日

二八

筆筭 町尻太宰大貳量輔卿

琵琶 今出川三位中將實順卿

笛 裏辻侍從公愛朝臣

箏 四辻大夫公賀

僧侶

良海 僧正 道盈權僧正 覺秀大僧都 考範大僧都

德連大僧都 實典大僧都 良觀大僧都 讓海權大僧都

詔泰權大僧都 信如權大僧都 觀嵩權大僧都 邦道權大僧都

〔玉山武宗日記〕○宮内省圖書寮所藏本

二月二日、

一 懺法講初日ニ付、着熨斗目麻上下、卯剋過出勤、

但、五ヶ日共、着用同斷、

懺法講朝座御始辰剋、終午半剋、夕座御始未剋、終未半剋、

右兩座共、出御被爲在、

和宮様へ參上、申半剋過歸宅、

一同上ニ付、御非時香物共一汁三菜被下、

〔高辻以長日記〕○子爵高辻宜麿所藏本

二月二日、晴、申半地震、○中略

一 仁孝天皇御十三回忌、禁中奏者所へ向、葩甘片、中鷹二枚重、白紅水引、目六臺ニノセ、麻上下、掃部ヲ以テ上、下札もち長ト認、

〔中山績子日記〕

二月二日、

御き嫌よく七ツ御むる御まひ、六ツ半おもてをし出御、御香ろう御ぬと取置、御きんの事、御兒よて仰出され候、廣橋頭辨（風保）御きん、御引直衣・御むとへ紅・御むあふきとしめ、御樂・御行道殘なくすま、御中入萩戸へ成、御休そく、またくよるのおとへあらせぬ、何もすこ入御四ツ半過、御朝御さむ、御夕御せん濟ゆりく、關白を御小座敷へめし御對面、御夕座出御、濟ゆりく、入御八ツ半過、觀行院（元典侍橋本經子）、今日孝順院（元家侍今城經子）・敏宮を御願よて參ゆりてうもん、靈（宗尊入道女王）うんしの宮を、瑞龍寺（日尊）を御參り御てうもん・瑞龍寺を御夕座御斷よて御早出、

〔庭田嗣子心たけゑ〕○伯爵庭田重行所藏本

二月二日、

安政五年二月二日

二九

主上懺法講  
出御



華宮

御むるとら此剋、御とりすこ、御ままひ被遊候、卯剋過、せん法講うへし之由、御ちこよて言上有、夫へ出御と仰出され、御引直衣・紅のむとへ・御さうほ・御檜扇・御たとう・御こひちりにて出御成、女房にてめさるゆへ、御すゝ嗣子袴計也、夜のおとへへあらせ給ひて、おもてへ出御のよし、御ちこ申出る、夫々左の司・右府を・大炊御門大納言殿・あいで中納言殿着座、次第は僧もすゝ候て、御まんの事、御けこも仰出られ候、頭辨殿御まんの事、右府を御けこ上ゆへ、次第はけこ出候、内侍るむとへ衣にて、けこ御まんとし、御樂御講御そしまり、三ツめの殘樂すゝ、一寸入御成、藤つゝよて御番之物上らせ給て、名々元のいり座へあらせゆへ、四ツ半比、御朝座濟入御成、御下の御服、めしうへまいらせゆへ、出御の御服へ、さならら御別ならら、こちらにての御品々へ、何も御うそり被遊候、御たそこん、御志とちも、御ふるに成候のを持參る、入御成、朝の御せん被遊候、御引つゝきに、御夕御膳もまへらせゆへ、ひる半比、夕座ノコト之由言上、八ッ過出御成、何も初の御次第也、此度ハ行道なし、朝座ニハ行道有、右府を御初、御行道遊中也、禁中様御行道ハあらせられゆへ、八ッ半過夕座濟、入御成よて、御拜と被遊候、○中略、まいうんした・瑞龍寺を、ちそつの御衆も、御參り御てうもん也、御たいめんハなし、とふとをへも、御非時出ル、御内の女中衆も、ひる夜とも戴、色着用物着うへ、てうもんニ參らるゝ、皆々別也、さうほにて

行道

參る、御ちこいとの物着用、朝座、御道之本實誠院、夕座も院家也、(尊親王道親王)關白を・青門を・御小座敷へ召、御くまし・御花むら處々獻上、御黒戸へ御參り有、御なしみの女中衆を、そんしゆ院へ御經上ル、下々二百疋、今日局の侍使にて、御備へ申候事、

〔非藏人日記乾〕○東京帝國大學所藏本

二月三日、己酉、陰晴、折々雨、議奏當番加勢冷泉宰相殿、(爲理)厥他摠參、傳奏兩卿參侍、

一右大臣殿・(親王)太宰帥宮・(大炊御門經久三條實隆花山院家厚)前右大臣殿・(忠房)内大臣殿・(修實忠)前内大臣殿・(忠房)左大將殿・(忠房)近衛大納言殿・(修實忠)中納言

言中將殿等御參、(御講中、因日割御參云々御不參之方有御使、)興正寺參入、

一懺法講第二日也、傳奏萬里小路大納言正房卿、奉行長順朝臣葉室、共行公卿以下所役如昨日、(俗倫無之)晨朝被始、出御、卯半一剋過、御導師如昨日、終而 入御、巳一剋過、夕座被初、出

御、午剋、終而 入御、未二剋前、

一小四方・御聽聞所・臺盤所、菅圓座拾六枚、(但不足之分者、加圓座)公卿鬼間、雲客西簀子同上、圓座

設之、各有聽聞、於同列毛如昨日聽聞、御法會終之後撤圓座、修理職有點檢、

一御塞解之後、番頭御殿見廻、無異之旨議奏邊申届、(朝見廻無之故也)番頭加番御用捨日ニ付、爲見

繕正登參仕、



一臨時行燈三、今曉出之、如昨曉、  
一傳奏・奉行附經宜、元凱令驅仕、

一此日、前番殘、當番寅半剋早參、御詰、前々番辰半剋參勤、

〔非藏人日記坤〕○東京帝國大學所藏本

二月三日、己酉、雨、當番議奏加勢冷泉宰相殿、其外參集、傳奏參仕、

一座主宮御參、

一御懺法講第二日也、傳奏・奉行衆、其外職事衆至六位、各剋限參集、卯半一剋過、

出御于清涼殿、御座被設夜御殿、不被爲在御行導御所作等、已一剋過、朝座畢、入御、午

剋再、出御、夕座被始、未二剋前、入御、事終、御塞設之儀、專如昨日、○中略

一東庭江附武士、修理職、階番、御門開警固、并、出御方警固廻事、惣而如昨日、

一出御之儀、内々、外様、端等江申通、

一相濟之後、庭上火元檢知之事、修理職可廻、取次江申渡、暫時無異之旨申出、

一自御内儀、御菓子被出、但、御詰之輩江、

一奉行附經宜等相勤、元凱

一同列當番寅半剋早參、前々番辰半剋參勤之、前番、前々番退出如昨日、

清涼殿二出御

〔東坊城聰長日記〕○宮内省圖書寮所藏本

二月三日、卯剋過出仕、加勢冷泉宰相、○中略

一明日、所司代參上、出迎非藏人交名可差出、番頭へ申合、後剋差出、大西伊豆、大西因幡

一御講、卯半剋過、出御、朝座終、已一剋過、入御、午剋夕座、出御、未剋二剋前、入御、

〔雅俗日簿〕○宮内省圖書寮所藏本

二月三日、雨降、地震、微動二三度云々、

當番、卯刻早參、兼日、從番頭四辻（公尊）黃門被觸、衣冠・奴袴、麻上下供、參、相番清閑寺辨、依御用不着惣

辻番代、惣詰其、惣詰等不及言上、卯半刻過、出御云々、先之、兩役以下三番當番一列惣詰公卿

庇、殿上人簀子鬼間邊簾中、先之、共行公卿着殿上云々、直參上云々、經上戸東簀子入三間、

入母屋、經額間、經禮盤前、着西座云々、北上東面云々、座定、出檜扇置前云々、次僧侶參上、經

四間敷、僧正二人北上西面絕席、東上北面着座了、藏人頭參御簾、震儀初拜、緇素平伏、

下座平伏、了復座、僧侶發音、散華殿上人、賦花宮先佛前、次右府公起座、被參御前、殿上人奉

御花宮、右府公執之、奉、主上、了復座、次右府公以下散華、雲客賦花宮、往反三間敷、空手之

時、於御脇路蹲踞、如恒云々、僧正以下、次第賦之云々、先之、導師登禮盤云々、懺法修行、散

花行道、僧俗取花宮立揚、導師南行、右府公已下北行、中納言、次僧・下禿、次第行道散花云々、共行公

散華行道



卿、見習導師、令進退云々、了復座、御法會次第了、奉撤御花筥、右府公參進奉撤、賜殿上人云々、五位殿上人、撤右府公料、六位、撤納言料、僧料、六位、相互撤之、次藏人頭參御簾、僧俗降座平伏、了僧侶退出、下蔭起云々、次公卿退出、下蔭起云々、惣詰、歸候所云々、今日、御非時無、羊羹、五切宛出之、例認之、午刻過、夕座出御云々、惣詰了、先公卿參進、僧侶參進、藏人頭參御簾、僧俗降座平伏、復座、僧發音、殿上人賦花筥、右府公獻御花筥、如朝座、導師登禮盤、次第修行了、但散華不爲行道、乍座散華云々、公卿效之云々、夏了、殿上人撤花筥、右府公、被撤御花筥、賜雲客云々、到衆僧撤花筥了、藏人頭參御簾、入御、緇素降座平伏、了僧退下、次公卿退下、于明未刻前云々、議奏已下、退出云々、予等、脫奴袴、改切袴候上ル、

今宿依所勞退出、如例以兒伺、退出了、懺法講參仕之人、宿依、明日御用不參云々、四辻中納言伶倫、豊房早參云々、

〔橋本實麗日記〕○東京帝國大學所藏本

二月三日、己酉、晴、實梁、今日、位袍、萌木衣・紅單・紫奴袴、上結、

〔土山武宗日記〕○宮内省圖書寮所藏本

二月三日、

一懺法講第二日也、朝座御始卯半剋過、終巳剋過、夕座御始午剋前、終未剋前、兩座共、出御被爲在、御庭廻、昨日同斷、

〔中山績子日記〕

二月三日、

御機嫌御よし、何もきのふみ同し、御朝座すゑ、四ッ過入御成、朝の御せむ、御夕御膳すゑ、むる少し過、御夕座出御、八ッ一刻前濟々、(元女職人)入御、妙染院ぬ參らるゝ、

〔庭田嗣子心たけな〕○伯耆縣庭田重行所藏本

二月三日、

御ひる、何も昨夕ニ同し、卯半比のコトにて、出御ある、何も昨夕ニ同し、御すゑ、次番迄、今日ハ御樂あし、この刻比朝座すゑ、入御成、朝の御せん、御夕御膳、御引つゝき也、午剋比夕座コト出御、八つまへ入御成、御拜ゑ、何も被遊候、御着座、何も昨夕ニ同し、妙染院ぬ參らるゝ計、方々御くゞし、御花むら献上、御黒戸へ御參り有、

〔非藏人日記〕○東京帝國大學所藏本

二月四日、庚戌、晴、當番議奏徳大寺大納言殿、其外惣參、傳奏衆參侍、

一關白殿・右大臣殿・帥宮・座主宮・内大臣殿・徳大寺前内大臣殿・近衛大納言殿等御參、其外御不參有御使、



安政五年二月二日

三六

一御懺法講第三日也、傳奏・奉行・共公行卿・散華殿上人等參侍、如連日、伶倫公卿參侍、如初日、御導師本實成院僧正朝座被始、卯半剋、出御、終而 入御、巳半一剋過、夕座被始、終而 入御、未半一剋過、

一小四方以下聽聞、但、圓座敷設、如作日、且圓座撤却之義、今日ヨリ無之其儘、

一小四方已下御非時被出、内々・外様衆日割ニ而被出、同列二番、三番之輩、拜領御禮、御獻

奉行衆江申入、正登、重進、從御内儀御菓子與・端參勤一同江被下、

一車寄南行當、虎間格子上ケ、臨時行燈出、如連日、

一傳奏・奉行附重以・爲成勤之、

一今日、所司代不參ニ付、不及出向之旨、傳奏衆被命、

一同列前番殘・前々番辰半剋參勤、當番寅半剋早參、但、前々番之輩、參勤相揃之上、見計令退出、相德、爲見繕參侍、

〔非藏人日記坤〕○東京帝國大學所藏本

二月四日、庚戌、陰晴、時々飛雪、當番議奏德大寺大納言殿、其餘參集、傳奏參任、

一關白殿・座主宮御參、

一御懺法講中日也、傳・奉以下、共行・伶倫・職事・六位侍中至、各刻限參集、卯半剋 出御于清涼殿、御座、夜御殿、朝坐被始、不被爲在御行道御所作等、巳半一剋過 入御、午半刻再

出御、夕座被始、未半一剋過、入御事終、先是御塞設、總而如累日、

一御火鉢以下、如連日出之、

一東庭江附武士・修理職、階番・御門開警固、并 出御方警固等廻事、專如連日、

一出御之儀、内々・外様・端等江申通、

一相濟之後、庭上火之元檢知、取次江申渡、後刻無異修理職申届、

一小四方以下御非時被出、同列二番・三番之輩、御非時拜領、當番々頭・番頭代、御獻奉行

衆江御禮申入、

一自御内儀、御菓子、三蓋、奧・端參勤一同江賜之、

一諸司代ヨリ、關白殿江進上之御菓子、小四方以下、兩役衆・諸役衆・番頭代・御獻方等ニ

至而、頒給之、番頭代、御獻奉行衆江及御挨拶、

一傳奏附重以・爲成等役之、

一非藏人、當番・早參以下、殘・退出等之時宜、惣而如一昨日、

一梶井宮、御菓子 饅頭千賜之、御使奉行職事參向之、丑刻、添使等之事、兼日議奏衆依命、取

次江申渡、

一御導師代江御菓子 饅頭五百、賜之、傳・奉衆江渡之云々、

安政五年二月二日

三七



安政五年二月二日

三八

一 臨期飛雪ニ付、樂所雨儀座江迂リ候者、附武士・階番雨儀座へ迂リ候様、議奏衆被命、取次江申渡、

一 露臺下諸司代聽聞所、卷簾之處、不參之節ハ可爲垂簾、議奏衆被命、修理職奉行衆沙汰之、

〔東坊城聽長日記〕○宮内省圖書寮所藏本

二月四日、卯剋過出仕、德大寺大納言、

一 御講中日也、朝座卯剋過 出御、被詰御簾已半剋過事了 入御、夕座午半剋 出御、未半剋

事了 入御、

一所司代、依風邪不參、如昨、

〔雅俗日簿〕○宮内省圖書寮所藏本

二月四日、陰晴不定、雨降雪散、

已剋過、衣冠・奴袴、麻上下供、參 内、番頭觸、被召設之、聽聞、御非時拜領等之、參仕之事、何クエモ不及沙汰相番揃了、予參内前、朝座

相濟云々、午剋前、御非時頂戴、於落長押間、池尻三位以下頂戴了、汁シゴキ湯葉、煮物燒豆、皿物

ヒヂキ、ツク子イモ、椎茸、猪口代、大根、胡麻、味噌齋、中酒臺、タイフ饅頭二、菓子、羊羹五切、昆布三枚、拜領了、不及御禮、午剋夕

座例時始、暫時聽聞了、早出、于時未剋前云々、今日殿下御參云々、王公三四輩御參云々、禁

中、敏宮、和宮等、御機嫌伺、近習組合、饅頭百宛獻上云々、家公、今日御非時召、御參之

處、依御所勞御不參、御切紙、昨日御直ニ議奏衆江出給云々、日割ハ、自小番御免第一坊城、兼而議奏江被出置云々、

〔辻近陳日記〕○孝明天皇紀所載

二月四日、御懺法講中日、寅刻參勤、總如初日、盤涉調調子、蘇合、急青海波、越天樂殘樂、蘇

莫者、破千秋樂、各一、反宛、

音頭附、物殘樂、近陳・季誕朝臣・忠誠朝臣、

鞆、近敦宿禰、太忠以朝臣、鉦、季熙、

御始之頃晴、飛雪度々有之、千秋樂前ニ雨儀之座ニ著ク、已半刻頃被爲濟、未刻前退出、

〔橋本實麗日記〕○東京帝國大學所藏本

二月四日、庚戌、晴、今日懺法講中日之、仍爲窺御機嫌禁中 獻物、予催之、井籠饅頭百一荷、近

臣一同組合、添交名獻之處、後剋可有披露、高野房子勾當掌侍被申出、其旨番々頭江、以廻文申入了、

即續左、

奉書四ツ折、ミ乃紙包、折掛、

井籠饅頭百一荷

禁中江令獻上候處、後剋可有披露、勾當掌侍被申出、仍申入候也、

二月四日

實

麗

安政五年二月二日

三九



安政五年二月二日

四〇

中山殿 廣幡殿 四辻殿 正親町三條殿 正親町殿 甘露寺殿  
今日、實梁、位袍、裏山吹衣・紅打衣・紅單、又同上ニ付、敏宮・催源宰相中將、和宮・藤谷三位、等井  
籠一荷ッ、近臣組合令獻上了、内々・外様、禁中以下同上云々、

〔玉山武宗日記〕○宮内省圖書寮所藏本

二月四日、

一懺法講中日、朝坐御始 卯半剋前、終 巳半剋過、夕座御始 午半剋過、兩坐共、 出御被爲在、御庭  
廻、前同斷、

一同上ニ付、御非時、一汁三菜香之物共被下、

〔中山續子日記〕

二月四日、

御機嫌御よし、御中日、朝座六ツ半出御、御きん御ちこよて仰出さる、けこ御はいざ  
ん右府迄・廣そし頭辨ぬ、御調子そんしき、殘樂越天樂すこ、御休そく、御行道にて、またま  
た元の御座へならせぬ、千秋樂濟、けこ御てりし、御きんもとのことし、頭辨ぬ、入御四  
ツ半過、御朝御せん、御おろミ、御夕御せむ、御夕座むる過より出御、御中入あらせぬ、け  
八ツ過入御、（尊澄入道女王）中宮寺宮迄御てうもんニ御參り、ちよと御あいめん成、御うけ板三枚まいる、

あふたより御くわし一折、御花上ぬ、關白るより御くまし、御花上ぬ、

〔庭田嗣子心たほる〕○伯爵庭田重行所藏本

二月四日、

御ひる同し、御中日にて、梶井るへ御尋よ進せ參物有、勅使奉行の残り、御導師院家本實誠  
院也、禁中様御行道ハあらわぬ候、卯半剋ころノコト出御成、御直し、何も日々御通  
り、朝座ミの半剋ころすまわぬ入御成、朝の御せん、御夕御せん御引つゝきに出ル、午剋  
過夕座ノコト出御成、そしめの御通り也、さるの刻まへ御するゝすまわぬ入御成、御  
拜ミ何も被遊候、中宮寺迄御てうもんニ御參り、是ハ一寸御さいめん成よし、朝座に御樂  
有、夕座御樂ふし、御導師ハ同人、

〔非藏人日記〕○東京帝國大學所藏本

二月五日、辛亥、晴、議奏當番加勢冷泉宰相殿、厥他參集、傳奏一卿參侍、東坊城殿不參、

一右府公・（輔親毛）中務卿宮・座主宮、徳大寺前内大臣殿等御參、厥他御不參有御使、

一御懺法講第四日也、傳奏・奉行其外公卿・散華殿上人等、各剋限參侍如昨日、但伶倫無之、  
御導師本實成院僧正也、



一卯半剋 出御、朝座被始、巳刻 入御、午半二剋前再 出御、夕座被始、未剋前 入御、  
 一小四方以下、月卿雲客到同列、聽聞如昨日、但菅圓座・蘭圓座令敷設、是又如昨日、  
 一此日、御非時無之、

一車寄南行當、虎間格子之下等江、臨時行燈出之、如連日、  
 一傳奏・奉行附信可・正性勤之、

一同列前番殘・當番寅半剋早參、御詰・前々番辰半剋參勤、依御靜謐、前番朝座相濟之後、追々令用捨、

〔非藏人日記坤〕○東京帝國大學所藏本

二月五日、辛亥、陰晴、當番議奏加勢冷泉宰相殿、其餘參集、傳奏參仕、東坊城殿不參、  
 一座主宮御參、

一御懺法講第四日也、傳・奉以下、如累日剋限參仕、卯半剋 出御于清涼殿、御座夜御殿、朝  
 座被始、不被爲在御行道御所作等、巳剋 入御、午半二剋前再 出御、夕座被始、未剋前  
 入御也、御塞總而如連日、

一御火鉢以下、如連日出之、

一東庭江附武士・修理職・階番、御門開警固、并 出御方警固等廻事、專如昨日、

一出御之儀、内々・外様・端等江申通、

一相濟之後、庭上火之元檢知、取次江申渡、小時無異修理職申届、

一仁孝天皇十三回 聖忌御逮夜二付、於兩寺御法會被行、

一自御内儀、御菓子被出、御詰之輩計拜領之、

一傳・奉附信可・正性等勤之、

一同列當番早參以下、殘參勤退出等、如去三日、

〔雅俗日簿〕○宮内省圖書寮所藏本

二月五日、晴、

於 禁中々殿、懺法講如連日云々、

遣使者於奏者所、明日泉山參詣御暇申願、勝手可令參詣云々、其旨届于議奏加勢冷泉宰相、

承知云々、

〔橋本實麗日記〕○東京帝國大學所藏本

二月五日、辛亥、晴、今日實梁位袍・薄色衣・紅打衣・紅單、又於兩寺有御法會、般舟院、着座  
(久我建通)公卿權大納言建、今城前中納言定、宰相中將重、散華殿上人基佑朝臣、(石野)信成、(北小路)大江俊堅、泉涌寺、  
(定通)野宮前大納言、自余同上、(備口)靜康朝臣、(榮光寺)佑仲、大江俊堅云々、

〔長谷信成日記〕○維新史料編纂會所藏本



二月五日、巳、晴、卯剋參于般舟院、今日仁孝天皇御逮夜ニ付、散華役參仕、着座權大納言建通卿・今城中納言定章卿・源宰相中將重胤卿、奉行經之、散華基佑朝臣・予・大江俊堅、

〔玉山武宗日記〕○宮内省圖書寮所藏本

二月五日、

御逮夜

般舟院泉涌寺ニ於テ法會ヲ行フ

一仁孝天皇様十三回 御忌御逮夜ニ付、今日於兩寺、勅會御法事被行、予御寺詰、右ニ付、寅半剋過、着熨斗目麻上下出宅、般舟院へ行向、齋二汁、菓子出ル、御法事附一通、差出有之、卯半剋過、御法事被始、着座終華撤之節籠以前、見計引取、順路マテ泉涌寺へ行向、于時巳齋剋前菓子出ル、御法事附一通、役者ヨリ差出、午剋過御法事被始、着坐相濟引取、申剋歸宅、泉涌寺へ奥ヨリ御志シ御菓子被下、今日御附衆兩人共、老中上京御用向ニテ不參、右ニ付御法事附、御附衆取扱同役當番へ差出ス、右御法事、無御滯唯今歸宅仕候段、并御法事附二通差出取計儀、書面差添當番へ爲持遣ス、今日乘輿預リ兩人、長柄傘草履取下部、但、料三百文請取、百文遣拂殘リ貳百文差出ス、請取置、

一懺法講第四日也、朝座・夕座兩座共、出御被爲在、御庭廻連日同斷、

〔中山續子日記〕

二月五日、

御機嫌よく、御朝座六ツ半出御、御きん御兒にて仰出さるゝ、御行道前、御休そく、上らせぬ物すゝ、よる此おとゝへ成らせぬ、御行道、入御四ツ、朝御せん、御夕御さむ、

〔庭田嗣子心たけなむ〕○伯耆庭田重行所藏本

二月五日、

代香ニ赴ク

御ひる、きのふよ同し、兩寺よて御多い夜、御法事有、兩寺比御代香嗣子參る、上へ御せぬ、御焼香・御くまし上る、女中々御をふ上り、下へこちと泡々御同様なる、女中御をふあし、せんらう講、朝座・夕座、御をやくすゝとの由、所々御くまし参ん上有、御樂あし、

〔非藏人日記乾〕○東京帝國大學所藏本

二月六日、壬子、晴、當番議奏久我大納言殿、宿替加勢冷泉宰相殿、其外參集、裏松殿不參、傳奏東

坊城殿參侍、

一殿下・右府公・座主宮・前右府公・前内府公等御參、

一懺法講竟日之、傳奏・奉行・共行・伶倫・散華等、所役如中日、

一出御卯半一剋過被始、入御辰半剋、夕座 出御午剋、入御申剋、

一導師本實成院僧正之、

懺法講竟日



一小四方以下御非時被出、内々外様衆日割之、同列四番之輩拜領之、御禮之儀、如中日  
 一聽聞所、圓座之設如連日、相濟之後、菅圓座者番頭代江返却、蘭圓座御詰ヨリ借用之分、員數相改返却、

一王公以下到同列、聽聞如連日、

一御法事被爲濟後、番頭・々々代、以表使恐悅伺 御機嫌、

一御法事無異被爲濟ニ付、葩貳百八拾六枚賜之旨番頭代ヨリ被傳、依之番頭・々々代、議奏衆・

御内儀等御禮申上、當參・隱居・番代・見習ニ至而令分配、

一從御内儀、參勤一同江御菓子拜領、

一傳奏・奉行附良榮・光表等役之、

一同列當番寅半剋參勤、前番殘・前々番辰半剋參勤、前々番之輩朝座相濟之後、見計令用、赦、前番夕座相濟之後、見計退出、

一今日、所司代不參ニ付、出向ニ不及旨傳奏衆被命、

〔非藏人日記坤〕○東京帝國大學所藏本

二月六日、壬子、晴、當番議奏久我大納言殿、宿替加勢冷泉宰相殿、其外總參、裏松殿不參、傳奏衆

參仕、廣橋殿不參、

一關白殿・座主宮御參、

一御讖法講結日也、傳奉以下、共行・伶倫・職事・六位侍中等、各刻限參集、卯半刻 出御于

清涼殿御坐夜御殿、被始朝座、不被爲有御行道御所作等、辰半剋 入御、午剋再 出御夕

坐被始、申剋 入御、事終、先是御塞設、惣而如累日、

一御火鉢以下、如連日出之、

一東庭江附武士・修理職・階番、御門開警固、 出御方警固等廻事、專如連日、

一出御之儀、内々外様・端等江申通、

一相濟之後、庭上火之元檢知、取次江申渡、小時無異修理職申届、

一仁孝天皇御十三回 聖忌御正當ニ付、於兩寺御法會被行之、

一小四方已下、御非時被出、同列四番之輩、御非時拜領、番頭・々々代、御獻奉行衆江御禮申

入之事、專如初中、

一御葩同列一紗江拜領之、御禮當番・番頭・々々代、御内儀・以表使、議奏衆等申上、

一自御内儀、御菓子、三蓋、奧・端參勤一同江賜之、

一傳奏・奉行附良榮・光表等勤之、

一讖法行無滯被爲濟ニ付、御内儀・議奏衆等江恐悅、當番・々頭・番頭代申上、

一非藏人當番早參已下、殘退出等之時宜、惣而如初中、



安政五年二月二日

〔德大寺公純日記〕○臨時帝室編  
條局所藏本

二月六日、晴、

一寅斜參 朝、結日也、

一事訖、兩役有御機嫌伺事、御非時御禮、葩拜受、兩役・傳・奉二包、近習一包、小番御免一包、非藏人等一包、兩番所拜領之事ナシ、

一家公（實登）今日泉山御着座也、便般舟院參詣給、

〔雅俗日簿〕○宮内省圖  
書寮所藏本

二月六日、陰晴不定、

仁孝天皇御十三回忌懺法講結日之、於兩寺在御法事、昨今着座公卿已下可尋、予、午後早々、狩衣・奴袴、麻上下供、乘輿、參詣于泉涌寺、於方丈小時休息、從家僕、葩十片一包、載臺、下札山科三位、渡方大役者云々、右備進了、只今御法會始云々、依之、先參御席了、奉燒香、心中敬白誦光明眞言了退、便宜、參朔平門院御席了、於休所、頂戴御非時了、向于本堂聽聞所、御法事聽聞、御法會了、僧侶退出、次着座公卿退下、自下蔭退云々、其後、予參于御靈前、奉燒香了、了退出、

〔橋本實麗日記〕○東京帝國  
大學所藏本

懺法講結日

二月六日、壬子、晴、朝之間雪、今日懺法講結日之、實梁着束帶參仕、兩寺御法會、般舟院着

座公卿内大臣實、中山大納言忠、（三條實實）新中納言季、散華殿上人隨光朝臣・基正・藤原助胤、泉涌寺

德大寺前内大臣實、中山大納言・三條中納言實、公述朝臣・賴德・藤原助胤等云々、（實登）

〔近陳日記〕○孝明天  
皇紀所載

二月六日、御懺法講結日、卯刻參勤、總如初日、（但、近興宿禰、臨期  
不參、則察參勤、黃鐘調調子喜春樂・海青樂・

西王樂殘樂  
三反、十翠樂・越天樂各一  
反、

音頭附  
物殘樂、廣篤・近直・忠壽、

鞞廣範宿禰、太忠愛朝臣、鉦則察、

午刻御始、申刻被爲濟、三箇日無滯參勤、大儀被爲思召候段被仰渡、御暇被下、○下  
略、

〔王山武宗日記〕○宮内省圖  
書寮所藏本

二月六日、

一懺法講結日也、寅半剋過、着地紋衣麻上下、出勤、

一懺法講朝座、御始卯半剋、  
終辰半剋、夕座、御始午剋前、  
終申剋過、兩座共、出御被爲在、御庭廻、連日同斷、

〔中山續子日記〕

二月六日、

安政五年二月二日

四九

四八



御機嫌よく、御朝座六ツ半前出御、五ツ半過入御なる、座主宮を御参り御あいまん、關白も御對面ある、御夕御さん濟ゆり、午刻出御、殘樂す、御中入御くまし上らざる、一つの御樂す、御行道す、けこてつし、何も濟ゆり、入御七ツ過、觀行院（姉小路充子）心淨院（林通子）觀世院（林通子）參り、御夕座てうもんにて、御間物い、き御いとま、とちく湯致し候へ、今日よてもよろし、心志とひ、

〔庭田嗣子心たほる〕○伯爵庭田重行所藏本

二月六日、

御ひる同し、兩寺の代香嗣子參る、御とび御焼香・御くまし上る、女中一とう々、兩寺へ御とび御備へ申候事、おく御心さし御くまし入事ニ付、御すもし御ふしめ也、女中勤へ人數か心さしおあし、せん法講御朝座、この剋すまゆり由、夕座、むる半比ノコト出御、さるの剋すまゆり由、梶井泡へ進せ給物御座候由、着座右府泡へ御きぬ二疋、せん法この傳奏万里小路殿、奉行葉室殿へ御きぬ一疋つ、御事（中）、所々御くまし獻上、何も御するくすまゆりて、女中何きもてうもん致し、人々今日にうり湯致事、てうもの節着用の品々ハ、すまし候ハ、常に着用出來うとく候也、○中略、朝座御樂あし、夕座御樂有、御寺参りにて嗣子留主ゆへ、委しき事ハ存不申、五ケ日の御花ひら、御表口内女

庭田嗣子代  
香ニ赴ク

中へも戴事、二日今日中、内侍所御べ切、御代參もなし、寺々の衆、聽聞ニ御参り之由、

○懺法講ノ費用及調度ニ關スル史料ヲ次ニ收ム。

〔京都所司代本多忠民通達〕○宮内省圖書寮所藏本  
東坊城聰長日記所載

○正月十日武家傳奏東坊城聰長等へ

當二月六日、仁孝天皇十三回 聖忌ニ付、於 宮中、五ケ日懺法講被修行度被 思召候旨、且御下行米二百石、御賄料銀拾貫目、近例之通、從關東被宛行候様、宜致沙汰旨、私在府中被差越之、則年寄共へ相達及 上聞候處、 思召之通被遂行候様被 仰出候旨、此段御兩卿へ御達可申、御下行米御賄料之義も、先格之通被進候旨、年寄共ハ申越候事、

正月十日

兩公被入覽、附議奏、○東坊城聰長日記

（九條家記錄）

〔東坊城聰長日記〕○宮内省圖書寮所藏本

正月十一日、巳半剋參 内、○中略

一御懺法ニ付、御入用御入足取調、御非時其外諸渡物、御省略中之御趣意を以被 仰出候様、其筋々へ可達、賄頭書取、（下ニ載ス）文、在御用帖、 附武家差越、兩公申入、以女房申入置、

〔御賄頭中村雅太郎上申書〕○東京帝國大學所藏本  
九條家記錄所載

安政五年二月二日

五一

下行米及賄料



安政五年二月二日

五二

正月十一日、

一廣橋前大納言殿、  
(光成、廣孝)

見返しニ

都 筑 駿 河 守  
(隆實、繁隆)

聖忌執行入  
用銀ノ先例  
ヲ上申ス

仁孝天皇十三回 聖忌、當二月御執行被 仰出候付、先格御入用取調候處、右之通御座候、  
寛政三亥年

後桃園院十三回聖忌御入用

一銀拾七貫貳百三拾目餘

内

拾貫目

關東方被爲進銀

御定高内御入用

七貫貳百三拾目餘

同七卯年

十七回聖忌御入用

一銀拾四貫九百目餘

内

拾貫目

關東方被爲進銀

四貫九百目餘

御定高内御入用

享和三亥年

二十五回聖忌御入用

一銀拾四貫六百八拾目餘

内

拾貫目

關東方被爲進銀

御定高内御入用

四貫六百八拾目餘

文化八未年

三十三回聖忌御入用

一銀拾三貫四百拾目餘

内

拾貫目

關東方被爲進銀

御定高内御入用

三貫四百拾目餘

天保十三寅年

光格天皇三回聖忌御入用

安政五年二月二日

五三



安政五年二月二日

一銀拾五貫五百四十目餘

内

拾貫目

五貫五百四拾目餘

嘉永元申年

仁孝天皇三回聖忌御入用

一銀拾五貫六百三拾目餘

内

拾貫目

五貫六百三拾目餘

同五子年

七回聖忌御入用

一銀拾六貫五拾目餘

内

拾貫目

五四

關東方被爲進銀

御定高内御入用

關東方被爲進銀

御定高内御入用

關東方被爲進銀

六貫五拾目餘

御定高内御入用

右老、寛政度御省略被 仰出候以後之儀ニ由、攝家・宮・堂上・女中方等、御非時被下候人數  
都而減候付、口向之儀、初中詰ニケ日被下分、御中日一ケ度ニ相成、其外諸向渡物等迄、  
御省略中之御趣意ヲ以、被 仰出候様仕度奉存候間、其御筋ニ被仰入候様仕度、此段申上  
候事、

正月

〔懺法講奉行葉室長順通達〕

○子爵野宮定殿所藏本  
修理職奉行備忘所載

○正月十二日修理職奉行野宮定功へ

一 佛臺

一 臺

但、寸法如嘉永五年度、

高麗端疊

御簾

折釘

以上、員數如嘉永五年度、

下侍東方雨障子

懺法講調度  
敷設ノ件

安政五年二月二日

五五



安政五年二月二日

道場圖

追可定入候、

晝御座、移夜御殿事、

來月一日寅刻、

道場莊嚴之事、同日卯刻、

同、撤却事、來月七日寅刻、

晝御座、如元被設事、同日卯刻、

從來月二日五箇日、可被行御懺法講、修理職雜事、別紙之通可有御沙汰候也、

正月十二日

長

順

新宰相中將殿

(筆字長續) 以右大辨面會、右一紙被授之、加承返却了、佛臺來廿五日中午、可出來旨被示聞、則兩職同部至令下知了、

○懺法講敷設内見ニ關スル史料ヲ次ニ收ム。

〔非藏人日記乾〕○東京帝國大學所藏本

二月一日、丁未、晴、議奏當番坊城中納言殿、其餘參集、傳奏兩卿參侍、○中略、

一仁孝天皇十三回 聖忌懺法講内見也、右府公以下、參役之衆參仕、

懺法講内見

一御構之儀、御拜道廊下高廊迄、垂簾以白紅水引詰之、修理職奉行衆之沙汰也、

一御東司縁掃除、修理職江令入魂、

一傳奏・奉行附、廣之・重寛役之、○中略、

一從今晚到六日中、殿内御精進之夏、

〔非藏人日記坤〕○東京帝國大學所藏本

二月一日、丁未、晴、當番議奏坊城中納言殿、其餘參集、傳奏衆參侍、○中略、

一御懺法講内見也、共行公卿已下、六位侍中等刻限參侍、申刻前事了、

一未半一刻過女房内見也、依之塞、從東廊下至清涼殿北廂西簀子南妻戸・月華・右青鎖・仙

華等門上戸等へ切、下侍邊之諸司、西回廊下邊江可退、從議奏衆、傳・奉衆江被命之、坊

官・承仕等、虎間ヨリ東江不出様申通、

〔平田職修日記〕○宮内省圖書寮所藏本

二月朔日、○中略、

一御懺法講御裝束内見等ニ而、予着略束帶、寅刻出仕、相濟申半刻歸宅候也、

〔庭田嗣子心たけほる〕○伯爵庭田重行所藏本

二月一日、○中略、

安政五年二月二日

五七

五六



明日(備法體)御講行されニ付、今日さるの剋々、御殿内何事も御精進、夕々との御間の物も、御精進の御さうち也、清凉殿御講の御うまへ出来御らんこある、御花ひら所々々獻上有、女中が二百枚進上、

○懺法講敷設撤却及精進解ニ關スル史料ヲ次ニ收ム。

〔非藏人日記乾〕○東京帝國大學所藏本

二月七日、癸丑、晴、議奏當番坊城中納言殿、傳奏兩卿參侍、

一道場以下撤却、傳奏・奉行・六位侍中等參仕、御拜道廊下兩職相廻之後、奥・端掃除、但シ、障子、修理職

商量、尤虎間邊同上、依之奥・端前番見合、殘當番相揃之上點檢、令退出、

一御精進解ニ付、鯛一尾・酒一對、自御内儀被下、諸詰同上、御禮之儀無之、

〔非藏人日記坤〕○東京帝國大學所藏本

二月七日、癸丑、晴、當番議奏坊城中納言殿、傳奏參仕、

一懺法講御構撤却、晝御座已下如元被爲移也、

一御精進解ニ付、兩役衆、御内儀が吸物・酒肴被出、近習・當番衆、同斷被出、

一奥・端非藏人當番之輩へ酒肴賜之、

一御構撤去ニ付、前番渡殘、御用見計令退出、

御構撤却

精進解

〔平田職修日記〕○宮内省圖書寮所藏本

二月七日、

一御道場撤却、晝御座如元鋪設ニ付、予着略束帶、卯刻出仕、相濟各退出、予歸宅午刻之、

〔中山續子日記〕

二月七日、

御機嫌よく、御さうしんとけ、所々より御まゐ上ル、御夕膳節、御すい物・御重さのち、女中

も戴候也、

〔庭田嗣子心たけ〕○伯爵庭田重行所藏本

二月七日、

御清めの御湯あし、めされし御品、御前の御品、御ままひの御道く類、こま／＼御清め致事、嗣子上ル、御精進とけニ所々々御まゐ獻上、女中衆も御まゐ一折進上、兩役人衆へ上り合のまゐ下されし由、觀行院を初へ上り合せうとしつゝ下され、其外の寺々へ仲間へ一折つゝ下されのよし、御精進とけニ付、御夕御膳のせつ、御すい物・御すし・御重さうちにて御盃上る、御さいせん・御手長御通り戴事、女中何事も御吸物戴、御重さうちにて盃有、御表へも御祝酒給りし由、

眞魚獻上



安政五年二月二日

○附 錄

〔土山武宗和宮様御用掛記〕○京都府立圖書館所藏本

正月廿二日、

(皇子内親王)

一 敏宮様

敏宮和宮ノ  
思召ヲ以テ  
仁孝天皇十  
三回聖忌ヲ  
泉涌寺ニ營

和宮様方、泉涌寺へ被仰付候御法事之儀、廿五日、廿六日等ニ被 仰付候方可然旨、奥方右京大夫ヲ以御申出之由、右ニ付、

敏宮様方廿六日已剋ニ被 仰付候旨、越中守方申聞有之、右ニ付、

和宮様廿五日已剋被 仰付候旨、奥へ右京大夫ヲ以申上、御世話卿にも申入、

宮様へ翌日申上、○中略

廿三日、

一 泉涌寺役者、御用之儀ニ有、今日已剋御内支關ニ向罷出候様、昨日申達、今日御内支關ニ 明月庵罷出面會、

仁孝天皇様十三回御忌ニ付、來ル廿五日已剋、和宮様方御内々御法事被 仰付候間執行候様、尤御用掛リ相詰可申旨

申渡、御法事料銀五枚、僧衆非時料銀五枚相渡、品目書并落手書差出、○中略

廿五日、

一 宮様方泉涌寺へ御内々御法事被 仰付候ニ付、著服紗但地袴、麻上下、辰剋出宅、泉涌寺へ相詰、御法事御始之儀等、都る

役者へ申渡、於御位牌殿、御法事執行、御始已半剋、終午剋迄、非時菓子出ル、相濟、御法事附、役者方差出、

奉爲 仁孝天皇尊儀十三回御忌

和宮御方御沙汰御法事

安政五戊午年正月廿五日已剋

光明三昧

御道師

經 頭

讚 頭

御法會奉行

已上

象 海 長 老

陽 道 西 堂

覺 道 藏 司

密 賢 維 那

泉 涌 寺

未剋過歸宅、今日、乘輿預り兩人、長柄傘・草履取・押笠・籠等之、都る 御所方御寺詰同様、尤茶料以下も相廻ル、

召連候者何レも辨當用意之、何も不差出由之、

宮様へ參上、御法事無御滞相濟候段申上、

〔雅俗日簿〕○宮内省圖書寮所藏本

正月廿六日、晴、當番參仕、宿、依所等退出、

今日、眞實 先帝仁孝天皇御夏日之、而誠ニ御内密之義、宮中如恒、非御精進云々、於御精進ハ自來月一日晚六日中、五ヶ日御精進云々、

〔土山武宗日記〕○宮内省圖書寮所藏本

一月廿六日、

一 添番、辰半剋出勤、

仁孝天皇様十三回 御忌、御内々 御正忌ニ付、般舟院へ御内々御法事施餓鬼被 仰付、同役井上右衛門尉相詰、

右ニ付、夕認、常菜之外一菜被下、相濟退出、未剋過歸宅、

〔平田職修日記〕○宮内省圖書寮所藏本

安政五年二月二日



安政五年二月二日

正月廿五日、

一武傳月番廣橋前大納言光成卿亭江予參、

仁孝天皇御十三回 聖忌三付、參詣泉浦寺願書一通、

右差出處、落手之、

一聖廟江予參詣候之、

〔中山續子日記〕

正月廿五日、

御機嫌御よし、仁孝天皇様十三めりにつき、御代香(廣橋御子)按察典侍(押小路甫子)・大御乳人も參らるゝ、兩寺今年より和宮をよりも、御法事上るの、敏宮を和宮をより、御内々御機嫌うかゝひ參らざり、御くわし上るの、女中一とうへも、敏宮をよりうとん、御重之物、靈らんしの宮をよりおくへ、竹のこ、御花上げの、女中へも御重之物戴候也、御代香あまらぬ、大御ちの人、ハツ半比歸られ候由、御き嫌何おと參る、

正月廿六日、

御き嫌御よし、兩宮をより御くわし、昨日こふたへ御頼、和宮をより今日御参を參る、泉浦寺よて敏宮より御法事御上あそハし、其御あとよて、大すけ・新大典侍(中山續子)・宰相典侍(中山續子)・長橋(中山續子)・伊よ(中山續子)・越後(中山續子)・能(中山續子)・駿河(中山續子)とのより御法事上る、七枚也、長としぬ御代香、越後も參らるゝ、御花も上る、妙勝定院宮をより御くわし一折、御文よて上まいらざり、蓮(元上藤)・觀院(元上藤)・梅仙院(元上藤)より、あれを御くわし御上、

〔庭田嗣子心ね海る〕○伯野庭田重行所藏本

正月廿五日、

仁孝天皇様御十三めぐり御正當御い夜二付、兩寺へ御代香(後克)せちぬ、御花・御焼香上る、御法事ハなし、大御ちの人も參候よし、和宮を御法事上候よし、和宮を御心さし、御すもし御志とし戴候、事

參議冷泉爲理ヲ議奏加勢ニ補ス。尋デ六日之ヲ罷ム。

〔非藏人日記乾〕○東京帝國大學所藏本

二月一日、丁未、晴、議奏當番坊城中納言殿、其餘參集、傳奏兩卿參侍、○中

一 冷泉 宰相

從明二日御懺法講中、議奏加勢被 仰出之條、奉行日野殿より申來、依之令壁書畢、

〔非藏人日記坤〕○東京帝國大學所藏本

二月一日、丁未、晴、當番議奏坊城中納言殿、其餘參集、傳奏衆參侍、○中

一 冷泉 宰相

自明二日懺法講中、議奏加勢被

仰出、

〔東坊城聰長日記〕○宮内書圖書寮所藏本

二月一日、晴、○中

一御講中、議奏御無人(萬里小路正房、權大納言、議奏)日六日、御寺詰有之、候、加勢可被 仰出哉、人躰冷泉宰相可然哉、兩公(藤原公通、九條尚忠)申入、以大御乳人伺之處、伺之通被 仰出、冷泉參會申渡、御請以越後申上、太閤以狀申入、二日殿下御參申入、(九條尚忠)

安政五年二月二日

冷泉爲理ヲ懺法講中議奏加勢トナ

議奏加勢人選



安政五年二月二日

〔雅俗日簿〕○山科言成日記  
宮内省圖書寮所藏本

二月一日、晴、廻文到來、

冷泉宰相

六四

御懺法講中、議奏加勢被 仰出候旨、坊城中納言被申渡候、尤小番未勤親族中江茂可申傳、  
同卿被示條、仍申入候也、

二月一日

(覺) 定

功

右之通被示候、——同日

(四柱) 公

績

——山科三位殿承候、——

二月七日、晴、○中

冷泉宰相

廻文到來、

爲理ノ議奏  
加勢ヲ罷ム

議奏加勢被免、今日小番一ケ度被免候旨、坊城中納言被申渡候、——

二月七日

(甘藷寺) 愛

長

右之通被示候、猶又御精進解御肴獻上相濟候旨、催卿被示候、仍申入候、御廻覽——

同日

(四柱) 公

績

——山科三位殿(宣成)承候、御獻上物  
御世話候也、

幕府、寛永寺江野執當住心院ニ命ジ、米國トノ條約案文ヲ日光東照宮ニ供  
へ、神慮ヲ候セシム。

〔老中申渡〕○子爵遊澤榮一所藏本  
松平忠固日記所載

○二月二日寛永寺執當住心院へ

二月二日、○中羽目之間(松平忠固、老中)自分計出座、上野執當左之書付、相渡之、○松平忠  
戊午二月二日、上野執當御達、左之通、○安政見 關難記

上野執當に

亞墨利加國之使者申立之趣不容易義ニ付、衆議を盡し候上、申立之條々精々及論談、彼方  
より差出候條約案文之每條、夫々取縮及談判候趣、別冊之通候間、叡慮爲御伺備中守義  
上京被 仰付、禁裏思召も無之候ハ、別冊之條々御差許可相成哉ニ付、  
神慮之程をも御伺之 思召ニ候間、條約案文二冊早々日光表に被遣、御別當を以  
御宮に御備相成候様、日光御門跡に可被申上候事、

亞墨利加條約案文一箱、相渡之、畢引、○松平忠 同日記

安政五年二月二日

六五

米國トノ條  
約ニ就キ東  
照宮ノ神慮  
ヲ伺フ



安政五年二月二日

右、於羽目之間、松平伊賀守申渡之、戊午二月二日、○防海  
雜記

〔國事記〕○水戸藩士豊田亮手録  
公爵徳川昭順所藏本

二月九日、(金子孫三郎)金孫來訪、三輪友衛門書持參、

前略、左之別番、一昨二日達之由、偽辨尤可惡、

亞墨利加使者申立之趣不容易儀ニ付、衆議を盡し及論談、申立候條々精々取縮談判、別冊之通り候間、叡慮爲御伺備中守儀上京被仰付、禁裏 思召も無之候ハ、別冊之通御指許可相成候間 神慮之程をも御伺之思召ニ付、早々日光表へ被遣、御別當ヲ以御宮へ御供被成候様、日光御門跡へ可被申上候、

上野執當

住 心 院

右、於羽目之間、伊賀守申渡之、

右珍書ニ候間入御覽申候、志のし水國ハ益盛ニ御坐候間、御安心可被下候、同日持參、大内半之介書狀中、堀閣か着後之事更ニ不承及候へ共、三四日以前 京師より之飛急と申事も有之、是ハ林學士之飛きて、大半同人一舌を以押くるめ候へ共、三人程の正論家のみ也との由申來候ふりニ候へ共、此說盡信し兼申候云々、

幕府、水口藩主加藤明軌越中守・岡部藩主安部信寶攝津守・大田原藩主大田原富

清飛驒守・小倉藩支藩後千束主小笠原貞正近江守ニ大坂加番ヲ命ズ。

〔松平忠固日記〕○子爵遊澤  
榮一所藏本

二月二日、

一四ツ御太鼓ニ出宅、

一登 城、四半に二寸前、○中略、

一廻り出懸、波之間に列坐、

役高貳万石

山里、稻垣攝津守代(長明、鳥羽藩志)

加藤 越 中 守

役高壹万八千石

中小屋、石川若狹守代(藤管、下館藩志)

安部 攝 津 守

役高壹万石

青屋口、米津相摸守代(政易、長瀬藩志)

大田 原 飛 驒 守

役高壹万石

雁木坂、小笠原信濃守代(棟幹、安志藩志)

小笠 原 近 江 守

右被 仰付旨、月番申渡、書付被相渡、(風筑安宅、老中)

安政五年二月二日

四藩ニ大坂  
加番ヲ命ズ



安政五年二月二日

但、加藤越中守・大田原飛驒守之在邑ニ付、奉書を以達之、

〔安政年錄〕○内閣記録  
課所藏本

二月二日、

在邑ニ付、以奉書達之、

加藤越中守

安部攝津守

大田原飛驒守

小笠原近江守

同

右當秋大坂加番被 仰付旨、於波之間、老中列座、中務大輔申渡之、

〔小倉藩用入〕海津殿衛等書翰○伯爵小笠原長幹所藏本  
京都戊午日記所載

一御用人中左之通、

然之小〔小笠原貞正〕近江守様、昨二日

御用召御登

城之上、大坂御加番小〔小笠原棟徳〕信濃守様御代り被蒙

仰之、右ニ付左之御方々様ニ爲御知、御先例之通御使者御勤可被成之存候、此段爲可得御意如斯御座候、恐惶謹言、

二月三日

青木庄七

海津殿衛

三澤十太右衛門様

京都御所司代様

同町御奉行様

右之通御座候、其御地之義ハ爲御知、且御心添之義御頼旁、御口上御取繕御勤可被成候、尤弘化三千年、備後守様御加番被蒙〔小笠原貞徳〕 仰候節之御例ニ御坐候間、猶又御取調之上、宜御取計可被成候、

〔千束小笠原家譜〕○東京帝國大學所藏本

貞正 從五位下 近江守

○上、安政五年戊午二月二日、大坂加番之御暇被 仰付、

同年七月朔日、大坂加番之御暇被 仰出、時服四領御羽織拜領之、加番相勤、

〔津山藩日記〕○子爵松平康春所藏本

二月十三日、○中 略、

一大田原飛驒守様御使者内山八郎右衛門、御留守居吉田權平宅ニ來、及出會候處、左之通、

安政五年二月二日



安政五年二月二日

七〇

大坂御加番御内願之儀、兼御添願被進候處、此度御奉書を以、御願之通被仰出、全  
も御添願之儀与厚忝思召候、先御禮以御使者被仰進候、

御相答、

幕府、目付一色邦之助直温〇後  
山城守ニ大船製造及軍艦操練掛ヲ命ズ。

〔老中申渡〕〇子爵温澤榮一所藏本  
松平忠固日記所載

二月二日、〇中新部屋前溜へ出坐、〔徳川統制元年巻〕  
但馬守侍坐、

御目付

一色邦之助

名代 神保伯耆守〔正興目付〕

御軍艦操練之御用可相勤候、

右 同 人

名代 同 人

大船其外、御船船製造之御用可相勤候、

〔松平忠固老中〕  
右、自分申渡、

〔温恭院殿御實紀〕〇續徳川  
實紀所載

二月二日、大船御用、

御目付

一色邦之輔

右大船製造御用、御軍艦操練御用被 仰付旨、〔松平忠固老中〕  
伊賀守申渡之、

三日西田安家家老水野忠徳〔筑後〕將軍繼嗣問題ニ關シ、密ニ書ヲ福井藩主

松平慶永〔越前〕ニ贈リ、幕府大奥其他ノ和歌山藩主徳川慶福〔參議〕擁立ニ傾ケル

情勢ヲ報ズ。

〔昨夢紀事〕

正月廿八日、公、例の御登城あり、於營中土岐丹波守殿〔頼貞、大目付〕・鶴殿〔長寛、目付〕民部少輔殿へ御逢ありしに、

兩人共に此節にてハ、閣老衆にも台慮之英斷に出へき事となりたりと申さるれハ、せんす

へなき由を申上て、丹州の考にてハ、何分後宮之御周旋專要之時とおもはるれハ、此處へ

御力を盡させ給ふへき御事ならんと申上、鶴民の見る處ハ西城へ一橋殿を居へらるへき

ハ、至當の定理にて、御兩殿ハ〔徳川喜忠〕徳廟儲君之思召にて立置れし事にて、取りも直さず兩卿

やかて儲君に坐すなり、御三家ハ、

東照宮の神慮を以立られて、各相傳の國家臣民もある事なれハ、前々も御三家を指措れ、

安政五年二月三日

七一

松平慶永營  
中ニテ有志  
ト繼嗣問題  
ヲ談ズ



安政五年二月三日

七二

甲府・館林より御繼統ありしかと、(徳川家徳) 章廟薨御之御時に、兩典廐も坐せさりし故、徳廟  
 紀州より大統を續かせられしかと、同君の台慮にて、兩卿を立置れられたれ、(徳川家徳) 近く恭廟  
 ハ一橋を御繼統なりし御先蹤も被爲在事候へ、御兩卿に御人なくハ、御三家にも及ふへ  
 けれど、當時御兩殿共御人あれと、田安殿ハ御年齢も御ふさわしからず、一橋殿こそ御年  
 比も御相應なれハ、此君ならてハ適はざる御儀あるか上に、賢明に坐して諸侯諸有司を初  
 天下の人望を負せ給へハ、更に論にも及はざる事候へハ、監察の職分御規定通りを以て、  
 混々と申立候へハ、閣老衆にも嘉納せらるゝのみにて、發揮としたる答なけれハせんすへ  
 も候はず、然れハ此上は右之正義を以、田安殿より被仰立なハ、御英斷之御助にも相成へ  
 くやと考へらるゝよし杯を申されたり、公にも、閣老の方ハ已に御手を盡されて餘蘊な  
 く思召ハ、兩人之申上たる處もよしありて聞しめせハ、後宮の方ハ例の本立院(家定生母本立院ノ實妹)へ仰せ含ら  
 るへし、田安ハ幸に明廿九日ハ例御入あるへき御日柄なれハ、其折をもて中納言殿へも御  
 内談あるへしと思召ニ付ても、水筑州之かくては思ふ由もあらハ申上らるへきよしの御  
 相談として、夜ニ入り師質を遣はされたり、師質筑後守殿方に到りて、思召旨を述たるに、筑  
 州も兼る其事を思ひ寄てハ候へ共、申出すへき折も候はねハ默止されたと、さる事にて  
 中納言殿より議り給ふ御事あらハ、心得て力を盡し可申よしの御請を被申上たり、○中略

有司慶喜ヲ  
推薦スレド  
モ老中確答  
ヲ與ヘズ

慶永中根師  
質ヲシテ水  
野忠徳ヲ訪  
ハシム

慶永田安慶  
頼ヲ訪フ

慶頼野心ア  
リ將軍ヘ進  
言ヲ欲セズ

水野忠徳大  
奥ノ内情ヲ  
報ズ

正月廿九日、(傳安院一橋御邸) 淳宗院殿御忌日ニ付、例月の通り上野凌雲院へ御參詣、夫々田安殿の御祠堂  
 御拜として田安殿へ被爲入御拜濟て、中納言殿へ御對顔ありて、西城之事を御談ありしに、  
 納言殿にも御會得御同意にて、御家老共へも御評議あるへきとの御談寄なりしとそ、竊ニ  
 云、納言殿は御身柄なる上、御續きも近く坐せハ、納言殿のやかて西城へ御乗込になるへ  
 き筋なるよしなとを、左右便佞之徒己レか榮利を計りて、兼るそ、のかし奉る事もあるよ  
 して、殿の御心もはた動かセ給はぬにもあらねはにや、公の御諭告も眞直には受給はて、  
 やうく論ひ定り給ひしとそ承りぬ、翌朔日、御家老初へ御評議ありしに、大方ハ容易  
 からぬ御事柄なれハ、被仰立ぬ方も勝りなんと傾き申人も多かりけるを、水筑州擔當強辨  
 して、漸くに被仰立かたに決せしかと、納言殿にあるまじき御下心坐す上に、逢迎の佞人  
 も多けれハ、又何くれと異論出來て、睨とさし定たる事にハ至りかた、筑州も殊に焦思  
 せらるゝ由に聞えたり、

二月三日、(水野忠徳) 水筑州ハ内書を呈し、(下二職) 闕寺の内景を探索せしに、閣老衆々伺はれたる事ハ紛れ  
 なくて、當今尊考中にて橋紀兩端いまた御決定あらせられぬよし、左右にても専ら英明忌  
 憚之徒多くて、大切至極の機會なれハ、後宮の御翰旋御手を盡さるへき旨を密告せられた

安政五年二月三日

七三



安政五年二月三日

七四

〔田安家〕  
家老 水野忠徳書翰○昨夢紀

○二月朔日松平慶永宛

略、○上一昨夜ハ御重臣（中根節實ヲ指ス）を以蒙御沙汰、毎々恐入候義ニ御座候、深雪故迎も御出殿も被爲在間敷奉存候處、御厭も不被爲在、昨夕屋形へ被爲入、尊慮之趣御内話も被爲在候趣、具ニ被仰下、誠ニ以難有仕合、且ハ不相替御精忠之御周旋、只々奉感銘候事に御坐候、尤強多被仰上候由は、却て不宜と御程能被遊置候趣、御尤至極之御義、既に今朝出仕候處、御内命之上候哉難計候得共、右一條（田安家御懸上野山六郎左衛門）申聞候ハ、昨日御入有之後、今朝同人罷出候様御内沙汰有之由、右ニ付推考之處、云々之義共若御進メも可有之哉難計、依り同人愚考候處、此義ハ最不可然ニ付、ひたと御取計等無之方ニ仕度旨ニ有、私共兩人内存問合候故、種々及内談、何れにも被仰立候方ニ説得仕候、其大意ハ當今は御急務此一舉ニ候處、度々官吏申立一條ニ付、公邊方御垂問をも被爲請被仰立之趣も有之候處、此御急務に至り更ニ御建議不被爲在候ハ、全ク御一身之上ニ取候御嫌疑を被爲避候尊慮と奉推察候義、御當家ニ被爲取無此上御一大事を右体區々たる嫌疑に被爲拘候ハ、乍恐御公論とハ難申旨を以大意と仕、彼是潤色をも加へ候申述候、最初ハ不得意ニ見え候處、末段具ニ承諾之様子故、多分貫通可

水野忠徳田  
安慶頼ニ勸  
説ノ始末ヲ  
報ズ

慶喜内廷ノ  
噂ニ上ル或  
ハ儲君ニ決  
セシカ

仕哉、尤今日も右等之御模様も不相見候得共、兩三日中にハ何と歎相分り可申哉ニ奉存候、（田安家老朝比奈甲申守）扱又、朝甲云々御垂訓之趣、御尤ニ奉存候、兼りより心付き居候故、聊以漏洩は不仕、只々先方之口裏を探り、何歎御一考之御種にも相成候儀ハと心懸罷在候、御推察被爲在候通り、兩丹を始、一同別懇に被察申候、前書之通り御屋形へ御勸めと申儀ハ、（上野山六郎左衛門）六郎之言により承知ハ仕候得共、是は彼之推考と迄之話故、未眞實を得候にハ無之、其他ニ至候ハ、聊も不存事ニ御座候、右此處ハ御安慮被遊候様奉願上候、尤於私候も、尙又厚心懸可申、夫故半（符也）十郎へも此事ハ更ニ無聲臭ニ仕置候、若自然其筋へ響候ハ、尊慮之如く百事瓦解も難計、可恐之至と奉存候、前書之趣ハ朝甲も同意にて、今朝種々申述候儀ニ御坐候、乍序申上候、右内談後、同人方之内話ニ有は、夫与差定候譯にハ無之候得共、當節内廷ニ有候と云く橋君之御噂サちと折々相伺候由、左スレハ多分最早御一決ニハ相成居候半との事ニ御坐候、十九比相決上京など之事も承及候趣故、是等ハ矢張別懇之輩方傳聞も難計と奉存候、猶又一兩日中にハ御重臣へ咄置候、拙知己へ相探候分り候ハ、奉申上候心得ニ御坐候、薩侯何か御不都合之御扱も有之、一兩日中上田へ又御枉駕之趣、如何なれハ如此迄之御焦思ニ被爲在候哉と、迎も他ハ左程迄にハ有之間敷哉と推察仕候、實ニ國家之御盛衰に關係仕候一大機會之重事候得は、何卒此上にも乍恐御精力を以て、一日も早く御安慮ニ至候様奉願

安政五年二月三日

七五



上候、二月朔日

尙、○中略くれくれも、毎事不<sub>レ</sub>ト通御懇遇を奉蒙、誠ニ身ニ餘り難有、且奉感激候餘り、一塊之丹忠を勵候鑑戒とも罷成、別御禮筆紙ニ難盡奉存候、先日も申上置候哉に候得共、本文御垂誠ニ付、尙奉入御聞候ハ、(土岐頼昌)土丹も攝津同胞故、攝ハ先年奥勤、殊ニ兩人共實父ハ年來之勤柄ニ候故、兩丹を初一同格別懇意ニ相察候義多く、且鶉民も兩丹ハ懇意に相見候ヘハ、大君御周旋之廉なとハ、殊ニより相響申間敷にも無御坐、尤兩人とも橋君をハ仰慕候ニ相違無之奉存候得共、談合等之砌不得止場合より、自然相漏申間敷ニ無之、尤申上候迄も無之御差略は被爲在候御事トハ奉存候得共、老婆心を申上置候、○下略

〔水野忠徳書翰〕○橋本左内全集所載

○二月三日松平慶永宛

一昨日申上置、尙又昨日兼て申上置候手續の方、極密承合候所、閣老よりの申立は有之候に相違無之、然る處

上の思召とは見違に相成、其節御治定に不相成、何れにも得と御熟考の上と、申上置に相成居候事の由にて、橋君の方にては、何分後宮折合兼可申様子有之、深く御配慮被爲在、御熟考中の趣にて、是全く(徳川慶喜)紀君の方周旋強く、手廻り居り候事やに推考仕候、兩丹其外の處

慶喜大奥ニ  
忌マレ台慮  
未ダ決セズ

後宮方面ノ  
周旋肝要ナ  
リ

は、兼て御推察の通りに御座候、就ては當時誠に大切の機會、最早表方よりは、別段の御工夫も被爲在間敷哉にて、此上の處は只々後宮の一條に御座候へば、爲御内含極密奉申上候、御屋形限の處は、今日も御用序御座候に付、尙又私限り微力を盡し置候事に御座候、同僚より承及候趣と、少々相違にも相聞へ候故、甚心配仕候間、不取敢有躰の儀、奉入御聽置候、宜御含置被下置、此上の處御周旋の程奉願上候、實に興廢の機關、此一舉に奉存候故、不顧思召、猶又捧愚札候、退出不取敢相認候故、別て亂略の段、幾重にも御仁恕奉願候、謹言、

二月三日

猶以、折角時令御厭被遊候様奉存上候、以上、

〔水野忠徳書翰〕○昨夢紀事所載

○二月五日松平慶永宛

○上略扱は、追々御配慮被爲在候一條、一昨日御請被申上候後、即日當御屋形奥向之者罷越全く當人心附之趣を以、極内々相談ニ付委細ニ愚存申達候、何分見込相違仕居候故、大ニ時刻を移候<sub>ル</sub>遂ニ了解仕候、尙又時日私共兩人へ御直ニ御沙汰御坐候ニ付、前同斷曲折を盡し建白仕候、何れ尙御熟考之趣に候得共、御書取を以被仰立候方ニ御決定ニハ罷成候、太守君より之御内話中、海防懸より御屋形へ御内談之儀、御頼まれとの事ニ御疑念被爲在、

繼嗣問題幹  
旋ニ就キ田  
安慶頼ニ辯  
解ノ事情等  
ヲ報ズ



種々の御沙汰も御坐候に付、全く外藩之向々より舊臘以來遮る申立候哉之傳聞罷在候處、却る御三家・御兩卿よりハ御建議無之、右は當時何方も御嫌疑之御身分に付、御見合に罷成居候事可有之候得共、不容易御大事を、只外藩而已之申立にハ、於廟堂御不都合之次第も可有之哉、右等之意味ハ海防懸ハ相願候事にも可有之旨、委細に申取候、是又相濟申候、御含に申上置候故、此上若又右等之邊御内咄も出候節には奉願上置候、略、○下

四日庚戌 弘前藩主津輕順承越中守 藩士ニ諭シテ武技ニ精勵セシム。

〔弘前藩家老達〕○伯爵津輕義孝所藏本 津輕舊記類所載

二月四日、御家老口達、

武藝之儀、毎々嚴重被仰付も有之、尙又近年異國船之儀に付、從公邊連々被仰出も有之候間、一同武藝相勵候様、改る被仰付も有之、一時相勵候様候へ共、其後何となく相緩候趣相聞得、異國船平穩之模様と存候故可有之哉、以之外心得違之至候、たとへ此節平穩之姿に候共、此度公邊被仰出之趣候へハ、何時異變可有之哉も難計、然る御自國ハ申こ不及、松前御警衛も被爲蒙仰居候へハ、萬一非常之節、兼々武邊不鍛練にハ、御國辱も可相成、左候ハ其期に至り、譬身命を抛候共、御申譯難相立候間、彌以一同厚差含一際出精候様、又々改る嚴重被仰出候間、其身ハ勿論二三男に至まで、急度相勵候様此旨申達候

武技ヲ鍛鍊シ外警ニ備ヘシム

也、

二月

御家老

箱館奉行、外國人ニ雇備セラル、諸職人ノ賃錢ヲ定ム。

〔箱館奉行支配向伺書〕○北海道廳所藏本 異船諸書付所載

○二月箱館奉行村垣範正（朱書）

「午二月四日、御小印、六日、御用達申達、」

○奥村季五郎

○井上茂輔

安間純之進

鈴木尙太郎

村上愛助

向山榮五郎

三田喜六

梨本彌五郎

松岡徳次郎

○淡路守（村垣範正、箱館奉行）



諸職人ノ手  
間賃ヲ定ム

安政五年二月四日

一錢壹貫百五拾六文

内

錢五百七拾八文

一錢九百文

内

錢四百五拾文

一錢壹貫百五拾六文

内

錢五百七拾八文

一錢壹貫五百四拾文

内

錢七百七拾文

小嶋源兵衛○  
應接掛

八〇

○御勘定方

船大工手間賃壹人分

全壹人分手間代

家大工手間賃壹人分

前同斷、

木挽手間賃壹人分

前同斷、

鍛冶手間賃壹人分

前同斷、

一錢七百文

内

錢三百五拾文

一錢壹貫文

内

錢五百文

一錢壹貫百五拾六文

内

錢五百七拾八文

一錢壹貫六百文

内

錢八百文

一錢壹貫貳百文

内

錢六百文

日雇賃壹人分

前同斷、

水主壹人分

前同斷、

銅屋職壹人分

前同斷、

石工壹人分

前同斷、

左官手間賃壹人分

前同斷、

安政五年二月四日

八一



右に、假止宿所并碇泊之異國船に相雇候職人共手間賃、是迄睨を取極も無之、區々之請取方にて、不都合に有之候間、各國之振合等取調候處、別紙朱書之通、異同有之、素々其業体働方にも應じ候儀にて、敢て他國之工料等にも難引付、是迄假止宿所等へ立入候職人共も、言語不通にて、性急差圖よまよかひ、烟草休もあく、無閑隙働候事も付、通例早出・居殘等之賃錢あるを、迷惑之趣申出候に付、内々存意相糺候處、壹人半々貳人前之給料請取度旨申立候間、都る貳人前爲請取候内、其職人により、五割増々倍増迄見計相渡、殘錢を、御用達共世話料に充テ、冥加納を差免候積、尤是迄に見合、過不及之品も候へとも、聊見込無之候るを、職人共拂底之土地、往々差支之次第も難計哉に付、先右之通取極置候可然哉、尤彼方にもあひ、香港其外之振合よりあひ、格別減し居候儀も付、決る不相當之義へ申出間敷哉を奉存候、依之此段相伺申候、

但、吹減六分を、右之外に請取候積、

午正月

(朱書)  
英國囑頓 壹个年給料

第一鋸匠 一日壹ポント拾七シルリング八ペンス但壹ポントを四ドル、八十セント、シルリングを二十四セント、ペンスを二セント、末同斷、

此銀錢四百八拾九枚四厘

此銀目三貫四百貳拾三匁貳分八厘

此金三百七拾兩三分永貳百四拾六文三分壹トルラル目方七匁積、正銀壹匁錢六百五拾貳文、金壹兩錢六匁文替之積、末同斷、

三百六十四日割一日當

金壹兩永貳拾壹文五分

同

第二同 七拾九ポント壹シルリング八ペンス

此銀錢三百七拾九枚六分

此銀目貳貫六百五拾七匁貳分

此金貳百八拾八兩三分永三拾貳文四分

同

金三分永四拾三文六分

同

第三同 六拾三ポント拾七シルリング六ペンス

此銀錢三百六枚六分

安政五年二月四日



安政五年二月四日

此銀目貳貫百四拾六匁貳分  
此金貳百三拾三兩永五拾三文四分

同

金貳分永百四拾三文

亞國ポーツモート 壹个年

第一鋸匠 壹千ドルラ

此銀目七貫目

此金七百六拾兩貳分永百六拾六文七分

同

金貳兩永九拾文六分

一日壹人

亞國ニウヘットフォルト 夏三ドルラ

第一鋸匠 此銀目貳拾壹匁

此金貳兩壹分永三拾貳文

冬貳ドルラ半

此銀目拾七匁五分

此金壹兩永百四拾壹文

同

夏貳ドルラ

並鋸匠 此銀目拾四匁

此金壹兩貳分永貳拾壹文三分

冬壹ドルラ半

此銀目拾匁五分

此金壹兩永百四拾壹文

平均一日壹人金壹兩壹分永七拾九文三分

一船大工手間賃一日壹人

錢五百七拾八文

外三百四拾四文

早出居殘増

小以錢七百貳拾貳文

此壹倍増

七百貳拾貳文

安政五年二月四日



安政五年二月四日

合錢壹貫四百四拾四文

此銀錢三拾壹セント六分四厘

此吹減六分

壹セント九分

合銀錢三拾三セント五分四厘

〔朱書〕  
異人ノ請取

三拾五セント

一家大工手間賃一日壹人

錢五百文

外百貳拾五文

小以錢六百貳拾五文

此壹倍增

六百貳拾五文

合錢壹貫貳百五拾文

此銀錢貳拾七セント三分九厘

但壹ドルラルと百セントと、壹ドルラル目方  
七匁積、此錢四貫五百六拾四文當、未同斷、

彼之方壹セントより以下通用錢無之、本邦端錢  
算成兼候ニ付、餘分見込本文之通仕出仕候、

此吹減六分

壹セント六分四厘

合銀錢貳拾九セント三厘

〔朱書〕  
異人ノ請取

三拾貳セント

同

木挽一日 壹ドルラル半

壹人 此銀目拾匁五分

此金壹兩永百拾壹文

一木挽手間賃一日壹人

錢五百七拾八文

外百四拾四文

小以錢七百貳拾貳文

此壹倍增

七百貳拾貳文

早出居殘増

安政五年二月四日



安政五年二月四日

合錢壹貫四百四拾四文

此銀錢三拾壹セント六分四厘

此吹減六分

壹セント九分

合銀錢三拾三セント五分四厘

〔朱書〕  
異人方請取

三拾五セント

同

鍛冶一日 貳ドルラル

壹人 此銀目拾四匁

此金壹兩貳分永貳拾壹文三分

一鍛冶手間賃一日壹人

錢七百七拾文

外百九拾貳文

小以錢九百六拾貳文

早出居殘増

此壹倍増

九百六拾貳文

合錢壹貫九百貳拾四文

此銀錢四拾貳セント壹分六厘

此吹減六分

貳セント五分三厘

合銀錢四拾四セント六分九厘

〔朱書〕  
異人方請取

四拾六セント

香港 日 雇 壹ドルラル半

人足一日壹人 此銀目拾匁五分

此金壹兩永百四拾壹文

一日雇人足賃一日壹人

錢四百文

外百文

早出居殘増

安政五年二月四日



安政五年二月四日

小以錢五百文

此壹倍增

五百文

合錢壹貫文

此銀錢貳拾壹セント九分壹厘

此吹減六分

壹セント三分壹厘

合銀錢貳拾三セント貳分貳厘

(朱書)  
「異人」請取

貳拾五セント

(朱書)  
亞國ポーツモート

水夫壹个月 貳拾貳ドルラル々五拾ドルラル迄、

此平均三拾五ドルラル

此一日壹人當壹ドルラル拾七セント

此銀目八匁壹分九厘

此金三分永百三拾九文三分」

一水夫手間賃一日壹人

錢五百文

外百貳拾五文

早出居殘増

小以錢六百貳拾五文

此壹倍增

六百貳拾五文

合錢壹貫貳百五拾文

此銀錢貳拾七セント三分九厘

此六分

壹セント六分四厘

合銀錢貳拾九セント三厘

(朱書)  
「異人」請取

三拾貳セント」

○附 録

安政五年二月四日



安政五年二月五日

九二

〔箱館米人假止宿所勤番足輕伺書〕○異時書付所載

○二月五日箱館奉行支配應接掛へ

〔朱書〕三月五日、差出テ、奉行衆御聞置之旨、栗五郎殿被相違候ニ付、彌太郎殿達ス。

一、二月五日、私共兩人方、髮結壹人、止宿所參、月代仕、兩人共相濟、右髮結相歸候節、フレイタ申候ニテ、同人等、日本人同様髮結相頼、隔日髭剃貫度、賃錢之儀也、御用達相拂可申由申候間、私共申候ニテ、右之儀何不相濟内也、不成儀ニ候趣申聞候所、左候ハ、今日伺吳候様、フレイタ申儀ニ御座候間、此段奉伺候、以上、

二月五日

黑澤彌太郎  
石子谷五郎

五日亥 老中堀田正睦備中守○佐倉藩主 京都ニ著シ、本能寺ニ館ス。

〔佐倉藩戊午年集〕○伯備堀田正恒所藏本

二月五日、晴、

一卯刻 御目覺、

一六時御供揃、御旅服被爲 召、六半時過大津驛御發駕、

一御小休、奴子、

一同、 蹴上、

一御京着、寺町通三條姉小路上ル町、本能寺御旅館に無御滯御着、四時過、

一八半時過、黒羽二重御自紋御小袖・麻御上下被爲 召、大書院に御着座、本多美濃守様御〔忠民、京都所司也〕

堀田正睦大津ヲ發ス

京都ニ着シ本能寺ニ館ス

所司代本多忠民來訪

入來、

公方様 御機嫌御伺、引續京地諸御役人様方同斷、御機嫌御伺相濟、本多美濃守様〔先成〕に

御逢有之、御熨斗炮三方・御茶・煙草粉盆御近習差上之、暫時御對話、相濟御歸之節、御玄

關迄御送有之、

一同時過、御熨斗目御長上下御着替、傳奏衆廣橋前大納言様〔先成〕・東坊城前大納言様御行迎ニ

付、御書院三之間迄御出迎、御誘引ニ御書院上之間に御通、御茶・煙草粉盆御近習御敷

居際を膝行ニ差上之、暫時御對話、相濟御玄關迄御送り有之、

但、御熨斗炮三方可差上處、

禁裏御日柄之由ニ付、御床に据付ニ相成、

一大目付觸、左之通、

殿様、御道中無御滯被遊

御着座候ニ付、御供之面々末々又者迄、御吸物・御酒肴・御酒代等被下置候、尤御旅館殊

ニ御用先之儀、兼る被仰出候御趣意も有之候ニ付、代料ニ被下置候間、明六日御勝手

に罷出頂戴可有之候、此段可相觸旨、平野縫殿被仰聞候、

一御供之面々、

武家傳奏兩卿來訪

佐倉藩大目付觸

安政五年二月五日

九三



安政五年二月五日

御在京中慎方之儀、御發駕前被

仰出候御趣意之通、厚相心得可被申候、且又他行之儀、向々御用御差支無之様申合罷出候儀之不苦候へ共、重キ御用先之儀、彌以心得違有之間敷候、勿論頭支配に達之上罷出、夜ニ不入様歸宅可被致候、

一御供之面々に、御貸渡之諸道具・家具類ニ至迄、都る從

公儀御貸被下候御品ニ候間、損失等無之様大切ニ取扱候様、家來末々迄急度申付可被置候、此段向々に可相觸旨、平野縫殿殿被仰聞候、已上、

一當御旅館御玄關内、平日通行之不苦候得共、御客様并持物等有之節之、遠慮可被致候、此段可相觸旨、平野縫殿殿被仰聞候、已上、

〔川路聖謨書翰〕○宮内省圖書寮所藏本  
川路聖謨京都表御用留所藏

〔朱書〕  
午二月五日、御届書添、爲替遣一、差立ル、

以手紙致啓上候、然之京都爲御用拙者并御普請役兩人と、一宿御先に罷越候積、出立前伺濟之通、昨四日京着〔勘定組頭〕以多一、高橋平作・日下部官之丞并御普請役壹人、備中守殿御手附御普請役とも、備中守殿一同今五日京着〔勘定〕いゝ候、依之、別紙御届書壹通差進候間、御進達等之儀可然御取計可被下候、右可得御意如斯御座候、以上、

川路聖謨二  
月四日堀田  
閣老一行翌  
五日着京ノ  
旨ヲ報ズ

二月五日

土岐〔朝昌、勘定奉行〕攝津守様

永井〔尙志、勘定奉行〕玄蕃頭様

猶以、呈書之不致積、出立前伺濟ニ付不差立候、此段爲念得御意候、以上、

〔川路聖謨届書〕○川路聖謨京都表御用留所藏

〔朱書〕  
午二月五日、書狀相添、爲替遣一、差立ル、

京着仕候儀申上候書付

御届 川路左衛門尉

京都爲御用、私并御普請役兩人と、昨四日備中守殿御先に京着仕、御勘定組頭高橋平作・御勘定日下部官之丞、并御普請役壹人、備中守殿御手附御普請役とも、御同人一同今五日京着仕候、依之此段御届申上候、以上、

二月五日

〔川路聖謨書翰〕○川路聖謨京都表御用留所藏

林 大 學 頭 様  
津 田 半 三 郎 様

安政五年二月五日

林 輝 等 二 着  
京 ヲ 報 ズ

川路左衛門尉印



安政五年二月五日

九六

太 久 保 大 隅 守 様	川 路 左 衛 門 尉
都 筑 駿 河 守 様	
平 岡 鍾 之 助 様	

右各通

以切紙致啓上候、然者拙者儀、當御地爲御用、今四日致到着候、右御案内可得御意如斯御座候、以上、

二月四日

〔川路聖謨都日記〕

○宮内省圖書寮所藏本

○本書ノ句讀點其他ハ、總テ川路聖謨自筆本ノ態ニ從ヒ、敢テ編者ノ意ヲ加ヘズ。

二月四日 晴 さきと折々風ふきあきと。くも雪ふし申候。○六時前之出立よそ。京地に參。所司代并兩町奉行に。御届いと申候。淺野相替候事無之候。○所司代居間至る間近之。女共住居之場所之出火ある。所謂命あらしく此々きこ。此節ハ左衛門尉の以前旅宿た。妙顯寺（備前國）御旅宿之。そきか。隣ハ本能寺よそ。即備中守殿御旅宿之。其次天性寺と申。左衛門尉之旅宿之。其外御目付御右筆共よ。其軒ちらひ。門前ハ寺町通とそ。祇園へつゝき。至るよきやなる町之。たよさくや。刀屋。びいとる器類比ませ。フ

川路聖謨  
都ニ着ス

天性寺ニ入  
ル

堀田閣老ノ  
一行京都ニ  
着ス

川路等一同  
堀田ノ旅館  
ニ赴ク

使ヲ青蓮院  
宮ニ遣ハス

レツキ類之とせ等。色々なき品々。並へ立あり。○中略

二月五日 くも 備中守殿其外京御着之。右ニ付御旅館に參る。七時半時退散之。寺町通ニ付。至るよきやのニ付。見物至る多。○奈良よ。羽田健左衛門か、や助藏惣吉之悴（親惣吉ハ病死）長吏來る。狭川隆助と。病死いと（恒三郎いま忌中）候由之。

六日 くも 寄合よ。一同備中守殿御旅亭に罷出候。○健左衛門義。同人甥之與力同道こる來る。逢遣一候。目ハ正月七日頃よ宜相成候由こる。書物等よまま不申候由之。○京都之御役人之外。別居出來居候。林大學頭はめ御右筆ま一同參り。まらへ物いし申候。辨當持參之。

七日 晴 備中守殿に罷出候。六半時之歸宅之。

八日 晴 昨日俊藏よ土産物爲持候。青蓮院へ差出候處。御家來共もと南都之御奉行之御家來とそ。俊藏之名も辨居候由。殊之外よ持候由。先帝之御法事（清涼殿よて御修法之）。御所よ御詰切あきと。被進物之義ニ付。直よこきよ參候申上候由等。申聞候由之。○高橋正橋來る。不相替ら年もふけ不申候。内藤奎左衛門ハ。六月十六日うてたまこを給當り。夫の發病こる。其月之うちよ。大病之由。六ヶ敷相成候。麻上下着。脇差抜わきよ置。東へ向ひ。御暇乞申上候由申之。拜いと。そらくと落涙。其後ハ手代拔

安政五年二月五日

九七



安政五年二月五日

九八

青蓮院宮ノ御人物

呼。御勘定心障無之様。諸書物大切可取締旨申之候外。一言之ども不申候。三日相立  
大切及ひ候由。麻上下ニ相成候節。家内差留候得共不聞入。遠國ニ有百姓町人之如き  
死方ニ有也。御威光ニ拘候由。其外死候も東ハ足ハいと長間敷と申たるより。扱  
々感服也。存命中ハ。さりと之人とハ不存。驚入申候。我等のまじき者ハよき教也。○青  
蓮院宮也。此節當今此御兄君と申。殊ニ御才子ニ付。御所之御受宜候。殊之外御勢  
宜候由。廿一二才ニ被爲成候節也。別段此御懇命なまじき。御才力別段。毎事驚入たる。  
御人故。さもあるへ。ものいひさのまじきものハ。伏見宮御さと場故也。今大塔此宮と  
申上候由。よると御英烈なる御本性ハ。以前之如くと被察申候。南都此頃も。公事裁斷  
等。興福寺三万石乃事ニハ。殊ニ御心被用。御佛書ハ。あま好ませ給え。貞觀政要  
其外此儒書被。よくよませらせ。

〔京都町奉行淺野長祚等書翰〕

○川路聖謨京都表御用留所載

〔朱書〕  
二月朔日、夕七半時、關宿泊に到來、

以切紙致啓上候、然と此度備中守殿御着前日、御上京被成候ハ、即日美濃守殿御對話可  
被成御次第も御座候哉、左候ハ、和泉守御同道可申間、同人御役所に御出可被成候、其節

川路着京當日ノ行動ニ就キ問合ノ書翰

御朱印御預ケ可被成候哉、又と肥後守殿其外御上京之上、御一同一時ニ御預ケ可被成哉、  
御都合被御申間候様致度、御左右之趣を以美濃守殿に申上、刻限承繕可得御意候間、否早  
々御報被御申間候様存候、以上、

正月廿九日

岡部 備後守

淺野 和泉守

川路 左衛門尉様

〔川路聖謨書翰〕

○川路聖謨京都表御用留所載

〔朱書〕  
二月朔日、關宿を西ノ中刻々附を以、返書出ス、

御剪紙致拜見候、然と此度備中守殿御着前日、上京以候ハ、即日美濃守殿御對話相  
願候次第も有之候哉、左候ハ、和泉守様御同道可被下間、御同人御役所に罷出可申、其節、  
御朱印御預ケ申上候哉、又と肥後守其外上京之上、一同一時ニ御預ケ可申哉、都合申進候  
様被成度、返書之趣を以美濃守殿に御申上、刻限御承繕可被仰聞候間、否早々御報可及旨、  
御紙上之趣致承知候、右と備中守殿御着前日上京以候ニ付、即日爲御届罷出、御尋之  
筋も御座候ハ、御對話被仰付候も、聊差支之筋無御坐、尤拙者申上候儀を先ツ無御  
座候間、肥後守其外上京之上、一同

川路ヨリ京都町奉行ヘノ返翰

安政五年二月五日

九九



安政五年二月五日

100

御朱印御預申上候心得ニ御座候、右御報可得御意如此御座候、以上、

二月朔日

川路 左衛門尉

淺野 和泉守 様

岡部 備後守 様

追啓、大津宿朝七半時出立、五ツ半時頃御地着、即日爲御届各様御役宅ニ罷出候積り、此段爲御心得申進候、以上、

○京都町奉行淺野長祚等書翰

下ケ札

御本端之趣致承知、則

美濃守殿ニ申上候處、御上京當日之儀ニ御對話不被成由被仰聞候、左候ハ、御届而已之儀ニ付、拙者共御同道不致候間、御勝手之刻限御着被成候様存候、尤備中守殿御上京當日

御朱印御預ケ之積、是又申上置候間、左様御承知此段及御再報候、以上、

二月三日

淺野 和泉守

岡部 備後守

229779

三條大橋小橋通行ノ件

〔京都町奉行淺野長祚等書翰〕

○川路聖謨京都表御用留所載

以書狀致啓上候、然老當地三條大橋・小橋掛直御普請中ニ有、大橋北之方ニ假橋掛渡有之、御上京之節右假橋御通行相成御差支之儀無御座候得共、万一雨天出水等ニ有御差支可相成様之儀有之候ハ、早速可得御意候、且小橋之儀ハ、大橋御普請凡八九分通出來寄候上、御普請片側ツ、取掛往來爲致候先々之振合ニ有、此度之儀ハ大橋御普請取掛凡九分通出來寄候間、小橋之方も御普請取掛罷在、片側出來以多一候間、是又御通行相成御差支之儀無御座候、右之趣堀 備中守殿御供用人にも掛合候積御座候、右之段御心得迄ニ得御意置度如斯御座候、以上、

二月三日

岡部 備後守

淺野 和泉守

川路 左衛門尉 様

猶以、本文假橋牛馬往來差留有之候間、假橋下之方ニ荷付牛馬橋掛渡有之候、尤御牽馬之儀ハ、假橋牽通相成差支無御座、爲御心得此段得御意置候、以上、

〔京都町奉行淺野長祚等書翰〕

○川路聖謨京都表御用留所載

堀 備中守殿御寄宿寺町本能寺并本多美濃守殿御寄宿寺町妙滿寺惣門内ニ假之御門有之

本能寺及妙滿寺惣門内乘輿ノ件

安政五年二月五日

101



安政五年二月五日

1011

候間、右御門迄に乗輿（朱巻）以多一候積、美濃守殿に申上、備中守殿御旅亭之儀を、御同人御家來にも申達置候之間、爲御心得此段得御意候、以上、

二月四日

岡部 備後守  
淺野 和泉守

川路 左衛門尉様

猶々、本文之趣、御支配向に之、貴様方御達置可被下候、

御紙面御本端之趣致承知候、已上、

二月四日

川路 左衛門尉

淺野 和泉守様

岡部 備後守様

〔勘定組頭高橋平作書翰〕○川路聖謨京都表御用留所載

〔朱巻〕  
〔午二月四日、大津宿方西之上刻付、同日戌之下刻、京都に到來、〕

以書狀啓上仕候、然と亞墨利加條約案文、并稅則案文寫御出立前差上候分、差急認候間、書損等も可有之哉と奉存候間、別冊御右筆方差越候分、是又未々善本との難申、心付候廉々

米國トノ條  
約案文寫送  
付ノ件

付札以多一置候得共、其儘差上申候、尤京地（彌十郎申聞候間）にて善本參居候旨、着之上借受校正可仕と奉存候、右之段申上度如斯御座候、以上、

二月四日

高橋 平作印

川 左衛門尉様

猶以、江戸表へ之御書狀、爲御手繰別紙差上申候、無御滯御京着恐悅之御儀奉存候、私共義も無滯大津宿迄着仕、道中筋御役々下々迄、至る取締宜、都る相替義無御座安心仕候、此段乍序申上候、以上、

〔勘定奉行土岐朝昌等書翰〕○川路聖謨京都表御用留所載

當月五日附之御狀、同十三日相達致拜見候、然と京都爲御用貴様并御普請役貳人（松平忠國老中）を、去ル四日其御地御着、高橋平作・日下部官之丞・御普請役壹人・備中守殿御手附御普請役とも、御同人一同、同五日京着ニ付、御届書壹通被遣之、被御申越候趣致承知候、御届書を即日伊賀守殿（松平忠國老中）に佐藤清五郎を以進達以多一候、右御報可得御意如此御坐候、以上、

二月十三日

永井 玄蕃頭印

土岐 攝津守印

川路 左衛門尉様

川路及堀田  
ノ着京ニ對  
スル返翰

安政五年二月五日

1013



猶以、御呈書之儀ニ付、被御申越候趣承知以多一候、以上、

〔東坊城聰長日記〕○宮内省圖書寮所藏本

二月四日、卯刻過出仕、○中略

一堀田備中守今日大津驛止宿、明日上京之旨、附武士以手帖申越、兩公申入、附議奏、

〔德大寺公純日記〕○臨時帝室編修局所藏本

二月五日、晴、○中略

一老中堀田備中守上京也、依異船夏也、相役一同被行向、酉斜也、旅宿本能寺云々、予依神宮中稱所勞不行向、

〔坊城俊克日記〕○孝明天皇紀所載

二月五日、今日老中堀田備中守上著、旅宿本能寺右ニ付、武傳卿行向之後、當役行向、裏殿參集

酉刻前、但、德大寺殿神宮上卿爲寺中酉刻過、老中旅館本能寺同伴行向、廊下迄老中出迎誘引、對座

口狀如例、了、敷臺迄送出、各分散歸宅、附武士送迎如例

〔雅俗日簿〕○山科言成日記宮内省圖書寮所藏本

二月五日、晴、○中略

堀田正陸上京ヲ議奏等其旅館ニ赴ク

坊城俊克等堀田ヲ本能寺ニ訪フ

傳聞、老中第一堀田備中守上京、下役普請奉行・勘定奉行杯云々召連上京云々、就異船之義、爲願勅命上洛云々、

〔中御門經之日記〕○侯爵中御門經恭所藏本

二月五日、亥、晴、○中略

一今日、老中堀田備中守京着ト云々、亞墨利加一件ニ付上京ト云々、

〔平田職修日記〕○宮内省圖書寮所藏本

二月五日、○中略

一自關東、老中堀田備中守上京、今日本能寺着、此外諸役人上京之由、右上京之子細不存候得共、取沙汰色々候得共、全夷船之夏仍上京申夏之、

〔小倉藩京都戊午日記〕○伯爵小笠原長幹所藏本

二月三日、○中略

一左之御方々様、來ル五日御京着之趣、喜多川幸右衛門方爲知來候、

御老中堀田備中守様  
御勘定奉行川路左衛門尉様  
御目付岩瀬肥後守様



安政五年二月五日

一〇六

奥御右筆組頭	原 彌 十 郎 様
兩 番 格	立 田 録 之 助 様
奥 御 右 筆	高 橋 平 作 様
御 勘 定 組 頭	平 山 鎌 次 郎 様
御 徒 工 頭 付	御 普 請 役 上 京 候 由
御 勘 定	日 下 部 官 之 丞 様
外 二	御 小 人 目 付

一御老中様此度御上京ニ付、御取扱向前廉相伺候日合も無之ニ付、是迄御所司代御引渡として御上京之節之御振合を以、御取扱取計可申旨、先達る小 (小宮小倉藩家老) 四郎左衛門殿へ申上置候得共、猶亦爲念諸家様御並七里宗兵衛へ及問合之處、多分御所司代御引渡之節同様之趣相聞候、依之  
此方様ニ及、右之振合手配り候事、

二月五日、

一堀田備中守様、今日御着京ニ付、左之通御使者相勤候事、

但、五拾本入

堀田正陸上  
京ニツキ使  
者目錄進上

鯉節

一箱

代銀六拾四又八分

以上

御目錄紙大廣奉書

小、、、

手扣

今般御上京路次、愈御堅固被成御到着、珍重御事御座候、右爲御歡、以使者、目錄之通致進覽之候、

小 使者

中 村

〔如坐漏船居紀聞〕

○松代藩士山寺源大夫雜記  
久保來復所藏本

二月五日、御老中堀田殿上京、本能寺に着、

附添上京之役人

大抵ハ林ニ御用も相濟可申と、至る輕卒ニ被心得候様子	御 勘 定 奉 行
之處、右之卑官ノ人ニハ、參 内も難相成候ニ付、執政之	御 目 川 路 左 衛 門 尉
人上京可致と申參候由風聞、	奥 御 右 筆 組 頭 岩 瀨 肥 後 守
アメリカ大統領分差越候書簡、日本帝之文ハ極内ニ京	兩 番 格 奥 御 右 筆 原 彌 十 郎
	立 田 祿 助

安政五年二月五日

一〇七



安政五年二月五日

不參候、

京行の、状もと、けは堀田ら、年寄、とて、あはり老も

御勘定組頭 一〇八  
高橋平作  
御賄頭格御徒目付 平山謙次郎  
御勘定 日下部官之丞  
其外數人有之

寺町誓願寺、其外圖子・川端邊處々寺院に旅宿相成、

〔篠山藩日記〕○子爵青山志敏所藏本

二月七日、癸丑、晴、

一御老中堀田備中守様御京着之旨、太田三郎右衛門方昨晚申來、

右ニ付、京詰御者頭に御使者被仰達、左之通、

此度堀田備中守様御上京ニ付、御手前

鹿嶋三十郎

御使者被 仰付候間、可被相勤旨、

但、勤向之儀ハ、御留守居申談、可被相勤旨、

右、今日一名以奉札申遣之、

御老中

堀田備中守様

篠山藩使者ヲ遣ハシ堀田閣老ノ起居ヲ候セシム

料紙、中奉書半切美濃折懸、

公方様、益御機嫌能被成御座奉恐悅候、猶以奉伺御機嫌度、以使者申上候、

御名使者

鹿嶋三十郎

同

私儀、上京可奉伺

御機嫌處、此間中々疝積腰痛ニ付、出京難仕、依之以使者申上候、

右 同

右 同人

御所司代

本多美濃守様

同

公方様、益御機嫌能被成御座奉恐悅候、今度堀田備中守殿就上京、拙者儀致出京可奉伺

御機嫌候處、此間中々疝積腰痛ニ付、出京難致候、依之以使者奉伺

安政五年二月五日

一〇九



安政五年二月五日

御機嫌候、此段爲可申上以使者申上候、

右 同

右 同 人

右、御口上書壹通、御届方より京都に差遣之、

〔篠山藩家老日記〕○子爵青山忠敏所藏本

二ノ七日、朗晴、

一昨五日、堀田備中守様御着京ニ付、火消御當番、當月 此方様ニ御勤被成候段、爲御届御留守居同道御旅宿へ罷出候旨、京詰石橋監物々昨夜申越、

一右ニ付、公儀之御機嫌伺と一々、

殿様御上京可被遊之處、此間中御疝痛ニ御上京難被成候ニ付、火消詰御者頭鹿嶋三太郎へ、右 御機嫌御伺之御使者相勤候様、以奉札申達一遣、

〔佐倉藩年寄部屋日記〕○伯爵堀田正恒所藏本

二月十五日、御觸、

殿様道中無御滯、去ル五日京都本能寺に御着座之段、

〔嘉永明治年間日記〕○佐倉藩士黒沼鐵次郎筆記 維新史料編纂會所藏本

二月中、大、○中略、

一殿様、去ル五日巳刻過、京都本能寺へ無御滯被遊 御著座候段、今 御觸來ル、

○本月九日、堀田正睦參内、小御所ニ於テ龍顔ヲ拜シ、天盃ヲ賜ハル。同日ノ條、參看スベシ。

幕府、中奥小性土岐頼徳大隅守ヲ以テ、講武所頭取ト爲ス。

〔老中申渡〕○内閣記録課所藏本 安政年録所載

中奥御小性

土岐 大 隅 守

土岐頼徳ヲ

講武所頭取ト爲ス

講武所頭取被 仰付、中奥御小性之勤向(ナシ)、御免被成(イ成下)、頭取相勤候内、爲御手當御扶持方三十人扶持被下之、

二月五日、右、於山吹間、伊賀守申渡之、酒井右京亮侍座、○安政年録

〔温恭院殿御實紀〕  
高麗環雜記

〔松平忠固日記〕○子爵澁澤榮一所藏本

二月五日、○中略、

一廻り出懸、菊之間縁頬に列坐、大御番に御入人月番申渡、番頭に書付被相渡、夫方廻り詰衆伺御機嫌相濟、月番之外席有之、外ニ被引、自分ニ山吹之間に出坐、右京亮侍坐、

安政五年二月五日



安政五年二月五日

一一二

中奥御小性

土岐大隅守

講武所頭取被 仰付、中奥御小性之勤向也 御免被成下候、頭取相勤候内、爲御手當  
御扶持方三拾人扶持被下之、

右申渡、書付相渡之、

幕府、長崎在勤ノ目付木村圖書喜毅○後  
圖書頭ニ外國貿易事務立會ヲ兼務セシメ、

同松平久之丞康正○後  
出雲守ニ歸府ヲ命ズ。

〔溫恭院殿御實紀〕○續徳川  
實紀所載

二月五日、長崎立合之御目付に御達、

一 伊賀守殿

御目付に

御目付

松平久之丞

木村圖書

木村圖書ニ  
貿易事務立  
會ヲ兼勤セ  
シメ松平久  
之丞ニ歸府  
ヲ命ズ

長崎表之儀、外國貿易御取開、其外追々御改革之折柄には候得共、當時傳習爲御用、木村圖書在勤罷在候に付、立會御用之方、圖書に兼勤被 仰付、松平久之丞代り之者は不差遣候

間、久之丞儀は不及交代、御用向引送り歸府之積り可被相心得候、尤支配向之儀は、代り之者可被差遣候間、右之者共到着致候はゞ、當時在勤之支配向召連可有歸府候、且又立會御用之儀兼勤相成候に付、是迄仕來之通、瑣末之儀立會候様にゐは、双方共行届申間敷候間相改、格別要領之儀而已立會候積相心得、其餘瑣末之儀は立會に不及、前々御目付在勤無之節之振合に取計、御取締向は不相弛様可取計旨、長崎奉行にも相達候間、得其意、委細可被申談候、

右之通相達候間、可被得其意候、

〔平戸藩用人日記〕○平戸史料  
年表所載

五月五日、○中略、

一長崎眞見塚源七殿より之書狀、村次を以今夕相達、

但、申來候趣者、今度御歸府之長崎御目付松平久之丞様、來ル十二・三日頃御發駕ニ付、例之通御旅中御見廻御途中に以御書被 仰遣候處、前廣長崎に御書相廻置候ハ、御旅中へ被指出候様ニ取計差出可申旨、右之外御用向申來、

〔福岡藩在國家老書翰〕○侯爵黒田長成所藏本  
江戸御用狀所載

○六月三日在府家老宛

安政五年二月五日

一一三

松平久之丞  
長崎ヨリ歸  
府



安政五年二月五日

一一四

略、  
○上

一御目付松平久之丞殿爲御歸府、先月廿三日長崎御發足、同廿九日御領内御入込、同日山家御休飯塚御泊、同晦日木屋瀬御休ニる小倉ニ御越、御領内無異儀御通路相濟候、例之通御通過之儀、御用番様ニ御届可被仕候、且又、大御目付衆ニも如每可被申達候、

〔承知仕、御届書取建、先月廿七日御用番久世大和守様〔廣州老中、關宿藩主〕、永田直次郎持參御届仕候、則控差上候、御用頼大御目付衆ニ、例之通御留守居名前之書付差出申候、

松平久之丞様從長崎爲御歸府、先月廿九日、晦日、美濃守領中、無異儀御通路被成候、此段申上候様、從國許申越候、以上、

六月廿七日

御名 留守 居

一久之丞殿御留守ニ御領内御通過之儀、且小笠原右近將監様〔忠疑小倉藩主〕にも被仰遣候條、於其許例之振合を以、夫々掛合差出可被申候、

一右御通路ニ付、山家驛ニ家老間ニ致出方筈之處、差支ニ付、右爲代中老郡正大夫被差越候、此段を爲承知申入候、恐々謹言、

六月三日

御國 惣 中

〔無田、福岡藩家老〕  
播磨 連名

江戸御留守方

惣 中

〔朱書〕  
二ヶ條承知仕、久之丞殿御留守并小倉ニ、夫々懸合差出申候、

七月六日

〔小倉藩在國家老書翰〕

○伯爵小笠原長幹所願本  
小倉藩記録所載

○六月三日在府家老宛

追啓、

御目付松平久之丞様爲御歸府、先月〔五月〕廿三日長崎表御發駕、御旅中無御別條、同廿九日飯塚驛被成御止宿候付、先格之通彼地ニ聞役代り上野專左衛門差越、

御口上取繕申述させ候處、被成御逢、遠方御使者被差立忝思召候段、御直答有之候旨、同人引取申出之候、

一同晦日七半時分、爰許御着、番町大坂屋良助宅ニ被成御止宿候付、御道筋ニ織衛始御役人共罷出候處、織衛ニ御下乗ニる御挨拶有之、御着之上、御歡使者岩垂小左衛門相勤之、御進物生御肴一折被進、

御口上取繕申述させ候處、被成御逢、御相應之御直答有之候旨申出候、其後御時合見合、

安政五年二月五日

一一五



安政五年二月五日

一一六

織衛後御旅宿に罷出御歡旁御安否相伺候處、被成御逢、何角を入御意義忝思召候段、御  
丁寧之御挨拶御座候、引續御役人共罷出候處、被成御逢候旨申出候、

一鈴木六十郎義、御旅宿に罷出御機嫌相伺、海上靜謐之段申上候處、何之御尋も無御座候  
旨申出候、

一同夜蕎麥切并御酒被進候付、御使者上野專左衛門相勤之、

御口上取繕申述させ候處、被成御逢、珍敷品被進忝思召候段、御相應之御直答有之候旨  
引取申出候、

一翌朔日五半時分前、大坂屋良助宅被成御發駕候に付、御見立使者岩垂小左衛門相勤候處、  
被成御逢御相應之御直答有之候段申出候、其後織衛に御下乗る御挨拶有之、直に大  
里に御通駕、御用地御見分之上、同所より御乗船に付、例之通御渡海船差出、無御差支御渡  
海相濟候段、筋々屈出之候、

一御逗留中御本陣御下宿共何之相替義無御座、其外御家來末々迄無異義渡海相濟申候、  
右之通、以御序宜被達 御聽候、以上、

六月三日

(鳥村、小倉藩家老)  
志 津 摩  
(小笠原、小倉藩家老)  
織 衛

(小宮、小倉藩家老)  
四 郎 左 衛 門 様

追啓、

御徒士目付横山爲次郎殿・石川周二殿・御小人目付前田右太郎・中川鉄助・伊澤兵九郎、  
松平久之丞様一所に到着、例之通送状役を以、爲次郎殿・周二殿に御目錄金三百疋ッ、  
右太郎・鉄助・兵九郎に同貳百疋宛被下取計候處、何れも頂戴仕り難有奉存候旨御禮被  
申上候段、引取申出候、尙又、久之丞様一所に立出、大里より關に無異義渡海相濟申  
候、此段以御序、宜被達  
御聽候、以上、

六月三日

志 津 摩  
織 衛

四 郎 左 衛 門 様

追啓、

御目付松平久之丞様御歸府に付、爲御餞別味噌漬之鯛一桶被進候付、御用達罷出差出置

安政五年二月五日

一一七



安政五年二月五日

一一八

候旨申越候段、長崎聞役申出候、此段以御序、宜被達御聽候、以上、

六月三日

志津摩  
織衛

四郎左衛門様

追啓、

松平久之丞様爲御歸府御通路之節、河野四郎・原與五右衛門義痛所ニ付罷出不申、此段以御序、宜被達 御聽候、以上、

六月三日

小倉兩人

四郎左衛門様

幕府、昨年和蘭船ノ齎セル別段風説書和解ヲ、三家以下諸侯ニ廻示ス。

〔伏見宮侍御牧家諸留〕○維新史料編纂會所藏本

二月五日、伊賀守宅ニ留主居呼出渡之、

和蘭風説書  
和解ヲ三家  
以下諸侯ニ  
交付ス

(安政四年)  
去巳年、阿蘭陀船ノ差出候別段風説書和解、爲心得相達候事、  
(前田齊泰、金澤藩主)  
右加賀中納言始、年頭之家來壹人宛呼出渡之、尤御三家御兩卿にも、一通宛御渡相成候事、

〔老中達〕○侯爵池田仲博所藏本  
別段風説書所載

○二月五日福井藩主松平慶永へ

松平越前守

去巳年、阿蘭陀船より差出候別段風説書和解、爲心得相達候、一覽之上、松平阿波守・松平(藤須賀齊裕、徳島藩主)

安政五年二月五日

一一九

松平越前守(慶永、福井藩主)  
松平讚岐守(頼胤、高松藩主)  
松平陸奥守(伊達慶邦、仙台藩主)  
酒井左衛門尉(忠興、徳川藩主)  
中川修理大夫(久昭、岡藩主)  
阿部播磨守(正善、白河藩主)  
牧野備前守(忠雅、長岡藩主)  
安部攝津守(信實、岡藩主)



安政五年二月五日

110

〔福井藩主松平慶永廻達〕○侯爵池田仲博所藏本  
別段風說書所載  
〔三河守・松平相模守・松平兵部大輔廻達候様可被致事、  
(慶倫、津山藩主) (池田慶徳、鳥取藩主) (慶憲、明石藩主)

廻 状

一筆致啓上候、各様愈御堅固被成御入珍重奉存候、陳々、今五日小拙家來、伊賀殿(松平忠國、老中)へ呼出、封物一被相渡候、落手之上致開封候處、昨年甲比丹差出候和蘭風說書ニ御坐候、例之通致御廻達候間、留り兵部大輔様々、此方へ御返却可有之候、右得御意度如斯ニ御座候、以上、

二月五日

松 越 前 守

黄昏出ス、

松 阿 波 守 様

松 三 河 守 様

松 相 模 守 様 六ツ半時到來、六日六ツ半過、阿波守様へ廻達、

松 兵 部 大 輔 様

和蘭風說書  
ヲ廻達ス

但、右風說書封物一、例之通直ニ阿波守様へ可相廻答之處、相模守様ニ之、明後七日御出立ニ付、不同相成候得共、先早々相模守様へ相廻し候間、相模守様々阿波守様へ御廻し可被下候、

但、相模守様へ初メニ相廻し候事ゆへ、今夕明朝ニあるも、阿波守様へ一寸御文通有之、越前守々風說書相廻し候處、相模守様へ初メ相廻し候趣意被仰遣、御覽濟早々阿波守様へ御廻し可被成候旨、被仰遣置被下度候事、

〔佐伯藩記録〕○子爵毛利高範所藏本

二月六日、

一御留守居助役松井權助申聞候、中川修理大夫様御留守居之者、昨日松平伊賀守様々御呼出しニ付罷出候處、公用人大井左源太を以、御封書被成御渡候ニ付、修理大夫様被成御拜見候處、去巳年、阿蘭陀船々差出候別段風說書和解、并別段御添書一冊、爲御心得御一覽之上、

御一統様ニ御通達被成候様、尤御封書寫取次第、跡々可被成御順達、先御口上書而已被成御廻候段御同席觸、昨夜、分部若狭守様々御到來之旨、右寫出し候段申越候、  
(光貞、大津藩主)

去巳年、阿蘭陀船々差出候別段風說書和解、爲心得相達候、一覽之上、同席之面々交

安政五年二月五日

111



安政五年二月五日

替寄合に後廻達候様可被致候事、

〔津山藩日記〕○子爵松平康春所藏本

二月七日、

一松平阿波守様を以御使者、左之通御順達有之、

御封書 一封

御廻文 壹通

右者、昨六日、松平陸奥守様を被成御廻達候付、以御使者被成御順達候、

右、封書上書、左之通、

別段風説書 壹冊

別段風説添書 壹冊

御添紙壹通在中、

右、御廻文、左之通、

昨日、松平伊賀守殿を、家來御呼出之上、御用人を以御封書壹通被相渡、各様に致通達候様共被仰渡候間、寫差廻申候、留り之御方を私方に被相戻度候、以上、

二月六日

松平陸奥守

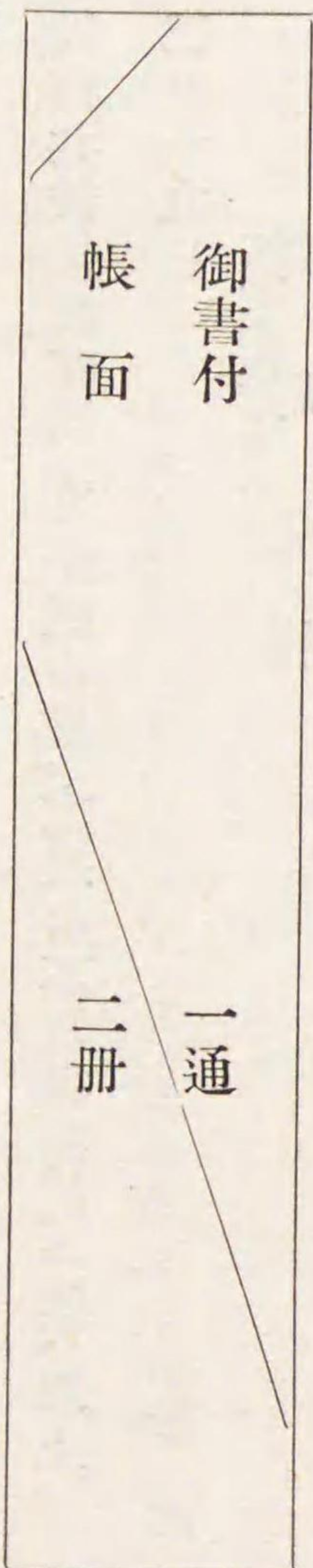
大廊下御同席様御連名宛  
大廣間

猶以、大廊下御席之御方後候得共、何事ニ不限御通達之儀者、相廻候事ニ相成居候間如斯候、且又、御在國・御在邑之御方に去、御銘々寫を以差廻申候、以上、

〔外戎記聞〕○維新史料編纂會所藏本

二月八日、

一從酒井左衛門尉、二月八日直廻狀一通、封書一封、留守居以添廻狀如左、



〔朱書〕  
書付

去巳年、阿蘭陀船より差出候別段風説書和解、爲心得相達候、一覽之上、同席之面々、交替寄合とも廻達候様、可被致候事、

別段風説書略 一冊

別段風説添書略 一冊

安政五年二月五日



安政五年二月五日

一二四

〔外務用録〕○維新史料編纂會所藏本

安政五戊午年二月十九日、

松平陸奥守様御使者富田文左衛門入來、去五日、以廻狀申來居候外國御用御取扱御老中松平伊賀守様より御渡之御封書、去巳年、阿蘭陀船より差出候別段風説書、同風説添書和解共二冊、并御添書一通、陸奥守様より御印封、御書面御添持參有之、  
過ル五日、松平伊賀守殿方家來御呼出之上、御用人を以、御封書壹封被相渡、各様に致通達候様共被仰渡候間、寫差廻申候、尤追る不及御指戻ニ候、以上、

二月十九日

松平陸奥守

宗對馬守様

演説之覺

松平伊賀守様より御封書被相渡候付、御請之儀、伊賀守様に御使者を以、被仰遣候義奉存候、

一右御封書、

御嫡子様方に被成御通達候様、被仰渡候、

一右御封書、家來重役之者等、拜見苦ケ間敷哉相伺候處、不苦旨被仰聞候、

右之通、爲御心得申達候様、陸奥守被申付候、以上、

松平陸奥守内

富田文左衛門

去巳年、阿蘭陀船より差出候別段風説書和解、爲心得相達候、一覽之上、同席之面々庶流迄も、廻達候様可被致候事、

〔川越藩日帳〕○伯耆松平直之所藏本

二月十九日、小雨、

一松兵部大輔様方、御使者廣澤一郎を以、左之御封書壹通并御廻達、御名前書壹通來ル旨、御留守居共方差出之、

上へ包

別段風説書 壹冊

別段風説添書 壹冊

御添紙壹通在中、

朱印

御演説書

安政五年二月五日

一二五



安政五年二月五日

一三六

昨五日、松平伊賀守殿々、家來御呼出之上、御用人を以、御封書壹封被相渡、各様に致通達候様共被仰渡候間、寫差廻申候、留り之御方々、私方に被相戻度候、以上、

二月六日

松平陸奥守

松平加賀守様(前田齊泰、加賀金澤藩主)

松平越前守様

松平阿波守様

松平三河守様(淺野齊嗣、廣島藩主)

松平安藝守様(毛利慶親、萩藩主)

松平大膳大夫様(毛利慶親、萩藩主)

松平兵部大輔様

松平左兵衛督様(吉井信和、甲斐藩主)

津輕越中守様(順承、弘前藩主)

南部美濃守様(利剛、盛岡藩主)

松平土佐守様(山内豐信、高知藩主)

立花飛驒守様(隆寬、柳河藩主)

松平御名

松平右近將監様(武藏、濱田藩主)

佐竹右京大夫様(義就、久保田藩主)

松平大藏大輔様

松平飛驒守様(前田利昭、大聖寺藩主)

猶以、大廊下御席之御方々候得共、何事ニ不限御通達之儀々、相廻候事ニ相成居候間如斯ニ候、是又御在國御在邑之御方々々、御銘々寫を以差廻申候、以上、

御在中御添紙、左之通り、

去巳年、阿蘭陀船々差出候別段風說書和解、爲心得相達候、一覽之上、同席之面々庶流にも、廻達候様可被致候事、

別段風說書

左之通り

別段風說添書

二月廿一日、朝之内雨、暮後々晴、

一松平右近將監様に御封書一通、并松平陸奥守様々之御廻狀一通、三上多平次持參之、御留

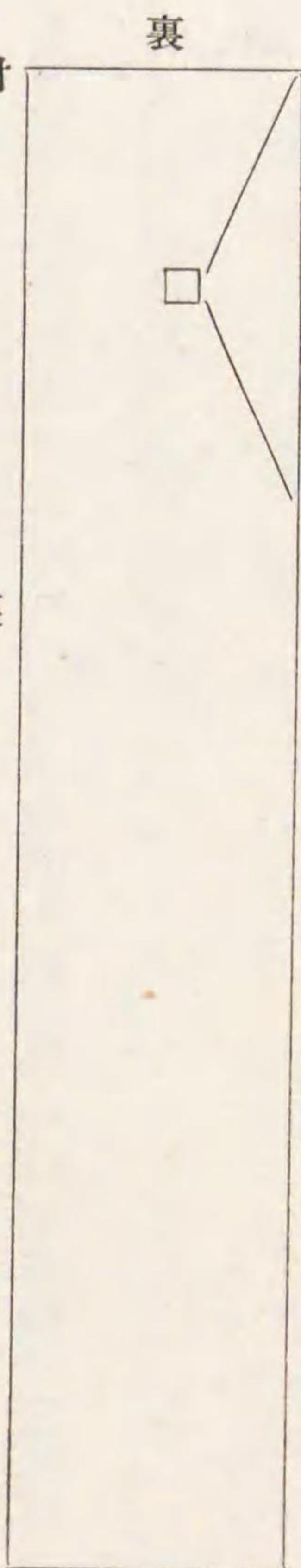
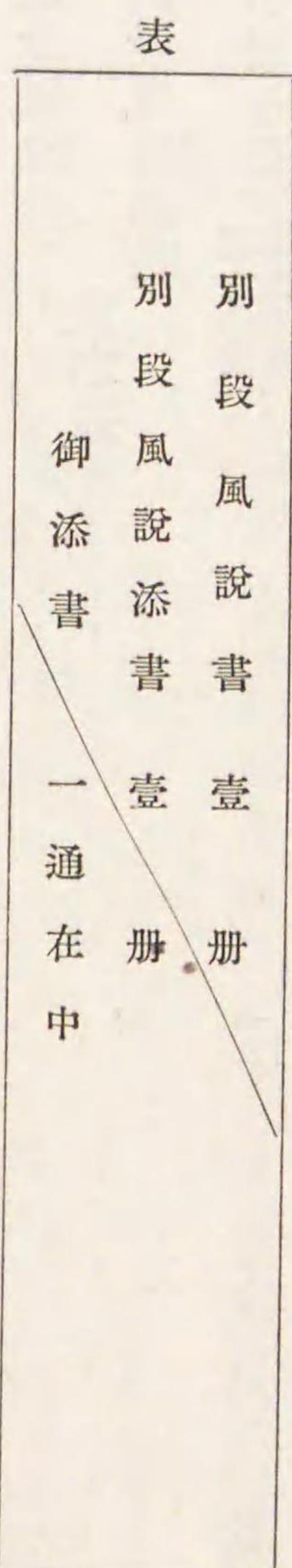
安政五年二月五日

一三七

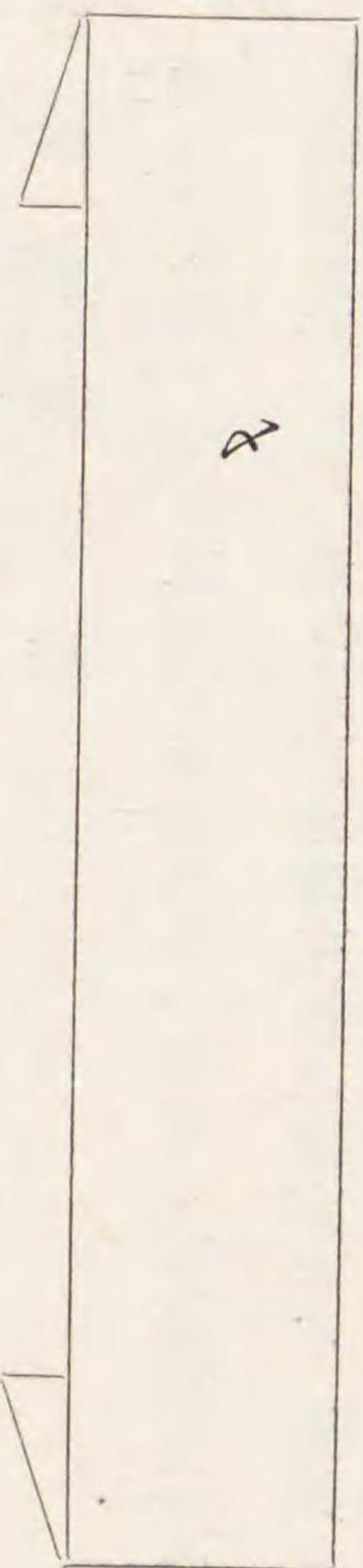


安政五年二月五日

守居廣瀬東に面會、御順達被成候段申述相渡候所、被成御落手候旨、同人を以被仰聞之、



御廻狀 上へ包



一 御觸出元松平陸奥守様に御封書并御廻狀、一昨十九日、松兵部大輔様方御廻達有之、被成御承知候、今日松平右近將監様方御順達被成候ニ付、御挨拶御使者、右同人相勤之、御留守居大浪太兵衛に面會、御口上申述候所、可申上候旨申聞之、

一 松兵部大輔様方、一昨十九日、御廻達有之候御封書御廻狀之趣被成御承知候、今日松平

右近將監様方、御順達被成候ニ付、右御案内御使者小笠原源次相勤之、

但、本文之通可相勤之所、今朝於 御城御留守居へ、源次面會之節、御使者相勤候形ニ取計吳候様相頼置候ニ付、別段不相勤候事、

〔和蘭別段風説書〕

○維新史料編纂會所藏本

別段風説書

和蘭國

和蘭ノ情勢

千八百五十七年第七月一日 安政四巳年 閏五月十日 まぐと和蘭王の所領、期するの如く平穩よと、他の邦國と親和友愛なり、

交易・航海及び力作の産業愈盛なり、

千八百五十五年第十二月 安政二卯 年十一月、ラ、ステンライキ窩々所甸禮畿國と條約を定めたる、其趣意を、別段の約定より由り、永久ふ堪へ、且臣民利益の爲ふ、兩國交易・航海の關係を定めんが爲なり、但是さて此關係を、唯兩國の權勢をして、同等ならしめんが爲りのミ、次を追ふと、千八百十七年、文化十 四年、千八百三十七年、天保八 酉年、千八百五十年、嘉永三 戌年、ふ交換せし條件より存せしのみなり、

蘭澳通商條約締結

安政五年二月五日



安政五年二月五日

一三〇

此外瑞典・諾爾勿婁亞・窩々所甸禮畿・亭漏生(プロイセン)「ハノーフル」・沙吉仙・沙爾地尼亞、及び「フ  
レイ・ハンセスタット」(スエーデン)を以て、兩國の力よて、交易する能はざる「ブレメン」を相議して、和蘭  
海外所領の主宰なる港口を、「コンシユライレ、アゲント」官を置くことを約し、大貌利太  
尼亞・「デ子マルカ」共、亦彼我の殖民地及び海外所領の港口を、此官を置くことを約したる、  
最初の兩國及び窩々所甸禮畿との條約を、千八百五十五年十二月安政二卯に定、自餘を皆  
千八百五十六年の初半年安政三辰年に定めたる、

千八百五十六年五月十九日安政三辰年、ふ「ス、ハーゲ」に於て、和蘭の「ゴロート、ヲース  
テン、デル、フレメツチエラールス」官會社の存在一百年の賀を行ひ、又「セ、カ、ハ、プリ  
ンス、フレデレツキ、クル、チーアルランデン」爵の主宰たること四十年の賀を行へり、  
千八百五十六年七月十八日安政三辰年、ふ、「ハールレム」に於て、印刷術の發明者「ラウレ  
ンス、ヤンス、ゾーン、カステル」氏の記念とする肖像成就せり、此肖像を、諸民の扶助ふ  
由之之を建て、「ハールレム」の市中に尊奉せらる、

印刷術發明者ノ像ヲ建ツ

「プリンス、ハン、ヲラニー」王十六歳の誕生を賀せしとき、高貴なる國王よて之を撰擧して、  
柘榴手及び觀銃手「レジメント」隊の「ロイテナント、コロチル」官及び、海軍の加比丹  
「ロイテナント」官と、及び「コロート、コロイス、ハン、デラルデ、ハン、デン、チーデル  
ランドセ、レーウー」名とせり、

此「プリンス、ハン、ヲラニー」、今年歐羅巴の北部に旅行の志を起せり、  
又和蘭所領印度軍隊の切要あることの證として、高貴なる國王よて、嗣王を、其軍隊の歩  
兵の「ロイテナント、コロチル」官に任せり、  
千八百五十六年九月安政三辰年、ふ、「ス、ハーゲ」に於て、和蘭工作廠及び作業を交通するが  
爲ふ、五年回の公共集會を催せり、

和蘭印度所領

蘭領印度ノ情勢

高貴なる公共鎮臺「グフ、パヒユット」氏、千八百五十七年第六月二十八日安政四巳年、  
第七月四日同年同月、まて、「プレアングル、レダントシカップ」都府に旅行し、此時機那樹を植  
ることを試み、但し、機那皮を、世に知れる如く、熱病無二の藥品なり、此機那樹、方  
今まを、特南亞墨利加の茂林のみに在り、容易に得難きを以て、其價甚貴し、今和蘭政  
府よて、此樹を瓜哇(ジャバ)に送れば、兩三年の後には、機那の價大に減するの定見あり、

幾那樹ノ栽培

和蘭所領印度の商議官「ヘエル、メエステル」稱「セ、リツセル」氏、其志願に由り、高貴なる  
國王より、久しく國事に勤勞せしことを謝して、國務被免され、面目を施して、千八百五十  
七年第三月安政四、和蘭に啓行せり、

安政五年二月五日

一三一



安政五年二月五日

一三二

商議官ノ任命

當時政府租税の監官を監守すべき公共監官な<sup>ま</sup>「ヘール、ヨング」<sup>尊</sup>「イツホラ、シカマ

ー」氏、國王を<sup>ま</sup>、和蘭所領印度の商議官を命せらる、  
水師提督東印度海軍指揮官及び、「インスペラデウル、デル、マリ子」<sup>官</sup>「イ、フド、ホウリシ

ユス」君を、王命を由<sup>ま</sup>、第二等の「アドミラル」<sup>官</sup>を命せられ<sup>ま</sup>、  
千八百五十六年七月十一日夜<sup>安政三年</sup>「ヒドレ」<sup>名</sup>の<sup>地</sup>高貴なる「シユルラン」、<sup>帝王</sup>行年八

十六歳より<sup>ま</sup>て歿せ<sup>ま</sup>、  
千八百五十七年二月十四日<sup>安政四年</sup>「ボニー」<sup>又「セレベ</sup>「ス」といふ、國侯「アクマド、サーレ」

名「アルー、プーキー」氏も、亦歿せ<sup>ま</sup>、  
千八百五十七年六月二十八日<sup>安政四年</sup>「リホイト」<sup>地</sup>の副王「ラシア、アリ」氏歿

せ<sup>ま</sup>、  
千八百五十六年<sup>安政三年</sup>の後半年より、瓜哇に於<sup>ま</sup>て、越列機的爾麻屈地施の傳信機を備るこ

とを始<sup>め</sup>た<sup>ま</sup>、  
千八百五十六年第十月<sup>安政三年</sup>、此傳信機を、既<sup>も</sup>拔太比亞<sup>地</sup>より「ボイテン、ソルグ」<sup>地</sup>

ま<sup>ま</sup>達<sup>し</sup>、今年第六月<sup>安政四年</sup>、<sup>地</sup>「サマラング」<sup>地</sup>ま<sup>ま</sup>至<sup>る</sup>、此機を施<sup>した</sup>、  
瓜哇との交易を、甚隆盛<sup>ふ</sup>至<sup>れ</sup>、

電信機ノ架設

輸出入税ノ全額

悪疫流行

地震

瓜哇と「マデユラ」より<sup>ま</sup>收る出入の商税、千八百五十六年<sup>安政三年</sup>、中<sup>も</sup>、六百二十七万八千

零十「ギユルデン」一九<sup>「ギユルデン」を、凡</sup>ふ<sup>六分五厘</sup>至<sup>る</sup>、  
今年も亦昨年<sup>の</sup>如く、瓜哇及び外國所領氣候の順和ある事を願<sup>へ</sup>、其故を、「コレラ」病・

熱病・痘瘡・「デセンテリイ」病多少流行<sup>して</sup>、死者少からざるを以<sup>て</sup>なり、  
外國所領時々地震ある中<sup>も</sup>於<sup>て</sup>、殊<sup>に</sup>記す<sup>る</sup>、今年第四月<sup>安政四年</sup>「子イゲ」及び「ゴロ

ート、バンダー」の地震、並<sup>び</sup>「チモル、デルリ」<sup>波爾杜瓦</sup>の地震あり、  
和蘭海軍より、再<sup>び</sup>印度諸海<sup>を</sup>向<sup>ひ</sup>、海賊を捕虜せん<sup>が</sup>爲<sup>ふ</sup>出張せ<sup>り</sup>、

我海軍多くの海賊を捕へたれ<sup>ども</sup>、彼等奴僕の苦を免<sup>る</sup>、者許多なるの幸を得た<sup>ま</sup>、  
「ボルチラ」の西部「セレベス」の東濱、並<sup>び</sup>「ハレムバンク」及び「ラムホングセ、ジステリ

イテン」<sup>地名</sup>の騷擾を、和蘭の武威<sup>を</sup>由<sup>て</sup>、全く平定せ<sup>り</sup>、  
「チモル」<sup>地名</sup>に於<sup>て</sup>、一小侯と一屬長讐敵とな<sup>り</sup>、外<sup>を</sup>、和蘭所轄印度都<sup>も</sup>安靜無事な<sup>り</sup>、

「チモル」<sup>地名</sup>に在<sup>る</sup>屬長を鎮<sup>む</sup>る<sup>が</sup>爲<sup>ふ</sup>、使軍を送<sup>れ</sup>、  
同年の始<sup>め</sup>、和蘭所轄印度の鎮臺廳と、「シユマタラ」<sup>東印度</sup>島<sup>地名</sup>「アチイ」<sup>府</sup>の高貴なる「シユ

貌利太尼亞所轄印度

安政五年二月五日

一三三

英領印度ノ情勢



總督交代

安政五年二月五日

一三四

一千八百五十六年<sup>安政三年辰年</sup>の始メ、公共鎮臺「ロルド」<sup>稱</sup>「ダルハウシイ」<sup>名</sup>先ツ其職務を、「ロルド」<sup>稱</sup>「カンニング」<sup>名</sup>人交附セー後、英吉利人歸りたり、

自立セー「オウデ」<sup>名</sup>同年の始、貌利太尼亞領人屬入せり、但シ此事件を、殖民の移住なくして落成せり、○「ニサム」<sup>名</sup>の領分なる自國の政府を、其時猶貌利太尼亞の所轄に屬入せず、

印度ノ英兵支那ニ出征セントス

「カルキユッタ」<sup>名</sup>の音信ふ、榜葛刺及以「マダラス」<sup>名</sup>の歐羅巴勢二「レギメント」<sup>隊部</sup>及以錫龍<sup>名</sup>島の觀銃手一分隊を、支那の戰場に送るべきことを報せり、

土兵ノ騷擾

最後の新聞紙ふてハ、榜葛刺に於て、二十「レギメント」<sup>隊部</sup>の自國軍隊一揆を起したり、

「ビュンヤブ」<sup>名</sup>「オウデ」<sup>名</sup>及以北西の國ハ安靜あり、○榜葛刺及以孟貝<sup>名</sup>の軍隊ハ、實意に留置せり、○此地方ハ都々安靜あり、

土寇

「デルヒ」府ハ、土寇集り隠るゝ場所の中心あり、今年第五月三十日、及以三十一日、<sup>安政四年五月八日九日</sup>土寇伐撃せらるゝと二回ふ至り、而して第六月八日、<sup>五月十日</sup>歐羅巴の軍勢に由り、此府内を撃ち返へきたり、○「デルヒ」府ハ、歐羅

巴の軍勢に攻圍せらるゝと、速に其敗退を見るに至るべし、

「子エミユク」<sup>名</sup>の岩を、自國の一官長、土寇の爲に開き與へたり、

新嘉坡ノ情勢

新嘉坡

「ラホレ」<sup>名</sup>の音信に於て、「ハンシ」及以「ヒスサ」<sup>名</sup>の歐羅巴人を屠殺せしむるべし、

「ラホレ」<sup>名</sup>の府、一揆全く平治し、而して「メエリユット」<sup>名</sup>の土寇ハ、第五月三十日、<sup>安政四年四月八日</sup>悉く敗退せり、

貌利太尼亞所轄印度の屬國

一千八百五十六年<sup>安政三年辰年</sup>の末、及以一千八百五十七年<sup>安政四年巳年</sup>の始に於て、支那人の内ふと、一

二の騷擾を起したり、然れども遂に其意を果さず、

「ヒナング」島に於ても、亦支那人同年の始に於て騷亂を起さんと欲せり、然れども速に平治せり、

喜望峰

此地ハ都々安靜あり、

此住民の安泰繁昌を喜ぶと甚盛あり、

滾州ノ情勢

豪斯多刺里

金坑の産額連綿として夥多なり、

「ヒクトリヤ」州より輸出せる黄金の額、公共の報告に於てハ、一千八百五十五年<sup>安政二年</sup>の内

金ノ産額

安政五年二月五日

一三五



安政五年二月五日

一三六

ふ、二百六十七萬四千六百七十七「オンス」一「オンス」ハ、我ラ二十  
六錢六分八厘ニ當ル、ふりて、一千零六十九萬八  
千七百零八「ポンド、ステルリング」一「ポンド、ステルリング」ヲ、  
凡そ我ラ七十五匁ニ當ル、の錢價ふ等し、○此州ふ於そ黃  
金を産するの額數、一千八百五十五年安政二  
卯年、みそハ、一千八百五十四年安政元  
寅年より増加せる  
こと一百分の三十五分ふ至り、

鐵道敷設

南豪斯多刺里ふ於そ、近頃始メて公共運輸の爲ふ、轍道を設け施せり、

「タスマニア」州  
名ふそハ、銀及び銅を發明し、及び新南華麗州  
名ふ於そハ、新なる金坑を發明  
せり、

支那ノ情勢

支那

土寇

支那の北方及び西方ふ於そハ、寇賊打續きて騷擾を爲せり、○廣西州の都府ハ、其手ノ屬

せし者許多あり、而して既み平治せし地方安徽ふ於そハ、寇賊新タふ起り、

揚子江の南方の國も、亦寇賊の爲ふ却掠せられたり、

大ふ血戰して、官軍利を失へり、○賊長太平王近頃三萬の軍勢を得たり、今年第四月安政四  
巳年三

月、の新聞紙ふそハ、其軍勢を率ひて、「クワン、シン」府及び「ヒュリ、キイン」地  
名の北西ふ

ある他の場所を掠劫せり、

最後の報告ふてハ、寇賊「サヒユウウ」、及び「エンピン」共  
地  
名を押領して、「ホ、ホウ」地  
名ふ攻

太平王ノ軍  
猖獗

上海厦門ハ  
平穩

入せり、○四川地  
名の近傍ふ於て、官軍公然の一揆を起せり、

上海及び厦門ハ、今年第五月安政四  
巳年四月の新聞紙ふそハ、都そ安靜あり、

「テク、コウ」地  
名ふそハ、寇賊打續きて騷擾を爲せり、而して其威勢強大ふりて、漸次ふ其領

地を擴張せり、

一千八百五十六年第十月、安政三  
辰年九月廣東の「マンダレー」支那の  
重臣、英吉利の旗を損傷し、而して

之ガ爲ふ希求せしことを拒みて諾せし、

此ふ於そ英吉利人讐敵とふきり、而して其地ふりり佛蘭西船、是ふ加勢せり、

英吉利人廣東の河邊ふある兩三砦を掠奪せり、

廣東府をハ炸炸  
ボムを擲放し劫し、其前府ふ烈しき火災を起せり、之ふ由そ、支那人死亡せる

こと許多あり、

時々全ク無益なる講和をふせとも、讐敵の意ハ常ふ止まざ、

外國人ハ、廣東より黃埔地  
名香港及瑪港の方へ避け行くことを要せり、

支那人廣東の商館を燒き、英吉利人の大害を及せり、

香港ふ於そ、支那人麵包の内ニ砒石を和して、貌利太尼亞の住民を毒殺せんことを謀きり、

然きとも此惡謀成就せし、

安政五年二月五日

一三七

英軍廣東攻  
略



安政五年二月五日

一千八百五十七年第六月十日、安政四巳年五月十九日の報告ふてハ、英吉利船と支那船と、一二の戦争を爲して、支那人利を失へり、○英吉利人數艘の支那船を破没せり、最後の音信ふそハ、廣東饑饉ふ罹せり、

英吉利人ハ、其勢を愈張擴一、而して銳氣を以て、此軍を必行せんと欲し、是ふ依て、莫大の軍兵英吉利國よき至るを待たり、其數風説ふそハ五萬と云へり、此内外の擾亂ふ因て、貿易を碍ること甚し、

報告據れハ、高麗國王自己よりして、外國諸民交易の爲よ、其領國沿海の地ふ、諸港を開けり、

大貌利太尼亞並愛倫

イールランド

千八百五十七年第四月十四日、安政四巳年三月廿日、英吉利の女王嫡女を誕せり、魯西亞との戦争ハ、英吉利の貿易ハ障害となることなり、

輸出の額を、千八百五十年、千八百五十一年、及び千八百五十二年嘉永三年より同く五年までと比較し、計せるふ、二千萬「ポンド」、ステルリング」出を增益せり、○外國への輸出增益して、所領地への輸入減少せしことを、較著ある機變とせ、○外國への輸出を、六千九百萬「ポンド」、ステルリング」ふして、舊來斯の如き高ふ及しことありとせ、○所領地への輸入を、是と相反

一、僅ちよ二千六百五十萬「ポンド」、ステルリング」の高あり、然るよ千八百五十三年嘉永元年の輸入ハ、之よ増えこと七八百萬「ポンド」、ステルリング」よ及ふり、輸出の總高、千八百五十六年安政三年辰年の初七箇月間ハ、尙更ふ夥しとせ、

此年英吉利より波是へ向けし使軍を差せり、是レ波是人、千八百五十三年に裁定せし條約ふ背き、中部亞細亞の要隘「アフガニストン」に屬せる「ヘラット」を押領したる故あり、○「アブーツシル」の都府を拔取らば、波是人を、敗走せしに至れり、○是よ於て、波是國王使節「ヘリュック、カン」を「巴里斯」佛蘭西の都府に遣はし、其地に、千八百五十七年第二月四日、巳年二月九日、英吉利國との和睦を定むたり、

英吉利國の政府ふそ、新「グレナダ」西印度の島名と通交の誼を破れり、○第十二月三日、巳年十月十七日、西印度への海軍場の指揮使ふ命を下し、新「グレナダ」の諸港を絶ち切らむ、○英吉利國の希望せる所を、新「グレナダ」の政府より、英吉利臣民よ對して捧くべき税貨の事件を諾せるよあり、

英吉利國の隊船を、魯西亞と和を結ひ以來、軍艦六十一艘、並み大砲千百九十四坐、人衆一萬三千六百九十一員を減汰せり、○其陸軍も亦減せりとせ、

英吉利國と支那と、千八百四十二年天保十年三寅年、ふ裁定せる條約を永續せざるふ因て、爭論を起

安政五年二月五日



安政五年二月五日

一四〇

瑞典諾威丁  
抹ノ情勢

一、遂ふ戦争となれり、(支那の部を見よ)、  
瑞典・諾爾勿婁亞・太尼亞  
「ラップマルケン」地瑞典の地、饑饉ゼイマルカふて怖るるく荒廢せり、  
太尼亞よてハ、國王と其幸臣との間ふ、大なる爭論を成せり、近日の報告ふ據れハ、方今太  
尼亞みてハ、幸官あることなり、

白耳義ノ情  
勢

北義  
千八百五十六年第七月二十一日・二十二日・二十三日、辰年六月廿日・廿一日・廿二日「ブリユセル」地ふと、  
國王「レヲポルド」即位より第二十五年の賀儀を舉行せり、

佛蘭西ノ情  
勢

佛朗機  
フランシス

千八百五十六年、安政三辰年此領内の或ル地方、洪水ふ因と、大ふ荒蕪を受とり、  
數多の人衆、土地の荒蕪家屋の破損ふ依と、多少の利益を得る望を失ひ者、此土より  
離散せり、

佛國ト「ハ  
ンブルグ」  
トノ盟約

大都督原名「マール」「ペリスヒール」を、魯西亞ふて、「セバストポル」地を抜き者ふて、國  
帝より「マラコツフ」地の「ヘルトフ」名を任せらる、  
佛蘭機と「ハムビュルグ」と、學業及び術藝ふ因て發明製造せる、兩國所有の物件を相交換

人口

をべき盟約を定決せり、  
巴里斯の「アールツ、ビスコツプ」僧官「モンセイグニウル」號「シボウー」名「フルギル」と  
稱せる前任の「プリーストル」僧官の名ふ殺されあり、○其下手人を、死刑に處せられあり、  
其後嗣として、「トゥルス」名の「カルシナル、アールツビスコツプ」僧官「モンセイグニウ  
ル」名を命ぜり、  
近日の人口計數ふ據れハ、佛蘭機の人口、男子二千七百八十七万零百六十九人、女子一千  
八百六十六万九千九十五人あり、

澳太利ノ情  
勢

窩々所甸禮畿

窩々所甸禮畿の女帝、千八百五十六年第七月十二日、辰年六月十一日ふ、女子を誕せり、此皇女を法  
灌の日ふ、「ゴイルフ、リュトヒカ、マリアー」と名けあり、  
窩々所甸禮畿の「アールウ、ヘルトフ」官「カアレル」名「ロデエーキ」名と沙吉仙の皇女「マルガレタ」  
と、十一月四日十月七日ふ、婚姻を結べり、

窩々所甸禮畿海軍の新設置せる部局を、其本團を「トリースト」地に置くべいとほ、  
其一隊ハ、「エーチン」國に屯せり、是レ國帝の命令を直チふ傳んる爲にたり、

普魯西ノ情  
勢

李漏生

安政五年二月五日

一四一



海軍

安政五年二月五日

一四二

李漏生の海軍を、當時大砲四十八門及び三十八門の「フレガット」船種二艘と、各十二門の蒸氣「コルヘット」二艘、外に猶帆船「コルヘット」一艘及び「スクーテル」二艘を成せり、「ダントシグ」名ふて、猶螺旋機の「コルヘット」二艘、方々製造中在り、李漏生の皇子、英吉利の女王の長女を、婚姻を契約せり、

瑞西ノ情勢

蘇徴節

スエツチユルランド

「子ウフカーテル」の州に、李漏生王「ホルスト」の名目にて隸する所なるを、徒黨を結んで、此地を王の直隸となさんと謀る者あり、○然レとも此黨、其共和政府の爲に撃たたり、歐羅巴洲の諸大國、自ラ此事を受任せり、然るに先づ兆する所、此事件に、李漏生王をして「子ウフカーテル」の諸事を使命せることなうらゝむるに至るべし、

西班牙ノ情勢

伊斯把泥亞

イヌバニア

伊斯把泥亞に於ては、國命に從せし、一揆起りて、争亂打續き行はる、當今の報告よては、女王の方勢盛なりとせ、

伊太利ノ情勢

意太里亞

イタリア

「ケーペルス」意太里亞都府の名の王を除くを爲し、其政事を變革し、其國民を緩治せん事、英吉利及び佛蘭西に於て勉強せし、

希臘ノ情勢

厄勒祭亞

ギリシヤ

魯西亞と戰爭中、厄勒祭亞國內兩三所を備せる、佛蘭西の軍勢、本國に歸陣せし、厄勒祭亞國社中の形狀、引續き和平ならせ、

露土兩國間ノ情勢

魯西亞及び都兒格

トルコ

千八百五十六年三月三十日、安政三辰年二月廿四日、巴里斯に於て、佛蘭西・英吉利・沙爾地尼亞・都兒格・魯西亞の和睦友愛を結ぶ條約を、姓名を手記せしことあり、既に昨年記載せる如し、爾後四月廿七日、安政三辰年三月廿三日、巴里斯に於て、和睦條約の證書を交換せし、

講和條約批准書交換  
占領地ノ返還

此條約の時ふ於て、魯西亞帝より、今魯西亞の所轄に屬する都兒格領の諸部落を、都兒格帝に返す事を約し、又同盟軍より「セバステポル」「バラクラハ」「カミシ」「エウバトリア」「ケルツ」「エニーカーリ」「ツウカウム、カレ」の街衢及び港口、ソノホカ自餘同盟軍に屬する諸地を返し與へんとを約定せし、○繁榮なる都兒格の都府を、ボルダ歐羅巴の公裁並ふ世

安政五年二月五日

一四三



安政五年二月五日

一四四

人の思慮自由を生ずる利益を共ふるを約し、且此國の獨立不羈を、依然として尊崇せらる、○此條約を全篇三十四箇條にして、掠略の意を制し、萬氏の安危に關する誓約を、諸人示す正證され、後來強盛なる邦國より、親和を破り得ざるの誠實なる中心友愛の情を表するなり、

又第四月十三日、安政三辰年三月九日、巴里斯に於て、英吉利・窩々所甸禮畿・及び佛蘭西條約を爲せ、是を都兒格の安泰を誓ふ爲なり、

魯西亞

露西亞ノ情勢  
獨逸ニ倣ヒ教育制度ヲ改メントス

魯西亞帝より、獨逸學校教導の形狀を知らしめんと爲め、其國に差遣さるる學士歸國せし、速く魯西亞公學の趣向改正せらるへいとせ、  
疵傷を得るを以て、永く軍伍に安し難き首將及び軍將を、其練熟妙巧なるを以て、「カデツテン」士官を教導之爲め、武學館の頭とせし、○其他魯西亞政府にては、専ら貨幣出納の項を改革し、及び陸軍並海軍を改整せんことを務む、

學術探險ノ世界旅行自由貿易論

魯西亞政府にては、再び諸學探索の爲、其國の高貴なる海軍首將の一員を其頭任し、繞海の羈行を成さしめんとせ、○魯西亞人の繞海羈行を發起せるは、此度にて三拾九回とせ此國に於て、公商政府に租税を出し、交互に貿易するを云ふに左袒する者と、方今成立せる定法を守る事左袒せ

る者と爭論發せし、○諸人此地にても、亦當然に公商の行はしん事を期望せり、○其他察へキ要事は、只「モスコウ」魯西亞の舊都鎮臺廳のこゝ於て、既一千四百八十五處の工作廠を建て、作業者拾壹万七千六百七十七名をして事に従はしめ、毎年一億千万「ギユルデン」の價値を襄れり、

對支貿易盛ナリ

支那に於て、魯西亞の貿易は共盛なり、一説し此事に付き、兩國新に評議結定せる事ありと云ふ、○支那の北方黑龍河邊に魯西亞の居城「ニコライーフ」を、尤も肝要なる所とせ、

新帝即位

魯西亞新帝第二世歴山王即位の大儀は、第九月、安政三辰年八月「モスコウ」前に於て取行せし、○此時張開せる華飾綺麗なる事、諸大國の名代、並魯西亞の將官、及び庶民に由り、炫耀を極めたり、

此折國帝より詔書を下せし、其詔は、就中戰爭に由り、甚に困難せし海岸の諸州に、許多の憐恤を加へたり、

和蘭國王の叔父「フレデレツキ」公名代として來り、特異の饗禮を受たり、  
近頃官府の告牒に據せし、千八百五十五年中、魯西亞物領魯西亞領の西部（ホーレンを除く、）に於ては、貴族七万人、紳士三百五十万人、士レイフェーグ子アレン民人小養て、農業する者を云、一千八百八拾万人、農フレイトレン民

安政五年二月五日

一四五



己<sup>ウ</sup>爲<sup>ス</sup>、農業<sup>ニ</sup> 二万六千六百五十八人、官<sup>コロンブス</sup> 民十四万五千人、及<sup>ヒ</sup>「ヨーデン」<sup>ノ</sup>宗旨法徒拾九  
 万人あり、○此國の市邑ハ、六百二十三ヶ所なり、  
 魯西亞の大豊<sup>ホルスト</sup>督<sup>官</sup>、コンスタンティーン、<sup>人</sup>國帝那波列翁<sup>佛蘭西帝</sup>、を訪問<sup>シ</sup>、數多の懇懃  
 の待遇を受<sup>タ</sup>、○亦女王「ヒキトリア」<sup>英吉利女王</sup>を<sup>云</sup>、殿下をも訪問セリ、

埃及ノ情勢

厄日多

エギフテ

厄日多の副王、近日國中の政事に肝要ある改正を爲セリ、

スエズ運河  
開鑿ノ計畫

「シユエス」の窄隘ある地峽を塹通<sup>シ</sup>、地中海を西紅海と合<sup>シ</sup>、以<sup>テ</sup>歐羅巴と亞細亞との貿  
 易を盛ん<sup>ス</sup>せん<sup>ト</sup>謀<sup>ル</sup>、

英吉利の諸船、是<sup>レ</sup>依<sup>テ</sup>、五十日中<sup>ニ</sup>ハ、支那へ至<sup>ル</sup>よ<sup>ト</sup>を得<sup>ベ</sup>、

米國ノ情勢

亞墨利加

墨其西哥ノ  
内訌

「ベウフラ」一名「メキシコ」に於<sup>テ</sup>、前任の大統領「サンタ、アウナ」氏を、兼攝政治<sup>ニ</sup>復<sup>シ</sup>、  
 前位<sup>ニ</sup>登<sup>ラ</sup>ら<sup>ズ</sup>めんと欲<sup>ス</sup>、騷擾<sup>ヲ</sup>起<sup>ス</sup>、遂<sup>ニ</sup>其意<sup>ヲ</sup>達<sup>ス</sup>る<sup>ノ</sup>よ<sup>ト</sup>能<sup>ハ</sup>、  
 門徒等一揆<sup>ヲ</sup>起<sup>シ</sup>、手入<sup>ヲ</sup>成<sup>シ</sup>、大統領の「コモンホルト」<sup>人</sup>の力を竭<sup>セ</sup>、取  
 捌<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>、其初發<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>消沮<sup>ス</sup>、

「メキシコ」領「クエルレロ」<sup>地</sup>の南方<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>、床<sup>ヲ</sup>成<sup>シ</sup>たる過多の金鑛の地を發明<sup>セ</sup>、

南米三國條  
約締結

「ブラシリ」並<sup>ニ</sup>「アルゲンティン」共和政治「バラギユアイ」の三ヶ國の間<sup>ニ</sup>、親和貿易及  
 ひ航海の條約<sup>ヲ</sup>成<sup>セ</sup>、

「ユラキユアイ」領<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>、民<sup>ヲ</sup>主宰<sup>ス</sup>せる官<sup>ト</sup>、大統領「ベレイラ」<sup>人</sup>との間<sup>ニ</sup>、不和<sup>ヲ</sup>生<sup>ゼ</sup>  
 ぜ、其不和<sup>ヲ</sup>、恐<sup>ル</sup>、右共和政治及<sup>ヒ</sup>「ブラシリ」の間<sup>ニ</sup>の好き交通<sup>ヲ</sup>破<sup>ル</sup>る<sup>ノ</sup>よ<sup>ト</sup>至<sup>ル</sup>べ<sup>シ</sup>、

共和政治の「ホリフィア」<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>、種々の人其大統領たらん<sup>ノ</sup>よ<sup>ト</sup>を欲<sup>ス</sup>する<sup>ノ</sup>よ<sup>ト</sup>し<sup>テ</sup>、國の平  
 穩の障<sup>ト</sup>なる<sup>ノ</sup>よ<sup>ト</sup>度々<sup>ニ</sup>是<sup>レ</sup>あり、

「セーリー」國<sup>ト</sup>、當今平穩<sup>ナリ</sup>、

「ドン、マニユエル、モント」<sup>人</sup>同所五ヶ年間<sup>ノ</sup>、大統領の任<sup>ニ</sup>舉<sup>ゲ</sup>ら<sup>ル</sup>、

北亞墨利加合衆國及<sup>ヒ</sup>「サルデニー」國<sup>ト</sup>、和親貿易航海の條約<sup>ヲ</sup>決<sup>メ</sup>、

「ヒユカナン」君、北亞墨利加合衆國の大統領<sup>ニ</sup>選舉<sup>サ</sup>れた<sup>リ</sup>、此人<sup>ト</sup>、<sup>人</sup>「スラーフル子イ」  
 人を贖<sup>フ</sup>、奴僕<sup>ト</sup>の連綿<sup>ヲ</sup>を護<sup>ル</sup>る<sup>ノ</sup>人<sup>ト</sup>の敵<sup>ト</sup>、其最大<sup>ナル</sup>談<sup>ヲ</sup>、<sup>人</sup>「スラーフル子イ」<sup>前</sup>拔<sup>廢</sup>せる  
 を主<sup>ト</sup>とする「コロチル」<sup>官</sup>「ツーマント」<sup>人</sup>、

伊斯巴泥亞<sup>ニ</sup>屬<sup>ス</sup>たる南北亞墨利加の諸種<sup>ノ</sup>の亞墨利加共和政治の間<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>相議<sup>ス</sup>、<sup>人</sup>「フ  
 レイホイトルス」<sup>戰</sup>争<sup>ノ</sup>時<sup>ニ</sup>當<sup>テ</sup>、<sup>人</sup>政府<sup>ノ</sup>の命<sup>ヲ</sup>を以<sup>テ</sup>、<sup>人</sup>敵國<sup>ノ</sup>の商船押領<sup>ス</sup>る<sup>ノ</sup>人<sup>ヲ</sup>を云<sup>フ</sup>、<sup>人</sup>を禁<sup>ジ</sup>、且<sup>ツ</sup>一般貿易<sup>ヲ</sup>成<sup>ス</sup>さん事<sup>ヲ</sup>を約<sup>ス</sup>、此<sup>ノ</sup>よ  
 於<sup>テ</sup>、新<sup>ニ</sup>「グレナダ」<sup>地</sup>名「ギユアテマラ」<sup>上</sup>「メキシコ」<sup>上</sup>、<sup>人</sup>「ベリユー」<sup>上</sup>「ポリヒア」<sup>上</sup>「コル

「ヒユカナ  
ン」大統領  
ニ選<sup>バ</sup>ル



タ、リカ」上及ひ「フェ子シユエラ」上等、各使節を出し、華盛頓<sup>ワシントン</sup>に於て、名判せしむ、○此の條約を行んる爲ふ、「ホリヒア」出<sup>前</sup>一名「リーマー」に於て、會合するを、  
 北亞墨利加の「フレイボイトル」出<sup>前</sup>「ウルケル」名なる者、中央亞墨利加の「ホンテユサス」地及ひ「キュアテマラ」名<sup>地</sup>を押領せんとせしむ、度々其の住民を追散らされ、遂に其意を達せず、

海軍

近世の告書に據れ、支那及び東印度出張の歐羅巴海軍左のこと、

副章 以 の部を見るを、

和蘭海軍同所出張左のこと、

副章 呂 の部を見るを、

北亞墨利加海軍、支那及び東印度海出張左のと、

副章 波 の部を見るを、

以 の部

ア コ ー ン 號 船 英吉利 大砲 十二門 船將 ア ウ ア、ホ ー ド  
 アルリカトル 同上 同上

東洋ニ於ケル歐洲列國ノ海軍

ヒ	ユ	ス	ト	ル	ト	上	同	同	二	門	同	フ	フ	ソ	ル	リ	ン	リ	ン								
ヒ	ツ	テ	ル	ン	上	同	同	同	六	門	同	ハ、	バ	ヘ	ア	ミ	ス										
コ	ル	キ	ユ	ツ	ク	上	同	同	八	十	四	門	同	カ	ヒ	タ	ン	ム	シ	ル	ム	セ	モ	ウ	ル		
カ	ミ	ル	ラ	上	同	同	同	同	十	六	門	同	ク、	フ、	コ	ル	フ	キ	レ								
コ	ミ	ユ	ス	上	同	同	同	同	十	四	門	同	ル、	エ	ン	キ	ン	ス									
コ	ロ	マ	ン	ト	ル	ス	上	同	三	門	同	ス、	ト	ン	グ	ラ	ス										
コ	ロ	イ	ス	ル	上	同	同	同	十	七	門	同	セ	フ	エ	ル	ラ	ウ	エ	ス							
エ	ル	ク	上	同	同	同	同	同	十	二	門	同	イ、	フ、	セ	ハ	ミ	ル	ト	ン							
エ	ン	コ	ウ	ン	ト	ル	上	同	同	十	四	門	同	カ	ヒ	タ	ン	名	官	名	官	名	官	名	官		
フ	エ	レ	イ	上	同	同	同	同	六	門	同	ク	ラ	ト	オ	コ	ル	ラ	グ	ハ	ン						
ヘ	ル	キ	ユ	レ	ス	上	同	同	同	六	門	同	セ	ト	レ	ク	キ	ト									
ホ	ン	ク	コ	ン	ク	上	同	同	同	四	門	同	エ	フ	名	官	名	官	名	官	名	官	名	官	名	官	
ホ	ル	子	ッ	ト	上	同	同	同	同	十	七	門	同	セ、	セ、	フ	ヤ	ル	セ	イ	ト						
イ	ン	フ	レ	ク	シ	ブ	レ	上	同	同	六	門	同	イ	コ	ル	ベ	ッ	ト								
シ	ン	デ	ン	上	同	同	同	同	同	四	門	同	ハ	フ	エ	ル	リ	ス	マ	ス	ト	ル	コ	ニ	エ	イ	ト







安政五年二月五日

一五二

ラ	ン	シ	ール	同	同	イ	イ	ブ	テ	ヨ	ン	チ	ヲ	ウ	ド	ラ	ー	ト
バ	タ	ン	ク	同	同	ブ	フ	ア	ン	フ	エ	イ	キ	リ	ス			
第十四番カノ子ールホート																		
メ	テ	ユ	サ	號	船	螺	旋	コ	ル	フ	エ	ツ	ト	船				
プ	リ	ン	セ	ス	ア	メ	リ	ヤ	同	同	ウ	ハ	ア	ウ	エ	ス	セ	リ
モ	ン	タ	ラ	ト	ー	同	同	同	同	同	第	一	等	助	役	イ	ア	ン
ア	ム	ス	ト	ル	ダ	ム	上	同	同	同	船	將	次	官	ア	ア	テ	フ
メ	ラ	ビ	ー	上	同	蒸	氣	船			第	一	等	助	役	フ	ル	ツ
エ	ツ	ト	ナ	ー	上	同	同	同	同	同	イ	イ	ウ	エ	ス	テ	ロ	ウ
ブ	ー	ニ	キ	ス	上	同	同	同	同	同	ア	ド	ス	カ	ラ	ル	ク	ソ
シ	ユ	リ	ナ	ー	メ	上	同	同	同	同	第	一	等	助	役	フ	ル	ツ
サ	マ	ラ	ン	グ	上	同	同	同	同	同	イ	ア	フ	ア	ン	オ	ム	メ
セ	レ	ベ	ス	上	同	同	同	同	同	同	エ	ム	セ	バ	ー	ク		
オ	ン	リ	ユ	ス	ト	上	同	同	同	同	ア	グ	ラ	ム	ベ	ル	ト	
アドミラルフアン、 キンズベルゲン																		
オ																		

波の部

サンヤシントー  
 千八百五十七年第七月廿日、安政四年巳閏五月廿九日、第二號和蘭所轄印度公共鎮臺の決定に附屬す、

鎮臺廳秘史

姓名不詳奉る、

- 手塚 律 藏
- 市川 齋 宮
- 浅井 雄 三 郎
- 西 周 助
- 山内 六 三 郎
- 木村 宗 三

安政五戊午年正月

別段風説添書

別段風説添書

千八百五十七年第十二月、當巳十一月十五日、出嶋ふ於て、此の別段風説書を、長崎鎮臺に捧く、  
 此の書を、當夏落手せし故ふ、猶早く捧ふさふり、然るふ事務甚多忙あるを以て、大ふ遅滞せり、

日本ふて和蘭の全權

安政五年二月五日

一五三



安政五年二月五日

一五四

ドンクル・キユルシユス

手塚 律藏

市川 齋宮

浅井 雄三郎 謹譯

西 周 助

山内 六三郎

木村 宗三

安政五戊午年正月

○江戸ノ譯官ノ手ニ成レル和蘭別段風説書ハ、外務用録・沿海杞憂・高麗環雜記等、マ  
タ之ヲ載ス。而シテ此等ノ書ヲ對比スルニ、船號・人名等、各異同アリト雖モ、今、一  
々傍註トシテ之ヲ記入スル能ハザルヲ以テ、總テ之ヲ略セリ。仍ホ、安政四年和蘭船  
ノ齋セル別段風説書和解ハ、上ニ掲ゲタルモノノ外、同年十月、長崎通詞ガ翻譯シテ  
長崎奉行ニ提出セルモノアリ。江戸ノ譯官ノ手ニ成レルモノト、其ノ文辭頗ル異ナ  
ルヲ以テ、參考ノタメ、次ニ之ヲ收ム。

〔和蘭別段風説書〕

○長崎縣立圖書館所藏本

別段風説書

和蘭國

和蘭ノ情勢

一千八百五十七年第七月一日安政四巳年五月十日まで、稀の如く和蘭國無事平穩よて、他の國々皆陸  
敷暮せし、

一貿易航海、其餘産業彌増なり、

一千八百五十五年第十二月安政二卯年十一月頃、オーステンレイキ國と條約取結たり、其旨趣を、國  
民互に永久辨利のため、貿易航海の規定取極あるな、尤是迄を、唯國民互に同等ある  
へきたる、書面千八百十七年文化十、千八百三十七年天保八、千八百五十年嘉永三、引續取  
替置し而已なり、

一スウェーデン國、ノールウエーデン國、フレイエ、ハンセスタット、ブレメン地オーステ

ンレイキ國、プロイス國、ハノーフル國、サクセン國、サルデイーニー國と談判し、海外

和蘭領地の港は、コンシユライレ、アゲンテン名置を規定を決せり、又大貌利太尼亞

國、デーチマルケン國とも、双方の領地外海外所領の港の多、右同様の談判よおよへ

り、右兩國およびオーステンレイキ國の事と、既千八百五十五年第十二月安政二卯年十一月頃、  
治定せり、其全を、千八百五十六年初半安政三辰年四月頃、治定は、

一千八百五十六年第五月十九日安政三辰年四月十六日、スハーゲ地よおむと、和蘭國ゴロト、オース

テン、デル、フレイエ、メッセラールス、オルデ内密よて貧人を救ふ等の善を行ふ人の組を言、の一百年回の祝儀あ

安政五年二月五日

一五五

蘭國通商條約締結



安政五年二月五日

一五六

り、又王子フレデリック、デル、チードルランデン名人のゴロート、メーストル、スカップ、職四十年回の祝儀あり、

一千八百五十六年七月十八日、安政三辰年六月十七日、ハールレム地名よといそ、版行術發明者ラウレンス、ヤンスゾーン、コストル名の像建立成就せり、此像を國民よ因そ、街市ハールレムに安置せ、

一オランエ名の王子誕生日十六日祝儀の折、國王其王子を、レデメント、ゲレナデイルス、エン、ヤーゲルスの軍陣の名の、ロイテナント、コロ子ル名の官およひ海軍のカピティン、ロイテナント、名の官およひゴロート、コロイス、ファン、デ、オルデ、ファン、デン、チードルランツレの身分の名よ任せり、

一右王子、當年歐羅巴の北國へ旅行の志を起せり、

一和蘭領印度の軍兵肝心ある證として、國王よ、其太子を、歩兵組のロイテナント、コロ子ル名の任よ命せ、

一千八百五十六年第九月、安政三辰年八月頃、スハーゲ地名よといそ、和蘭國諸手職製造方産業の多き、毎年惣會の五度目の寄合あり、

和蘭領印度

一セイ子、エキセレンシー稱ゴウフルニウル、ゲ子ラール名官グ、フパビユット名人千八百五十七年第六月廿八日、當巳閏五月七日、よ、第七月四日、當巳閏五月十三日、迄、レアングル名地レグント、スカツヘン名地よ旅行せ、其折キナ樹植付方を點檢せり、キナ樹皮を、熱病最上の藥劑ある事顯然なり、今迄唯南亞墨利加州の森林のみよ生し、其樹皮得るよきものよより、其藥劑甚高價ありき、和蘭政府右樹を今既よ瓜哇よ取寄せたり、兩三年後よ至らハ、キナの價安あらんとの噂ある程なり、

一和蘭領印度の執政デヘール、メーストル、稱セフェイスル名人願よ因そ、國王よ其勤功を賞せらば、首尾能退勤を免さば、千八百五十七年第三月、當巳年二月頃、和蘭國よ赴たり、

一近頃のデレクテユール、ケ子ラール、ツール子ーメンド、名官ダイレクテユール、ファン、フイナンション、名官デヘール、ヨングヘール稱イフホウシツカマー名人、和蘭領印度の執政官よ任せり、

一スコウトベイナグト、名官東印度海軍指揮役、およひインスペクテユール、デル、マリ子、名官デヘール、稱イフドボウリシユス名人、フイーセ、アドミラル名官よ昇進せり、

一千八百五十六年第七月十一日晚、安政三辰年六月十日、セイ子、ホーグヘイト稱フイドレ名地のシユルタン、王齡八十六歳よして死去せり、

安政五年二月五日

一五七



安政五年二月五日

一五八

一千八百五十七年二月十四日、安政四巳年正月二十日、ボニーセレベス國を言、國王アグマツトサーレ、名一人、アループーギー死去せり、

一千八百五十七年六月廿八日、當巳年閏五月七日、晝後、リフナイト名地のオンドル、コーニング名、官ラデアアリ名死去せり、

電信機ノ架設

一千八百五十六年半末、安政三辰年八月頃、瓜哇よエレクトロ、マグ子テイーセン、テレガラーフエレクトロ機、の造營を始む、

一千八百五十六年第十月、安政三辰年九月頃、既よ右合圖機咬啗吧よりボイテンソルグ名、まぐ仕掛、第六月當閏五月頃に至て、サマラング名、まぐ、其機械を設置り、

輸出入ノ全額

一瓜哇よひマデュラ名地の輸入輸出の租税、千八百五十六年中、安政三辰年中、六百二十七萬八千令十ギユルデン一分九厘の高におよへり、

惡疫流行

一當年も先年の如く、瓜哇よひ外國の領地、志望の如く氣候堅固からば、コレラ病熱病瘡、デイセンテリー病烈しくし、死亡甚多し、

地震

一外國領地折々地震あり、第四月當巳年二月三月頃、チイラゴロトバンダーおよひ、テイモルテルホルトカリホルトカ領地、よおるゝ最甚し、

一和蘭海軍、再び印度海の諸方に、海賊捕方のあゝ出張せり、

一我海軍許多の海賊を捕得たり、又諸人のスラーフル子イ人を購ふて奴僕よせざるを云、を脱る事を遂得たり、

一ボル子オ名地の西方、セレベス名地の東渚、およひパレムバンク名地ラムポング、セデイステリグテン名地の不和、和蘭兵軍の力を以平治せり、

一テイモル名地よ於て、一小侯并一屬長兵端を開し外を、和蘭領印度地中希望をへさの安靜なり、テイモル名地土寇防禦の爲め、一手の軍勢出張せり、

一當年の始、印度中和蘭政府と、シユマタラ嶋アテイー名地の地主と、和平親睦交易の條約を取結あり、

貌利太尼亞領印度

一千八百五十六年安政三辰年の始、ゴウフルニユール、ゲ子ラール、官ロルト、尊ダルハウシー名地、尊稱、ロルト尊稱、カンニン名地よ官務引繼、英國よ歸りあり、

一オウデ名地、同年の始、貌利太尼亞國領に成しうとを云、人移住よて不及事相濟あり、ニサム一侯の尊稱の領地あるインランツエスタート共和政事の地、尊稱、今よ貌利太尼亞國領とは成さるあり、

一カルキニツタ名地よりの便よそハ、ベンガラ國并マタラス名地より、二レギメント隊部の名の歐羅

安政五年二月五日

一五九

英領印度ノ情勢

總督交代

印度ノ英兵支那ニ出征セントス



安政五年二月五日

一六〇

土兵ノ騷擾

巴勢、并セイロン<sup>地名</sup>のヤーゲル<sup>軍陣</sup>の一隊、唐國合戦の爲め出陣をへきとなり、  
一極末の便よてを、ベンガラ國中よおしそ、二十レギメント<sup>前出</sup>の出つ、の土兵騷擾を差起し多  
るとなり、

一ピュンヤツプ<sup>地名</sup>オウデ<sup>地名</sup>其外北西の國々安靜あり、ベンカラ<sup>國名</sup>ホムハイ<sup>地名</sup>の軍陣親睦よ  
しく、此方角を靜謐なり、

土寇

一テルヒ府街を、土寇の面々最會集の場所あり、

一當第五月三十日、三十一日、<sup>巳五月八日</sup>土寇二度迄打散させ、遂に第六月八日、<sup>巳五月十七日</sup>歐羅巴  
軍陣の多たよ、右府街中よ追込らきあり、デルヒ府街を、歐羅巴軍陣の多たに取圍せ、速  
に降參をゆるさ模様なり、

一子ーミニク<sup>地名</sup>の砦を、地下の一士官、土寇扶助のため開遣しあり、

一ラホール<sup>地名</sup>より申越の趣こそハ、ハンシ<sup>地名</sup>ヒスサル<sup>地名</sup>よおるそハ、歐羅巴人悉殺害され  
しとなり、

一ラホール<sup>地名</sup>よ於そを、騷擾全治たり、是第五月三十日、<sup>巳五月八日</sup>メーリニツト<sup>地名</sup>の土寇悉  
皆打負し故なり、

貌利太尼亞領印度所屬

新嘉坡ノ情勢

シンガポール

一千八百五十六年<sup>安政三年</sup>の末、并千八百五十七年<sup>安政四年</sup>の始頃を、兎角唐人共信實の儀なく、  
不作法の事のみ多し、

一ヒーナン嶋よおるそハ、唐人とも同年の始、擾亂を爲んとしありまうとも、速に安靜よ  
治りあり、

喜望峯

一一統物靜なり、

一此地よおるそを、益安泰繁昌なり、

アウスタラリー

一金坑の物なり打續莫大あり、

一フイクトリア<sup>地名</sup>より輸出の金掛目、公然の告知よそハ、千八百五十五年<sup>安政二年</sup>中、二百六  
十七萬四千六百七十七オンス<sup>量目</sup>の量よしく、金價よてハ、千六十九萬八千七百八十  
テルリンク<sup>錢名</sup>なり、金産之儀を、千八百五十五年<sup>安政二年</sup>迄、千八百五十四年<sup>安政元年</sup>より三  
割五歩相増あり、

一南アウスタラリヤにおるそを、近頃一般運輸便利のため、初に鐵路を開きあり、

安政五年二月五日

一六一

金ノ産額

濠州ノ情勢

喜望峰ノ情勢



安政五年二月五日

一六二

一タスマニヤ<sup>地名</sup>よおいそ、銀坑・銅坑、并子ウロウト、ワルレス<sup>地名</sup>よおいそ、新よ金鑛を見出あり、

支那ノ情勢

支那

土寇

一支那の北方并西方よそハ、土寇騒亂打續き、キャンシ州の府街ハ、大凡彼手に屬し、其上今まそ靜謐なりしアガンクウキイ州まそ、土寇新よ出來せり、

一ヤンツエキャン<sup>地名</sup>の南方の國も、同様擾亂頻あり、

一合戦の砌、官軍方利を失へり、土寇の首長タイピンワン<sup>人名</sup>ハ、近頃三萬の軍勢あり

そ、第四月<sup>當巳三月</sup>便之趣あるを、クワンシンフ<sup>府名</sup>其外フユリキーン<sup>地名</sup>より北西よ所置の場

所へハ、軍卒召連巡歴せしとなり、

一近頃の便之趣よそ、シャオウト<sup>地名</sup>ハ、イーピン<sup>地名</sup>ハ、土寇のたえ押領せらそ、

當時ハ土寇ホホウ<sup>地名</sup>よ責入あり、シユチアン<sup>地名</sup>近傍よそハ、官軍公然よ擾亂を差起あり、

一上海廈門、第五月便之趣こそハ、萬端物靜なり、

一テグゴウ<sup>地名</sup>よおいそ、土寇の勢威漸々彌増勝利あるにより、騒亂益相募あり、

一千八百五十六年第十月<sup>安政三年辰九月</sup>中、廣東のマンダレイエン<sup>官名</sup>啖咭喇國旗を穢し、其多の

掛合をも否と聞届さしなり、

上海廈門ハ平穩

英軍廣東攻略

一右よ付、啖人兵端を開し處、其地滞在之拂朗西船より加勢いあしたり、

一廣東河邊の兩三砦、啖咭喇人の多め乗取らきたり、

一廣東府街を放發せらそ、其火勢烈しく、外街まそ延焼いあし、唐方よは、莫大の損害よ相成あり、

一漸々全無益の和講よそ、敵意を却そ解さるなり、

一外國人、廣東よりワンポー香港およひ、瑪港の方へ立退へき時宜よ成行あり、

一啖咭喇人の大損失を計り、唐人等廣東の商館焼拂あり、

一ホンコンにおゐるハ、唐人等ブロート<sup>餅</sup>中<sup>蒸</sup>に、アルセニシキユム<sup>毒藥</sup>を加調し、貌利太尼亞

人を毒殺さんと計較しあり、

一然まとも其惡謀成就せざしあり、

一千八百五十七年第六月十日、<sup>安政四巳年五月十九日</sup>便之趣あるを、啖咭喇船と唐船と海戦いあし、唐

人等利を失ひ、遂よ啖人の爲よ、許多の唐船船底を打穿たきたり、

一近頃の風説こそハ、廣東飢饉あり、

一啖咭喇人、其勢を愈募り、風評あるを、啖咭喇國より、五萬の大軍到るを待そ、銳氣を

出し、此軍を盛んよさんと欲ざり、

英清海戦

安政五年二月五日

一六三



朝鮮開港ノ  
説  
英國ノ情勢

安政五年二月五日

一六四

一此内外の擾亂に因り、貿易を妨る事甚し、  
一風説よてハ、高麗國王自ら其國渚の港湊を、諸外國民貿易の爲に開き、

大貌利太尼亞并イールランド

(十四日脱力)

一千八百五十七年第四月當巳年三月廿日、暎咭喇國の女王嫡女を産めり、

一魯西亞との戦争、暎咭喇の貿易に障る事なし、

一千八百五十年、千八百五十一年、千八百五十二年嘉永三四年と比較するに、其輸出二千万ポンド

デンステルリング名の高増益あり、所領に之輸出減少し、外國への輸出増益をし事を、

著しき機變あり、

一外國への輸出を、唯六千九百萬ポンドデンステルリング出前よりしと、舊來斯の如き高き及し

事あらば、所領への輸出を、是と異り、唯二千六百五十萬ポンドデンステルリング出前の増

益あり、

一輸出の高、千八百五十六年安政三年の初七个月の間、尙更夥し、

一此年暎咭喇國の軍勢ハルシヤ國へ向ふ、是ハハルシヤ人、千八百五十三年嘉永六年取極し條

約より背き、アフガニストン地に屬するミツデン、亞細亞州の内肝要の場所ヘラット地を

押領せし故より、アブーシル街を討取らば、ハルシヤ軍勢敗走せり、

英國ト波斯  
トノ戦

軍備縮少

一ハルシヤ國王、爰に於て、使節フェリュックハン名人を、パレイス拂朗西國の都府に遣し、千八百五

十七年第三月四日、當巳年二月九日、暎咭喇國と和平を結へり、

一暎咭喇政府は、ニウグレナダー地との通誼を破り、第十二月三日、辰十一月六日西印度海手の

指揮役に命し、ニウグレナダー地の港湊を取圍しむ、暎咭喇國の希望を、ニウグレ

ナダー政府より極りし、暎咭喇人民より對しその貨幣取引を整んう爲あり、

一魯西亞國と和平を結ひし以來ハ、暎咭喇海軍減少せる處、軍艦六十一艘よて、備付大砲

千百九十四門、乗組一万三千六百九十一人あり、

一陸軍も亦減少せり、

一千八百四十二年天保十三年に取極し、條約に循ざるををつと、暎咭喇國と支那と鬭争を發せ

り、此軍の模様を、支那の部より見るへし、

スウェーデン國ノールウェーデン國并デ子マルカ國

一ラップマルケン地飢饉より、怖へきの荒廢あり、

一デ子マルカ國に於て、其國王と執政官との間は大亂生し、近頃の風説よてハ、方今デ子

マルカ國に執政ある者なしとの事あり、

ベルギー國

安政五年二月五日

一六五

白耳義ノ情  
勢

瑞典諾威丁  
抹ノ情勢



安政五年二月五日

一六六

一千八百五十六年第七月廿一日廿二日廿三日去辰年六月廿日廿一日廿二日の間、國王レオポルド名即位より第二十五个年あるを以て、ブリュッセル地に於て、祝事を行へり、

拂朗西國

一千八百五十六年中、此邦内は洪水の大災發せし地あり、

一衆民其地の洪水或は家屋の破滅し就て、緊要の利徳を得へき望を失ひ、其土を離散せり、

一魯西亞セバストポル地を拔し、マールシカルク名ペリスシール名、國帝より、マラッコ

フ地のヘルトグ名に任せらるあり、

一拂朗西國とハムビュルグ國の所有とあるべき天然の造化および術業は因し産物し就て、  
双方證據の多き盟約を決定せり、

一パレイス出前のアルツビスコップ僧位モンセイグニール爵名シボウ名、人千八百五十七年第一

一月四日、去辰年十月九日フェルデルと稱する僧官の多き殺害せられし故、其罪人を、死刑に

行へり、

一彼者の相續を、トゥルス地のカルデイナールアルツビスコップ僧位モンセイグニール

出前モルロツト名に命ぜり、

一近頃の人別計算より、拂朗西國の住民男子千七百八十七万百六十九人、婦女千八百六

十六万九千九百九十五人あり、

オーステンレイキ國

一オーステンレイキ國女帝、千八百五十六年第七月十二日、去辰年六月十一日、女子を産じり、此王

女子の初名を、ゴイルラリユドフイ、カマーリヤーと稱ふ、

一オーステンレイキ國、アルツヘルトグ名カール、ローデウエイキ名と、サクセン國

王女子マルガレーター名と、十一月四日、十月七日、婚姻を取結へり、

一オーステンレイキ國海軍新し整へし分隊の本陣を、トリースト地に備ふへし、

一其一組を、ウエーチン地に屯し、直に國帝の號令を傳へんとす、

プロイセン國

一プロイスの海軍を、方今大砲四十八門備と三十八門備のフレガット船二艘、十二門備蒸

氣コルフエツト船二艘、外ニ帆前コルフエツト船壹艘、スクー子ル船二艘なり、

一ダントシグ地に於て、尙捻仕掛コルフエツト船二艘造立あり、

一プロイセン國の王子、暎咭喇國女王の姉と婚姻を結へり、

スウキッツル國

一プロイセン國王、子ウフカーテル地名フルスト名の名目ありし處、徒黨を催し、其地

安政五年二月五日

一六七



安政五年二月五日

一六八

を右國王の直支配よせんと勉強せと雖も、地頭等此徒黨を征討せり、

一歐羅巴州の大勢此事柄を引請あり、先察せるに、此等と、子ウフカーテル地よ於て、プロイセン國王の緩優を悉く除りし然んとせるの意氣を含たり、

イスパニヤ國

一イスパニヤ國よ於て、争亂打續き、互よ其勢力に乗し競ひ、當時の風説よて、女王方強勢あり、

イタリヤ國

一ナールプス國王を劫し、其政事を變革し、其人民を緩よ治し然らぬめ、嘆咭喇國并拂朗西國おるも勉強せり、

一千八百五十六年十二月八日、安政三辰年十一月十一日、ミリタイレ、パラテ陣列備立の規式を云の折、或る兵卒

ナールプス國王を殺害せんとしたるとも、此儀空しくなると、其者並死刑よ行きあり、

一オーステンレイキ國のアルツヘルトグ官名マキシミアン人名、王國ラムバルデイー

ス、フェチティアーンスのゴウフルニユール、ゼ子ラール官名よ任せらるるとり、

ギリケン國

一魯西亞國と戰爭中、ギリケン國の内所々出張の拂朗西軍勢、拂朗西國よ歸陣せり、

露土兩國間ノ情勢

一ギリケン國社中の模様、相替らば不便あり、

魯西亞國并トルコ國

一拂朗西國嘆咭喇國サルデニー國并トルコ國と魯西亞國と和親の條約、千八百五十六年

三月三十日、安政三辰年二月廿四日、パレイスの都府拂朗西國の都府よおるも名判せし事を、前年述置あり、

一其後第四月廿七日、三月二十三日、パレイスの都府拂朗西國の都府よおるも、和平條約の本紙を取替せり、

一此條約よ因り、魯西亞帝皇、其軍勢よて攻取あるオトマニーセ國、トルコの諸分地を、トルコ國を云の諸分地を、トル

コ國王よ返却せる事を定ぬあり、同盟方より、セバステポル地名バクラファア同上カミ

ス同上エウパトリア同上ケルツエニーカール同上ソウカウムカレ同上の港湊市街其外押領せし

のを、魯西亞國に返却せる事に決しあり、オトマニーセ國前出獨立の事を其儘よしと、フ

ルヘーフェ子ポルテ地名、歐羅巴州公然の規定談判之上配分し利益とせる事を免せり、

此條約を、全體三十四條よしと、壓伏の意を止め、専ら諸國民の肝要を旨とし、以後權勢

の國々信義を折くを防へきの實意を示し、平等和熟せんと欲るの情を表せとのふり、

一第四月十三日、安政三辰年三月九日、パレイスの都府拂朗西國の都府よ於て、嘆咭喇國オーステンレイキ國拂朗西國と、

尙又條約を取結へり、是とトルコ國安全を誓ふの主意あり、

魯西亞國

安政五年二月五日

一六九

露西亞ノ情勢

英埃佛ノ條約締結

講和條約批准書交換  
占領地ノ返還



獨逸ニ倣ヒ  
教育制度ヲ  
改メントス

安政五年二月五日

一七〇

一獨逸國學校の設を知らる爲差越さし博士歸著之上、國帝の命に因り、魯西亞國學校の趣向改正せらるへし、

一手疵を負ひ、永々軍中の務成のこきスタフオフィシール兵卒差配は携らざる士官、并外士官等を、習熟練達あるを以、カデツテン若年未熟の士官をいふ、教導のため、武學館の頭とあるを、而して魯西亞政府に、専ら貨幣出納を改革し、軍隊并海軍を改正せんとす、

學術探檢ノ  
世界旅行

一魯西亞政府に、再ひ諸學探索の旅を催し、魯西亞海軍貴官の一士を其頭とし、世界を遍歴せしむへし、魯西亞人發起の世界巡環を、此節より三十九度あり、

自由貿易論

一此國に於て、フレイハンドル政府に租税を出し、商人相互の商法を言、を企る者と、方今仕來の振合を守る者と、爭論發りし處、諸人此地よてを、フレイハントル前出の行きん事を希望せり、爰に又モスコウ故魯西亞都府政府而已よて、既よ千四百八十五箇の製造所を取建、職業の者十一万七千六百七十七人よして、毎年百十ミリユーン一ミリユーンを、百万の數を云、ギユルデン錢分の產物を出し事あり、

對支貿易盛  
ナリ

一支那に於て、魯西亞國の貿易愈盛にして、是よ付、兩國新よ談判治定せる事ありとの風聞あり、支那の北方アミユル河邊よある魯西亞人の居所ニコライエフ地を、肝要ならざるに非らざる、

新帝即位

一魯西亞國新帝二世アレキサンデル名即位の儀式を、第九月、モスコウ前出に於て取行へり、此時外國より群參のものを并魯西亞官府人民花美を盡し、其輝麗なる事類るよをのちし、

人口

一此折國帝より、戰爭よ難澁さし海岸の諸國よ、許多の憐恤を施さるさの詔を出せり、  
一和蘭國の事を取計し和蘭國王の叔父プリンス、フレデリック名、格別の取扱を請あり、  
一近頃公の書付よてハ、千八百五十五年安政二年中、ポーレン人を除き、魯西亞物國よ、貴戚七万人、町人三百五十万人、レイフェイ、ゲ子ブルーレン人は養てて農業をるものを言、千八百八万人、フレイエ、ブルーレン已の爲よ、業る農民、二万六千六百五十八人、コローン、ブルーレン官府の農民、十四万五千人、  
一ヨードの徒十九万人よして、國中の街市六百二十三个所なり、  
一魯西亞國のゴロート、フアルスト官名コンスタンテイン人國帝ナポレオン人方へ見舞し處、數多懇の待遇を請あり、  
一此大身、女王フィクトリヤ名も亦見舞へり、

埃及ノ情勢

エグイプテ國

一エグイプテ國副王、近頃國中の政事に肝要ある改正を爲さり、  
一シユーエス地名の地峽を切通し、地中海を西紅海を合し、歐羅巴と亞細亞の貿易を盛よせ

スエズ運河  
開鑿ノ計畫

安政五年二月五日

一七一